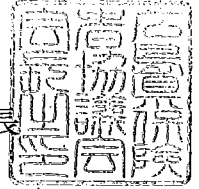


広保協第50号
令和2年3月25日

健康保険組合連合会広島連合会会長 様

広島県保険者協議会会長



令和元年度医療保険者の取り組みに係る実態調査報告書の
送付について

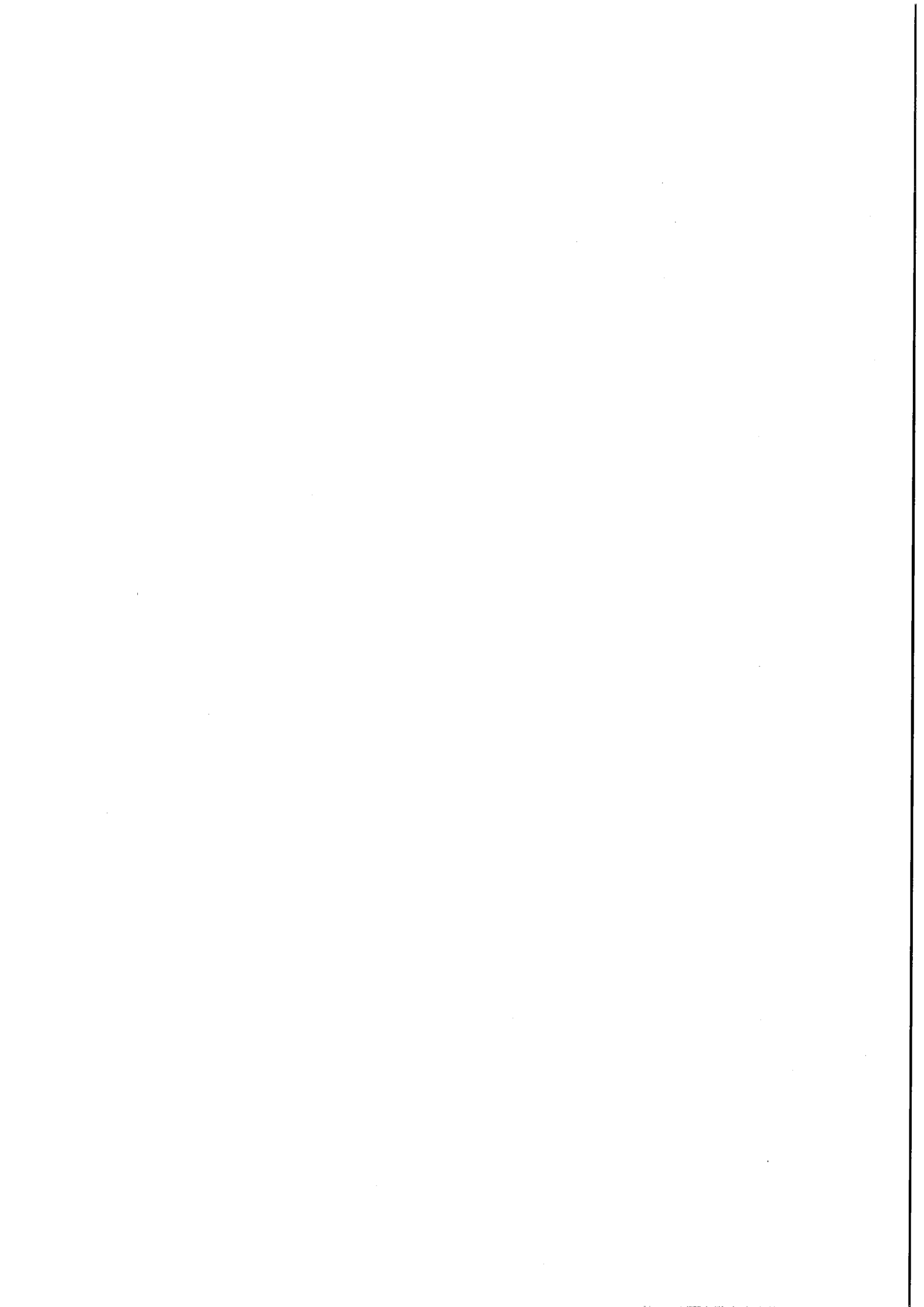
本協議会の事業運営については、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和元年10月30日付け広保協第29号で依頼したこの調査について、結果を取りまとめたので、報告書を送付します。

については、今後の事業や取り組みに御活用いただきますようお願いいたします。

また、当報告書については、貴会加盟の健康保険組合にも送付していただきますようお願いいたします。

〒730-8503 広島市中区東白島町19-49
広島県保険者協議会事務局
(広島県国民健康保険団体連合会内)
担当：小川・田中
TEL:082-554-0772 FAX:082-511-9121
E-mail:jigyou@hiroshima-kokuho.jp



令和元年度

医療保険者の取り組みに係る
実態調査報告書

令和2年3月
広島県保険者協議会

目次

第1章 調査概要	
1 調査の目的	1
2 調査の対象・方法	1
3 調査の回収状況	1
4 調査の項目	2
5 注意事項等	2
第2章 保険者の概要	
1 被保険者の加入者数(平成31年4月1日時点)	3
2 特定健康診査・特定保健指導に係る実務担当者の状況	4
3 被扶養者の居住地の把握状況 (国民健康保険組合・健康保険組合・全国健康保険協会広島支部・共済組合) …	6
第3章 特定健康診査について	
1 過去5年間の特定健康診査受診率の推移	7
2 特定健康診査の受診案内	13
3 特定健康診査の実施体制(自己負担額, 実施形態等)	24
4 特定健康診査の検査項目	27
5 特定健康診査とがん検診の同時実施等	31
6 特定健康診査(集団健診)の会場や日時の工夫	36
7 特定健康診査の未受診者対策	39
8 特定健康診査の受診率向上に向けた取り組みや課題等	44
第4章 特定保健指導について	
1 過去5年間の特定保健指導実施率の推移	73
2 特定保健指導の周知や利用案内等	77
3 特定保健指導の会場や日時等の工夫	87
4 特定保健指導の実施率向上に向けた取り組みや課題等	93
第5章 データヘルスの推進について	99
第6章 歯科口腔保健の取り組みについて	104
第7章 後発医薬品の使用促進とポリファーマシーに関する取り組みについて	107
第8章 地域と職域の連携に向けた取り組みについて	119

第1章 調査概要

1 調査の目的

医療保険者の取り組みに係る実態を把握し、情報提供を行うことで、共通して実施している事業や効果的な取り組みを共有するとともに、各医療保険者及び保険者協議会における事業の企画・実施にあたっての基礎資料とすることを目的として、調査を実施しました。

2 調査の対象・方法

- (1) 調査対象：広島県保険者協議会構成団体の医療保険者
- (2) 調査時期：令和元年10月30日～12月17日
- (3) 調査方法：電子メール及びデータ送付によるアンケート

3 調査の回収状況

回収率：96.2%（対象者数53，回収数51）

<保険者種別の回収状況>

保険者	対象数	回収数	回収率
1 市町国民健康保険	23	23	100.0%
2 国民健康保険組合	4	4	100.0%
3 被用者保険	25	23	92.0%
健康保険組合	(20)	(18)	90.0%
共済組合	(4)	(4)	100.0%
全国健康保険協会	(1)	(1)	100.0%
4 後期高齢者医療広域連合	1	1	100.0%
合 計	53	51	96.2%

4 調査の項目

I 基本情報について
1 被保険者の加入者数
2 特定健康診査・特定保健指導に係る実務担当者数
3 被扶養者の居住地の把握状況 (国民健康保険組合・健康保険組合・全国健康保険協会広島支部・共済組合)
II 特定健康診査の取り組みについて
1 過去5年間の受診率の推移
2 受診案内 (個別通知の方法, 内容物, 時期等)
3 実施体制 (自己負担額, 実施形態等)
4 全員を対象とした検査項目
5 がん検診との同時実施状況
6 会場や日時の工夫
7 未受診者対策
8 受診率向上に向けた取り組みや課題等
III 特定保健指導の取り組みについて
1 過去5年間の実施率の推移
2 周知や利用案内
3 自己負担額軽減のための助成
4 会場や日時等の工夫
5 実施率向上に向けた取り組みや課題等
IV データヘルスの推進について
1 策定状況
2 委託業務内容
3 分析内容や課題等
V 歯科口腔保健の取り組みについて
・ 取り組み状況及び内容等
VI 後発医薬品の使用促進とポリファーマシーに関する取り組みについて
1 後発医薬品の使用割合
2 差額通知の実施状況
3 使用促進に向けた取り組みや課題等
4 ポリファーマシーに関する取り組みや課題等
VII 地域と職域の連携に向けた取り組みについて
・ 実施可能な取り組みや活用できる社会資源等

5 注意事項等

- (1) 本文, 表, グラフに使われる「n」は, 各設問に対する回答数を示す。
- (2) 百分率 (%) の計算は, 小数第2位を四捨五入し, 小数第1位まで表示している。したがって, 単回答においては, 端数処理の影響で%の合計が100%にならない場合がある。複数回答においては, %の合計が100%を超える場合がある。
- (3) 表, グラフにおいて「0(件)」又は「0.0%」は, 「-」と表記している。
- (4) 被用者保険は, 健康保険組合, 共済組合, 全国健康保険協会をまとめたものである。健康保険組合については, 被保険者に県外在住者が含まれていることについて, 留意されたい。
- (5) 問33から問36は欠番。

第2章 保険者の概要

1 被保険者の加入者数（平成31年4月1日時点）（人）

	保険者名	被保険者数	40~74歳 (再掲)
市町国民健康保険	広島市	224,921	171,097
	呉市	42,842	36,359
	竹原市	5,944	5,076
	三原市	20,269	16,770
	尾道市	30,552	25,141
	福山市	94,182	22,740
	府中市	7,912	6,712
	三次市	10,318	8,579
	庄原市	7,664	6,412
	大竹市	6,151	5,035
	東広島市	6,468	5,235
	廿日市市	24,755	6,962
	安芸高田市	5,957	5,107
	江田島市	34,616	25,564
	府中町	9,010	7,051
	海田町	5,337	4,114
	熊野町	5,143	4,335
	坂町	2,544	2,044
	安芸太田町	1,489	1,221
	北広島町	4,047	3,252
大崎上島町	1,795	586	
世羅町	3,588	2,989	
神石高原町	2,015	1,743	
	後期高齢者医療広域連合	416,310	—

(人)

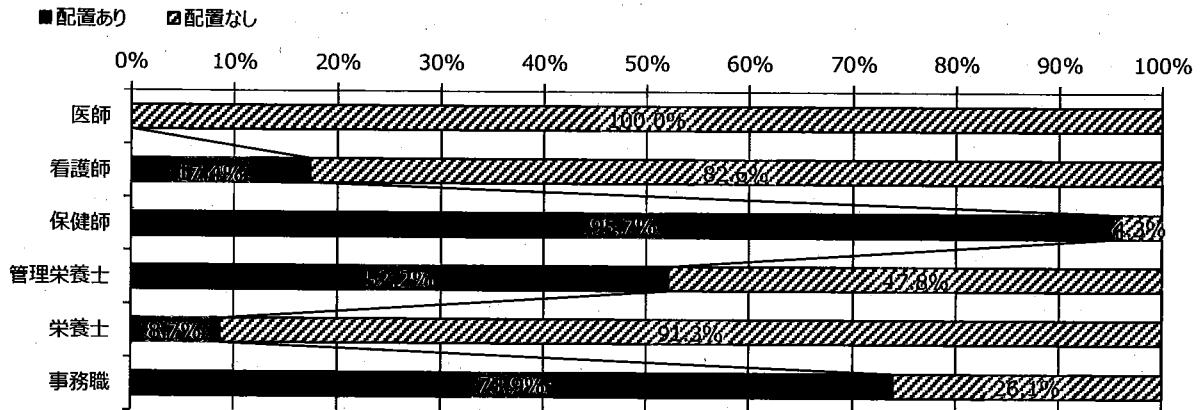
	保険者名	加入者数全体	本人・ 組合員数	40~74歳 (再掲)	被扶養者・ 家族数	40~74歳 (再掲)	
国民健康保 険組合	広島県歯科医師国民健康保険組合	8,206	4,977	2,751	3,229	1,213	
	広島県医師国民健康保険組合	9,226	5,406	4,170	3,820	1,604	
	広島県薬剤師国民健康保険組合	1,404	841	628	563	255	
	広島県建設国民健康保険組合	23,305	10,785	8,444	12,520	4,477	
健康保険組合	マツダ健康保険組合(※)	72,480	36,267	18,719	36,213	8,535	
	広島ガス電鉄健康保険組合	8,186	3,892	2,784	4,294	1,265	
	広島銀行健康保険組合	9,807	5,397	3,221	4,410	1,181	
	中国電力健康保険組合	35,872	16,544	11,285	19,328	5,959	
	中国新聞健康保険組合	3,323	1,597	1,107	1,726	512	
	中電工健康保険組合	9,266	4,635	2,489	4,631	1,138	
	福山通運健康保険組合	15,797	8,631	5,591	7,166	1,778	
	西川ゴム健康保険組合	3,512	1,868	1,098	1,644	473	
	広島東友健康保険組合	33,189	18,138	8,883	15,051	3,517	
	ソルコム健康保険組合	3,439	1,742	1,326	1,697	570	
	イズミグループ健康保険組合	14,511	10,921	6,581	3,590	587	
	広島県自動車販売健康保険組合	8,076	3,974	2,015	4,102	812	
	広島信用金庫健康保険組合	2,288	1,193	547	1,095	225	
	中国しんきん健康保険組合	9,427	5,546	3,021	3,881	977	
	ウラベ健康保険組合	4,480	2,033	856	2,447	413	
	しんくみ中国健康保険組合	2,680	1,665	744	1,015	267	
	青山商事健康保険組合	12,534	7,637	64	4,897	42	
	日本製鋼所健康保険組合広島支部	4,137	2,167	1,056	1,970	500	
	共済組合	地方職員共済組合広島県支部	11,863	6,003	4,037	5,860	1,281
		警察共済組合広島県支部	14,446	5,930	2,752	8,516	1,473
広島県市町村職員共済組合		35,451	17,967	10,511	17,484	3,234	
公立学校共済組合広島支部		36,910	22,245	13,073	14,665	2,974	
	全国健康保険協会広島支部	1,094,182	657,019	—	437,163	—	

(※1) 平成31年3月31日時点

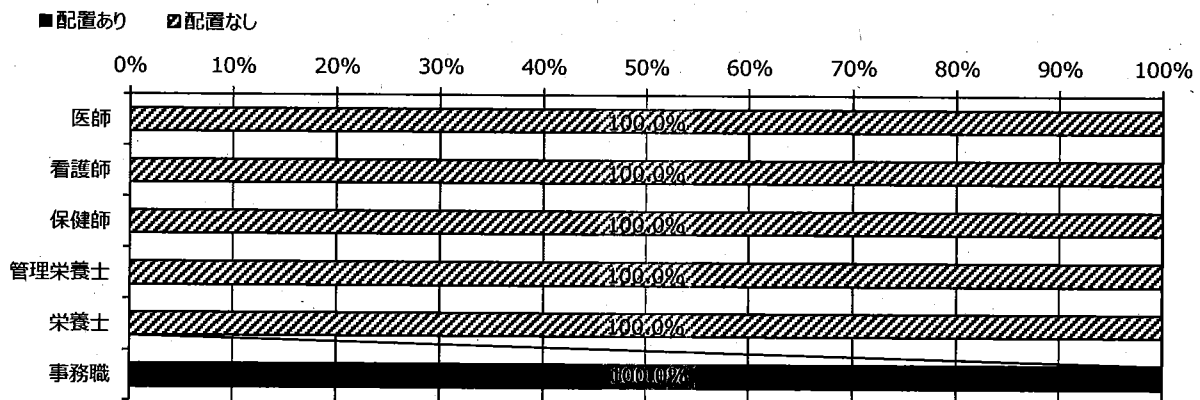
2 特定健康診査・特定保健指導に係る実務担当者の状況

(1) 保険種別・配置状況

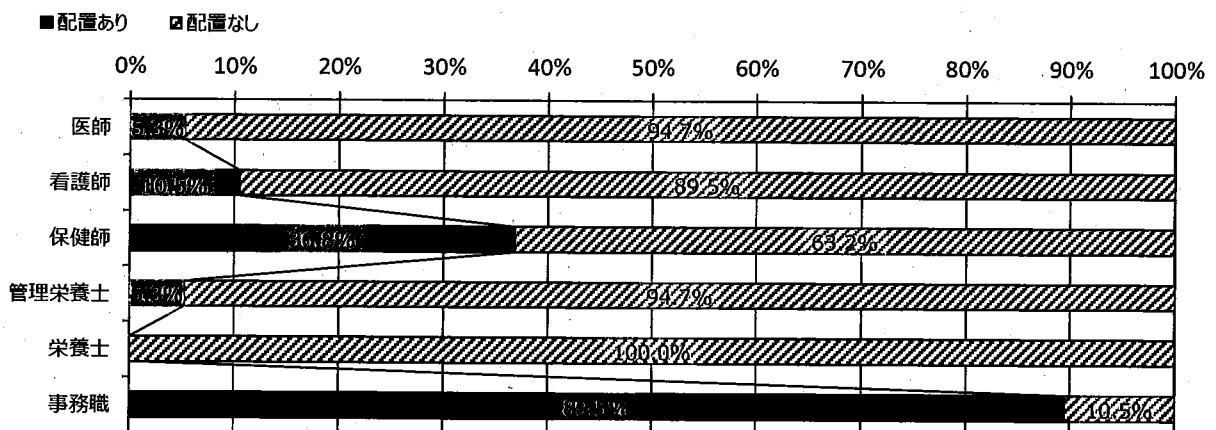
【市町国民健康保険】 n=23



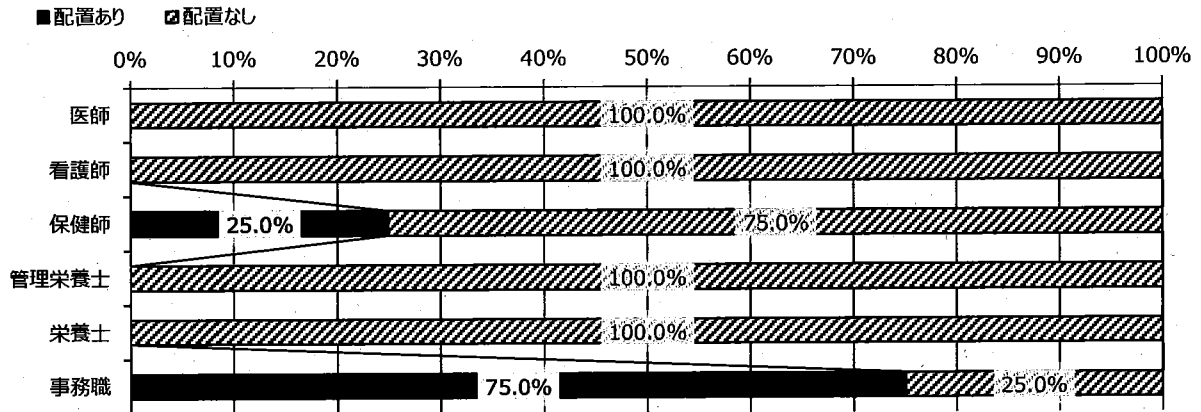
【国民健康保険組合】 n=4



【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



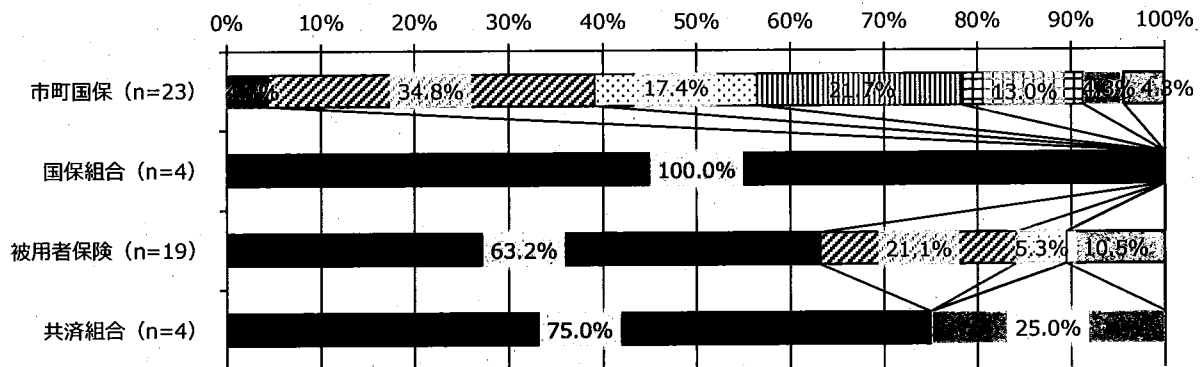
【共済組合】 n=4



(2) 職種別・配置状況

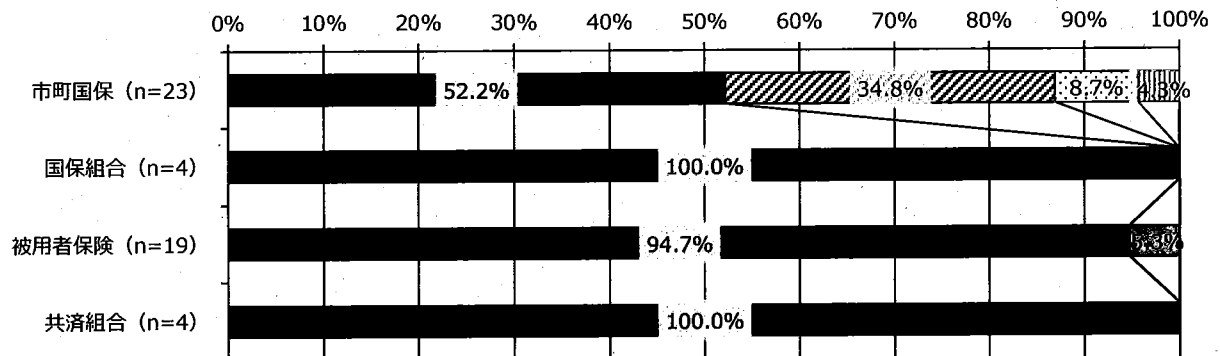
【保健師】

■0人 □1人 □2人 □3人 □4人 □5人 □6人以上



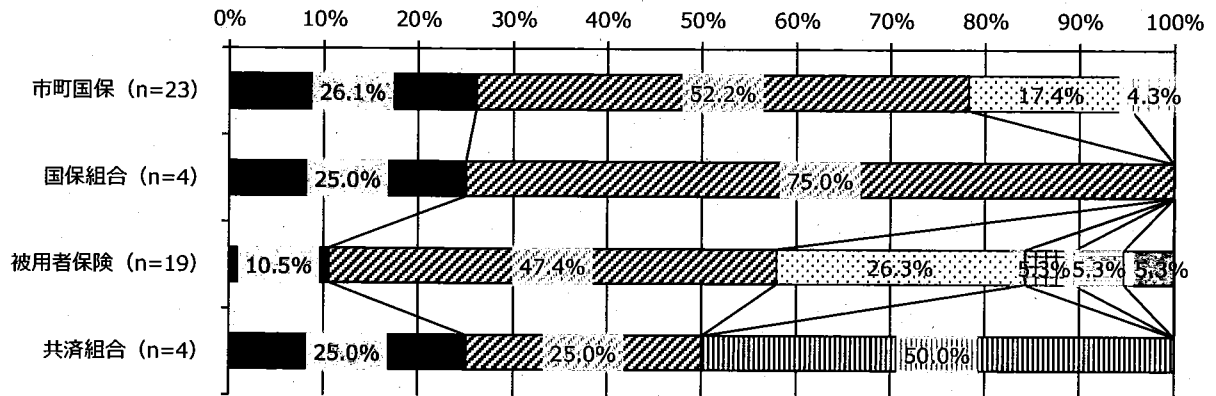
【管理栄養士】

■0人 □1人 □2人 □3人 □4人 □5人 □6人以上



【事務職】

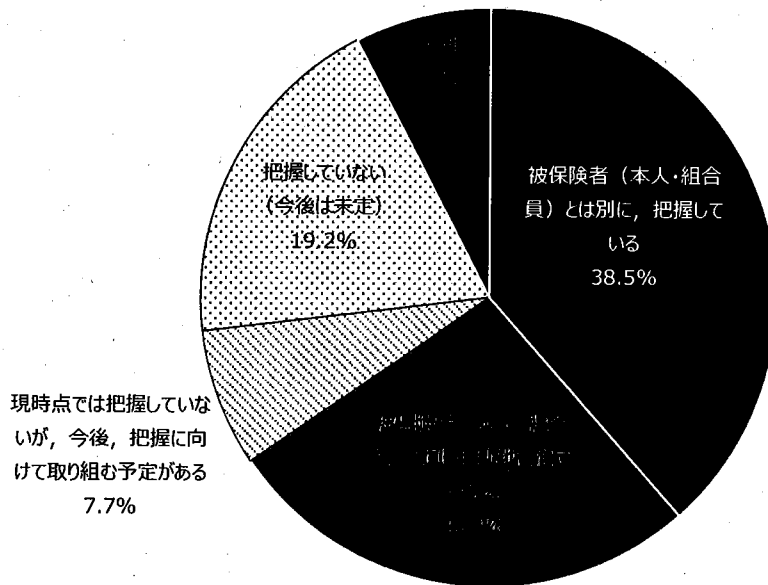
■0人 □1人 □2人 □3人 □4人 □5人 □6人以上



3 被扶養者の居住地の把握状況

(国民健康保険組合・健康保険組合・全国健康保険協会広島支部・共済組合)

保険者割合



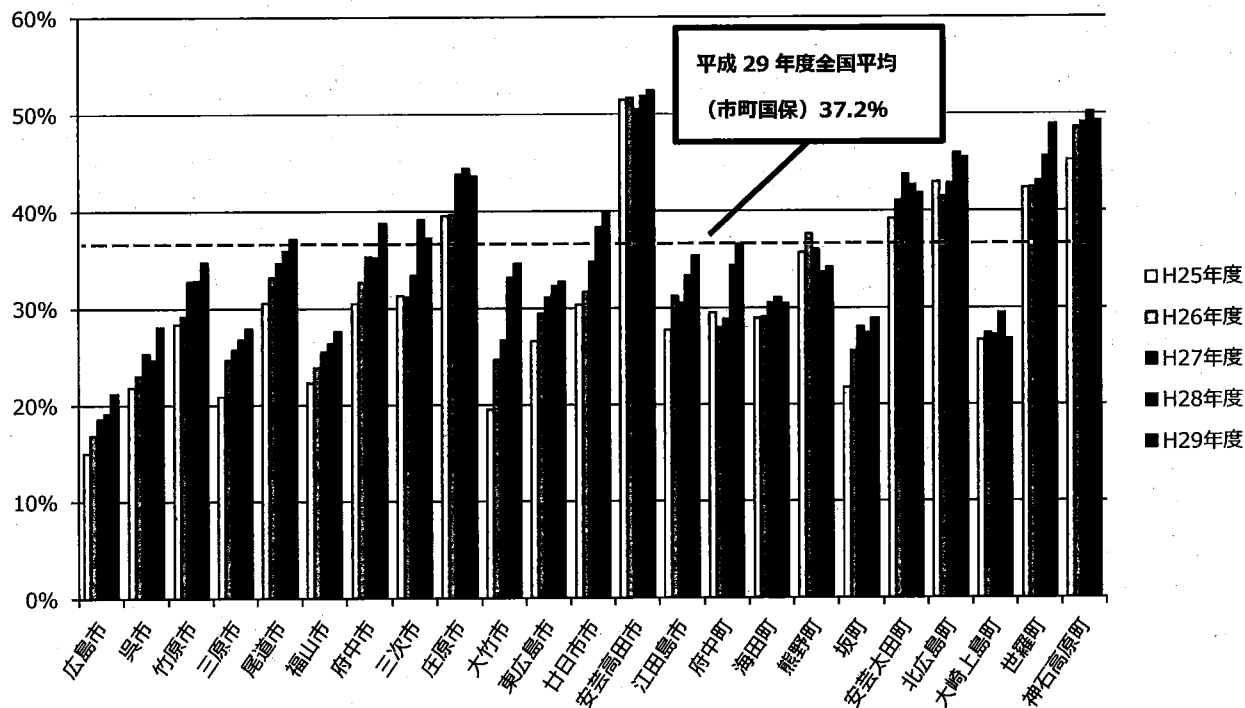
○ その他の内容

- ・ 概ね把握しているが、完全ではない。
- ・ 40歳以上に限り把握している。

第3章 特定健康診査について

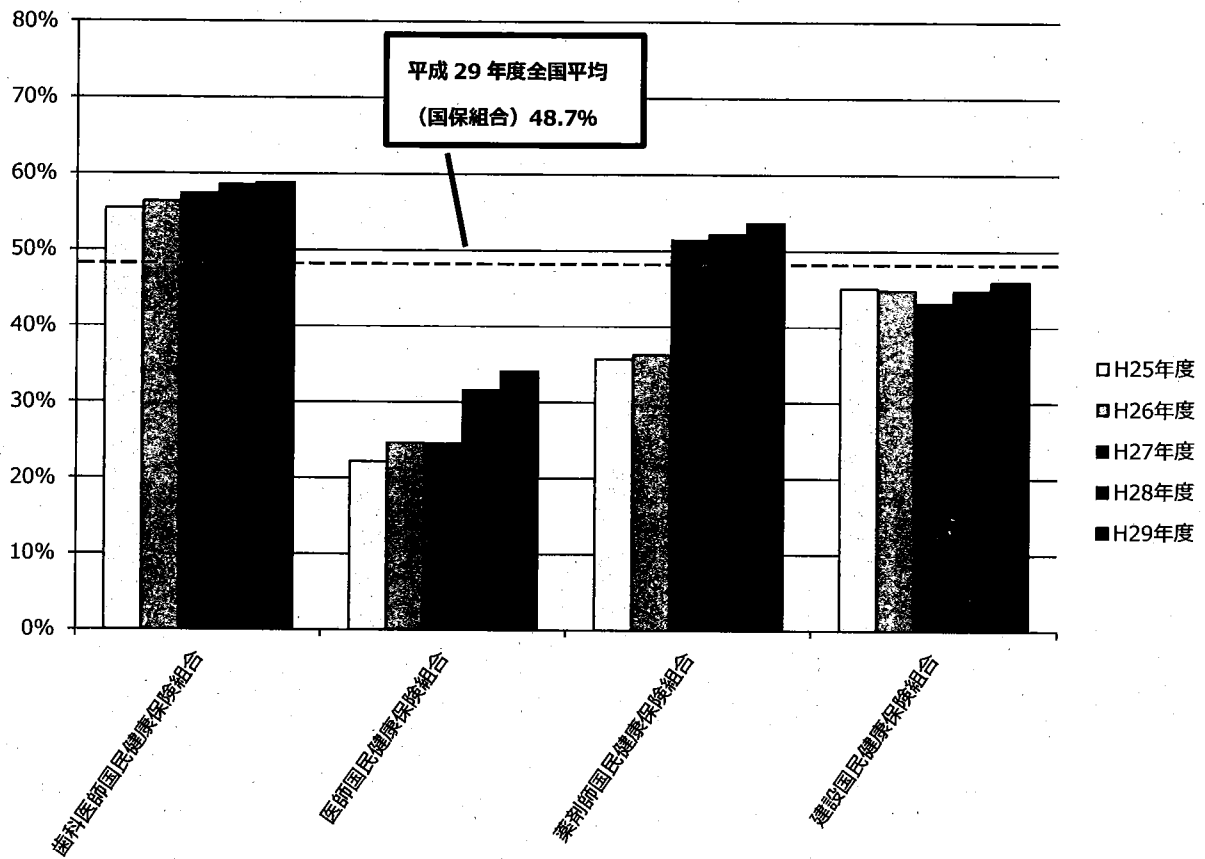
1 過去5年間の特定健康診査受診率の推移

(1) 市町国民健康保険



	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
広島市	15.0%	16.9%	18.6%	19.1%	21.2%
呉市	21.9%	23.0%	25.3%	24.7%	28.1%
竹原市	28.4%	29.2%	32.8%	32.9%	34.7%
三原市	20.9%	24.6%	25.8%	26.8%	27.9%
尾道市	30.6%	33.2%	34.7%	35.9%	37.2%
福山市	22.3%	23.9%	25.5%	26.3%	27.6%
府中市	30.5%	32.6%	35.3%	35.2%	38.7%
三次市	31.3%	31.1%	33.4%	39.2%	37.2%
庄原市	39.5%	39.7%	43.8%	44.4%	43.6%
大竹市	19.5%	24.7%	26.6%	33.1%	34.6%
東広島市	26.6%	29.4%	31.1%	32.3%	32.7%
廿日市市	30.3%	31.7%	34.8%	38.4%	39.8%
安芸高田市	51.5%	51.7%	50.5%	51.8%	52.4%
江田島市	27.7%	31.2%	30.5%	33.3%	35.4%
府中町	29.5%	28.0%	28.9%	34.4%	36.5%
海田町	28.9%	29.0%	30.5%	31.0%	30.4%
熊野町	35.7%	37.6%	36.0%	33.6%	34.2%
坂町	21.8%	25.6%	28.0%	27.4%	28.9%
安芸太田町	39.2%	41.1%	43.7%	42.7%	41.8%
北広島町	43.0%	41.5%	42.8%	46.0%	45.5%
大崎上島町	26.6%	27.4%	27.1%	29.5%	26.7%
世羅町	42.3%	42.4%	43.1%	45.6%	48.9%
神石高原町	45.2%	48.6%	49.1%	50.2%	49.3%

(2) 国民健康保険組合

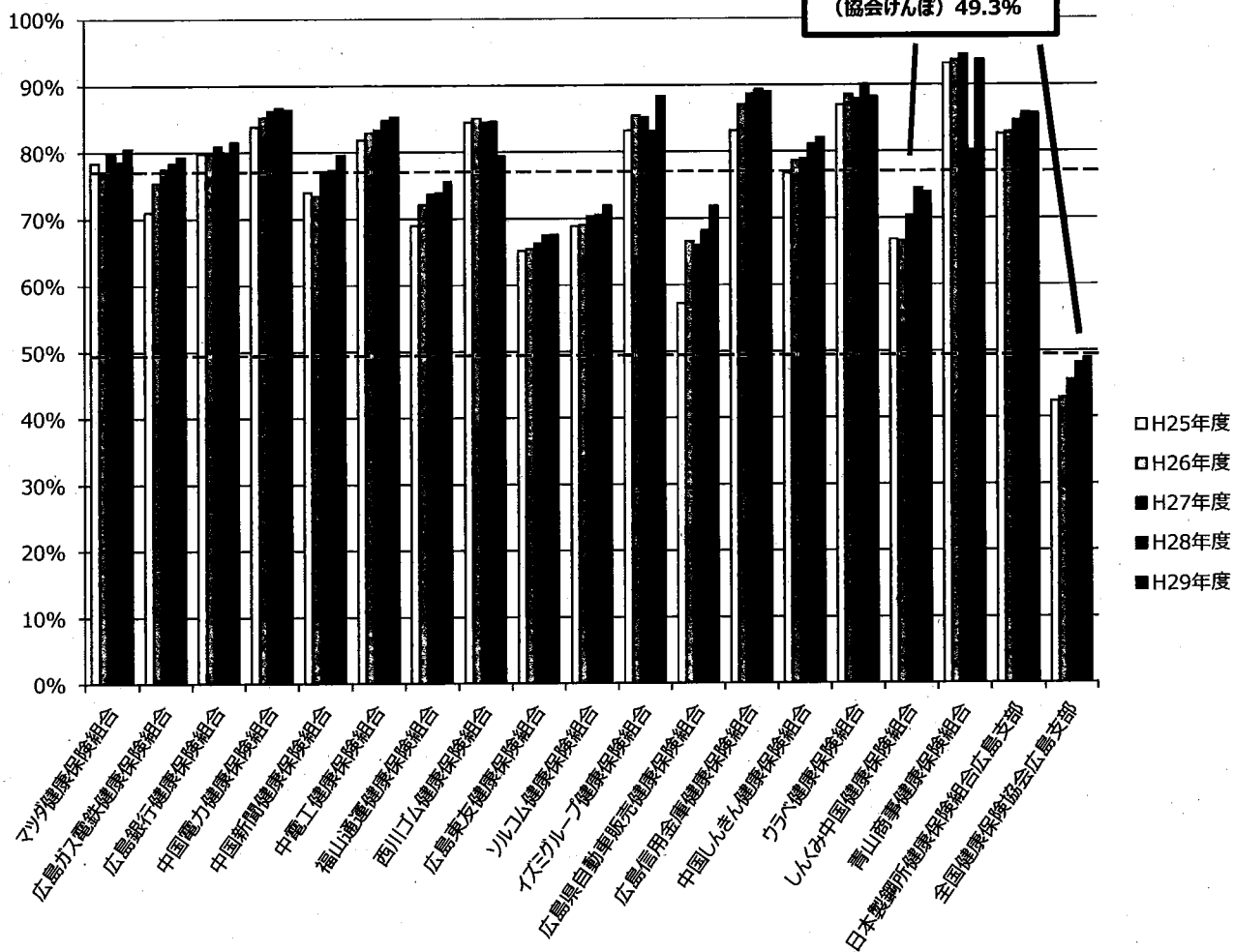


	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
歯科医師国民健康保険組合	55.4%	56.3%	57.4%	58.5%	58.8%
医師国民健康保険組合	22.2%	24.7%	24.5%	31.6%	34.1%
薬剤師国民健康保険組合	35.7%	36.3%	51.4%	52.1%	53.6%
建設国民健康保険組合	45.1%	44.8%	43.1%	44.7%	45.9%

(3) 健康保険組合・全国健康保険協会広島支部

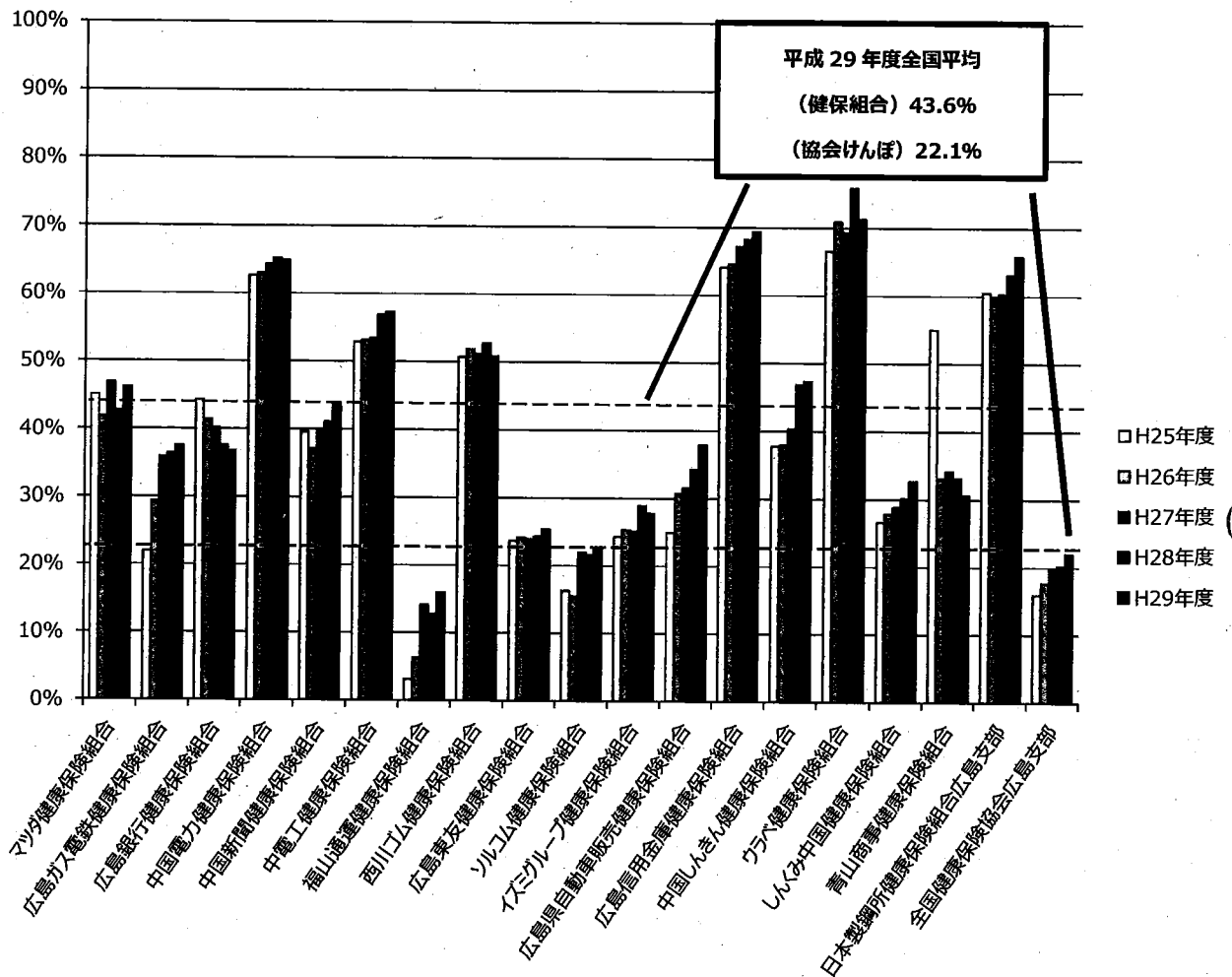
加入者全体

平成 29 年度全国平均
(健保組合) 77.3%
(協会けんぽ) 49.3%



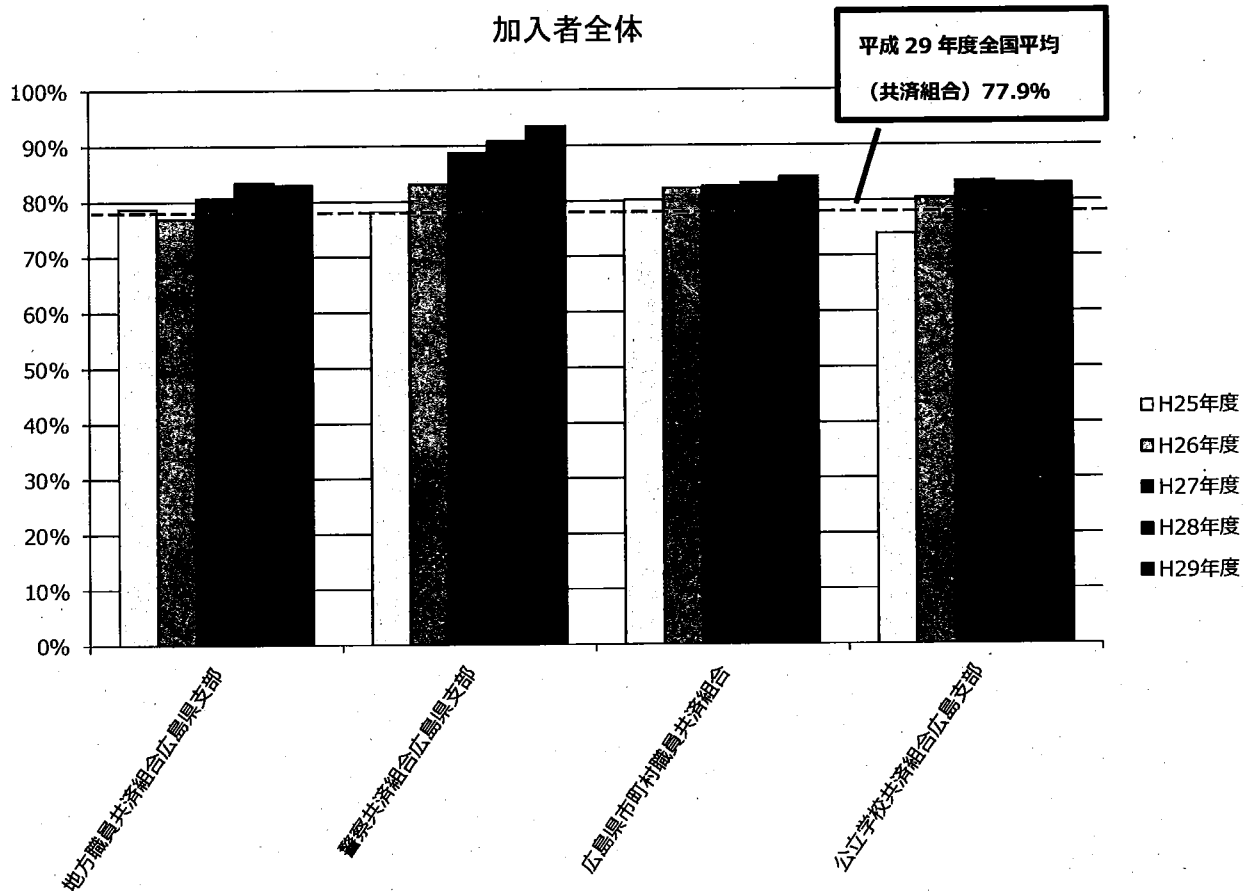
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
マツダ健康保険組合	78.5%	76.7%	80.0%	78.6%	80.5%
広島ガス電鉄健康保険組合	71.0%	75.4%	77.5%	78.3%	79.3%
広島銀行健康保険組合	79.8%	79.7%	81.0%	80.1%	81.5%
中国電力健康保険組合	83.8%	85.2%	86.2%	86.6%	86.3%
中国新聞健康保険組合	74.0%	73.4%	76.9%	77.3%	79.6%
中電工健康保険組合	81.9%	83.0%	83.4%	84.8%	85.2%
福山通運健康保険組合	69.0%	72.1%	73.7%	73.9%	75.5%
西川ゴム健康保険組合	84.5%	85.1%	84.5%	84.6%	79.4%
広島東友健康保険組合	65.2%	65.4%	66.2%	67.5%	67.6%
ソルコム健康保険組合	68.8%	69.0%	70.4%	70.6%	71.9%
イズミグループ健康保険組合	83.2%	85.5%	85.2%	83.1%	88.3%
広島県自動車販売健康保険組合	57.3%	66.6%	66.0%	68.3%	71.8%
広島信用金庫健康保険組合	83.2%	87.1%	88.7%	89.3%	89.0%
中国しんきん健康保険組合	76.8%	78.6%	79.0%	81.1%	82.1%
ウラベ健康保険組合	87.0%	88.6%	87.9%	90.1%	88.2%
しんくみ中国健康保険組合	66.8%	66.5%	70.3%	74.5%	73.9%
青山商事健康保険組合	93.2%	93.7%	94.6%	80.2%	93.7%
日本製鋼所健康保険組合広島支部	82.6%	82.9%	84.7%	85.8%	85.7%
全国健康保険協会広島支部	42.4%	43.0%	45.6%	48.2%	48.9%

被扶養者（※再掲）



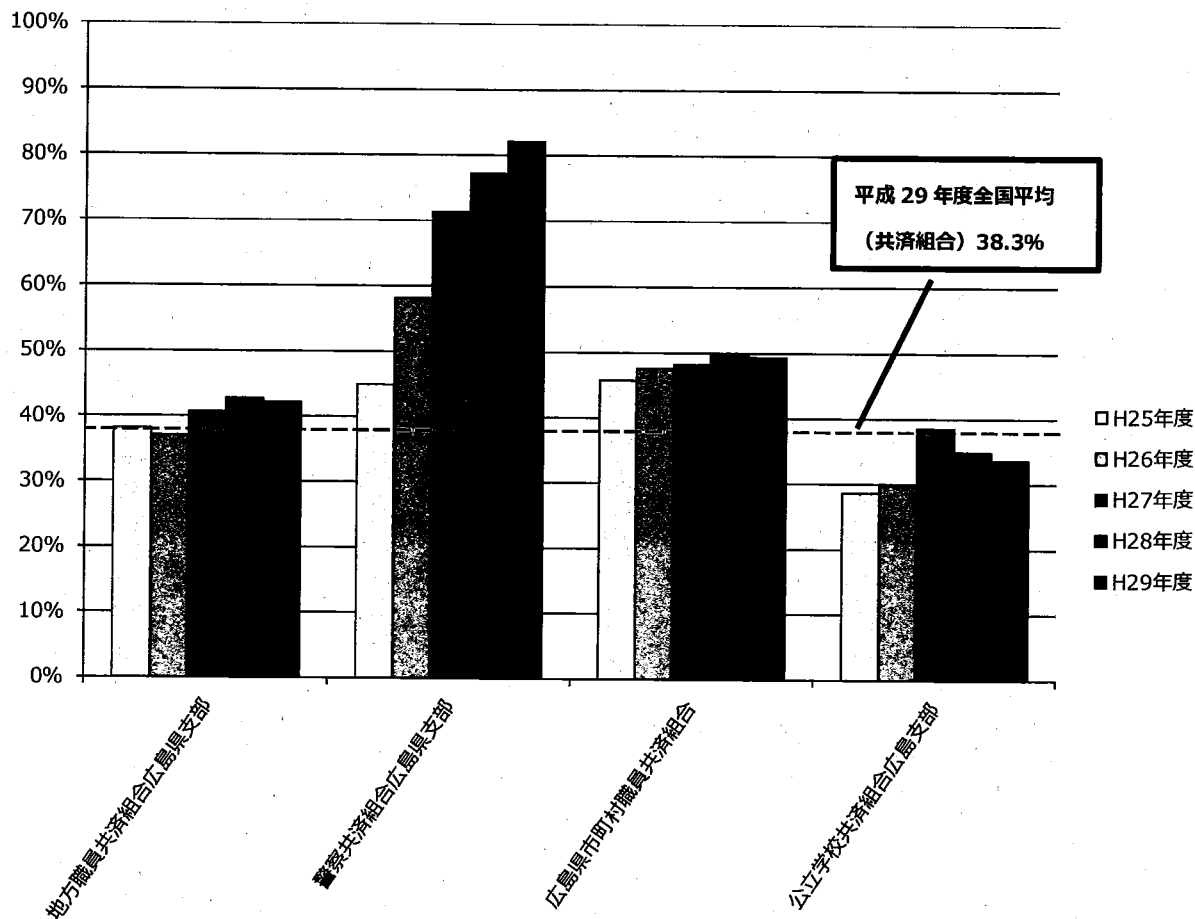
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
マツダ健康保険組合	45.1%	41.9%	46.9%	42.7%	46.2%
広島ガス電鉄健康保険組合	21.9%	29.3%	35.9%	36.4%	37.5%
広島銀行健康保険組合	44.3%	41.4%	40.2%	37.6%	36.7%
中国電力健康保険組合	62.7%	63.0%	64.3%	65.2%	64.9%
中国新聞健康保険組合	39.6%	37.2%	39.8%	41.1%	43.8%
中電工健康保険組合	52.9%	53.2%	53.4%	56.9%	57.3%
福山通運健康保険組合	3.1%	6.4%	14.2%	12.8%	16.0%
西川ゴム健康保険組合	50.7%	51.9%	51.3%	52.8%	50.9%
広島東友健康保険組合	23.7%	24.1%	23.9%	24.3%	25.4%
ソルコム健康保険組合	16.4%	15.5%	22.0%	21.6%	22.4%
イズミグループ健康保険組合	24.3%	25.3%	25.2%	28.9%	27.7%
広島県自動車販売健康保険組合	24.9%	30.7%	31.6%	34.3%	37.9%
広島信用金庫健康保険組合	64.1%	64.6%	67.2%	68.3%	69.4%
中国しんきん健康保険組合	37.8%	38.0%	40.3%	46.9%	47.3%
ウラベ健康保険組合	66.6%	70.9%	69.3%	75.8%	71.2%
しんくみ中国健康保険組合	26.6%	27.8%	28.8%	30.1%	32.7%
青山商事健康保険組合	55.1%	33.1%	34.1%	33.2%	30.7%
日本製鋼所健康保険組合広島支部	60.5%	59.8%	60.3%	63.1%	65.8%
全国健康保険協会広島支部	16.0%	17.7%	19.8%	20.3%	21.9%

(4) 共済組合



	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
地方職員共済組合広島県支部	78.7%	77.0%	80.6%	83.3%	82.9%
警察共済組合広島県支部	78.2%	83.0%	88.7%	90.8%	93.4%
広島県市町村職員共済組合	80.1%	82.3%	82.6%	83.2%	84.2%
公立学校共済組合広島支部	74.0%	80.4%	83.4%	83.0%	82.9%

家族（※再掲）



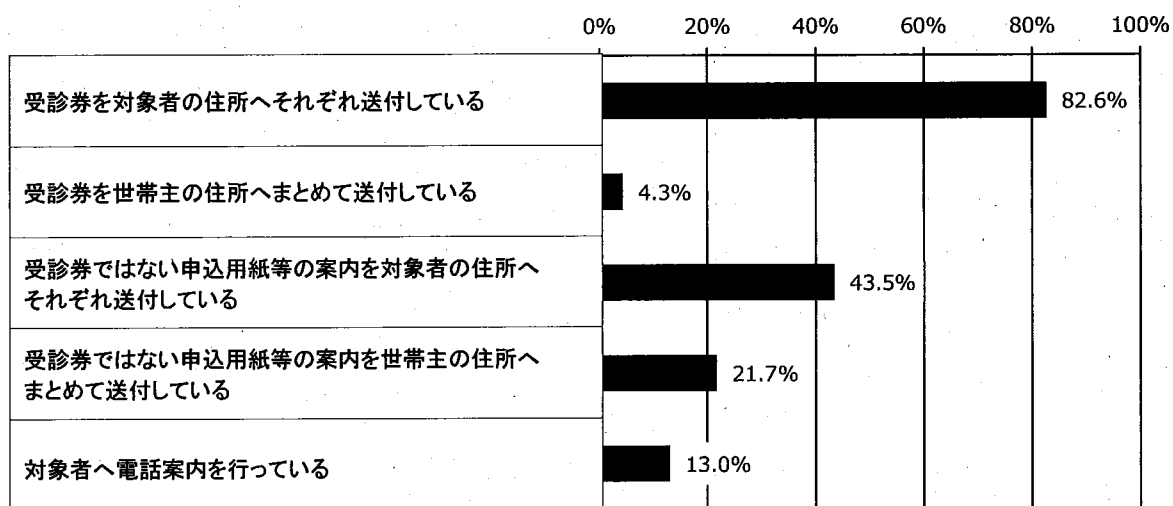
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
地方職員共済組合広島県支部	38.1%	37.0%	40.6%	42.7%	42.1%
警察共済組合広島県支部	44.9%	58.1%	71.4%	77.2%	82.1%
広島県市町村職員共済組合	45.8%	47.6%	48.2%	49.6%	49.3%
公立学校共済組合広島支部	28.6%	29.9%	38.5%	34.9%	33.7%

2 特定健康診査の受診案内

問1 特定健康診査の受診案内をどのように行っていますか。

(該当するもの全て)

【市町国民健康保険】 n=23

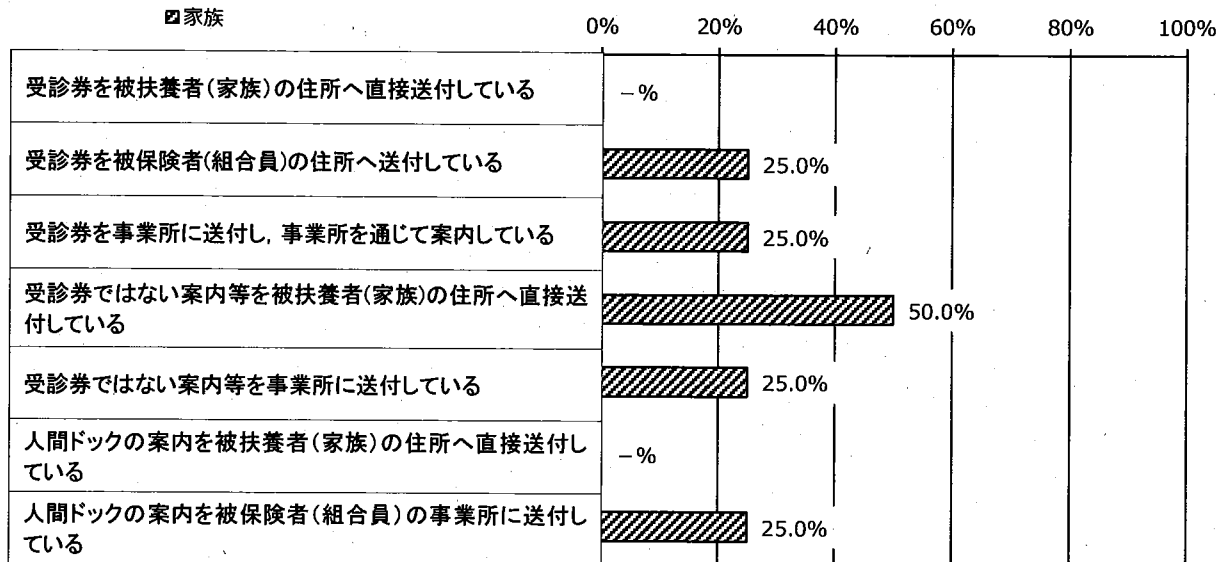


○ その他の内容

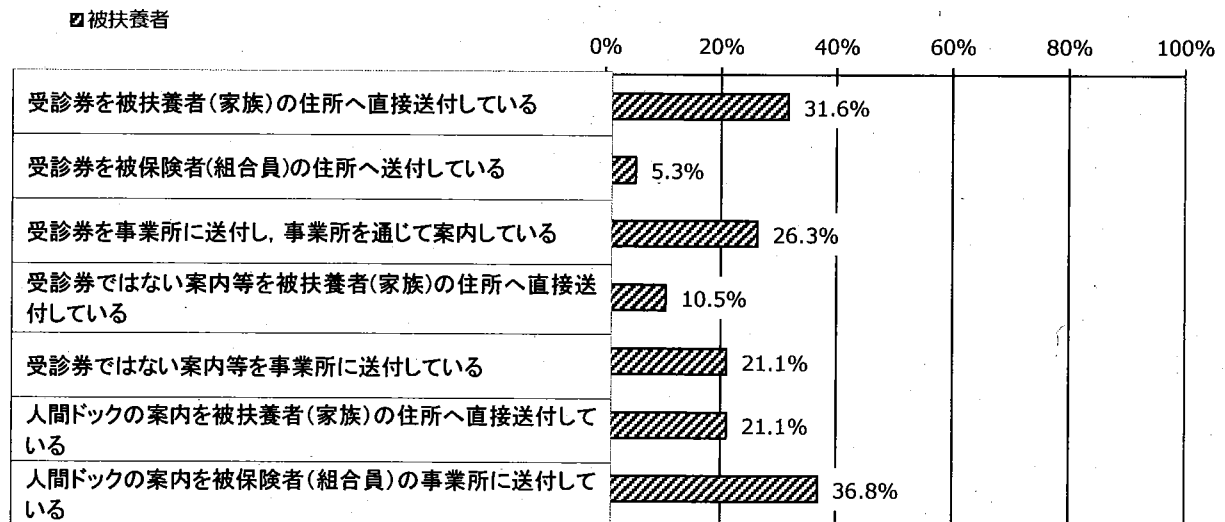
- ・ 広報と一緒に全戸配布。
- ・ 健診の申込者に受診券送付。
- ・ 健診のしおりを広報と一緒に全戸配布。
- ・ 受診券ではない案内を世帯へ区長文書として配布し、役所窓口でも配布している。
- ・ 集団健診の案内（申し込み）を3月と8月に全戸配布している。

問 1-1 被扶養者（家族）に対し、特定健康診査の受診案内をどのように行っていますか。（該当するもの全て）

【国民健康保険組合】 n=4



【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



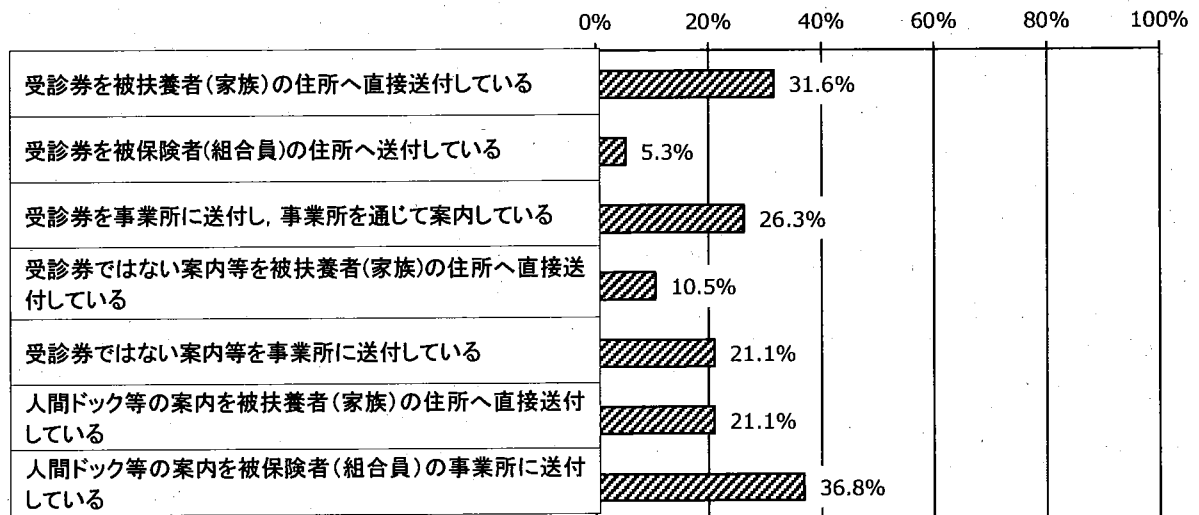
○ その他の内容

- ・ 受診券ではない案内を被保険者の住所へ送付。
- ・ ホームページへ人間ドック・特定健診の案内。（定期健診の代替として、また、被扶養者である配偶者もドック受診可）

- ・ 被保険者は事業主が行う定期健康診断，又は健保が行う人間ドックのどちらかを受診するために案内を送付。
- ・ 受診券でない健診案内等を被保険者（組合員）に直接送付（被扶養者分も）している。

【共済組合】 n=4

☐被扶養者

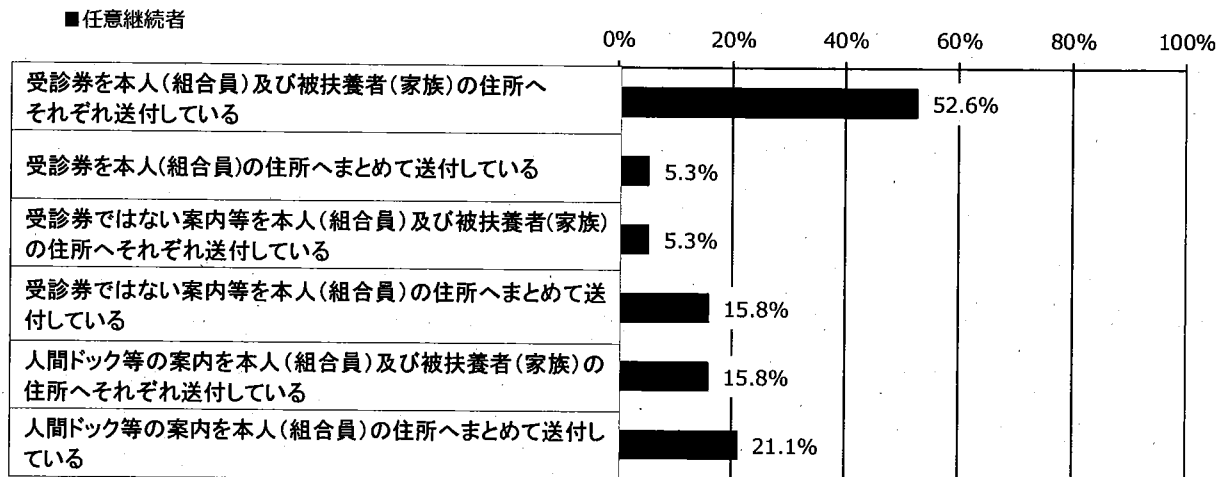


○ その他の内容

- ・ 組合員向け広報紙に，被扶養者の特定健診の受診勧奨に関する記事を掲載している。

問 1-2 任意継続者に対し，特定健康診査の受診案内をどのように行っていますか。
(該当するもの全て)

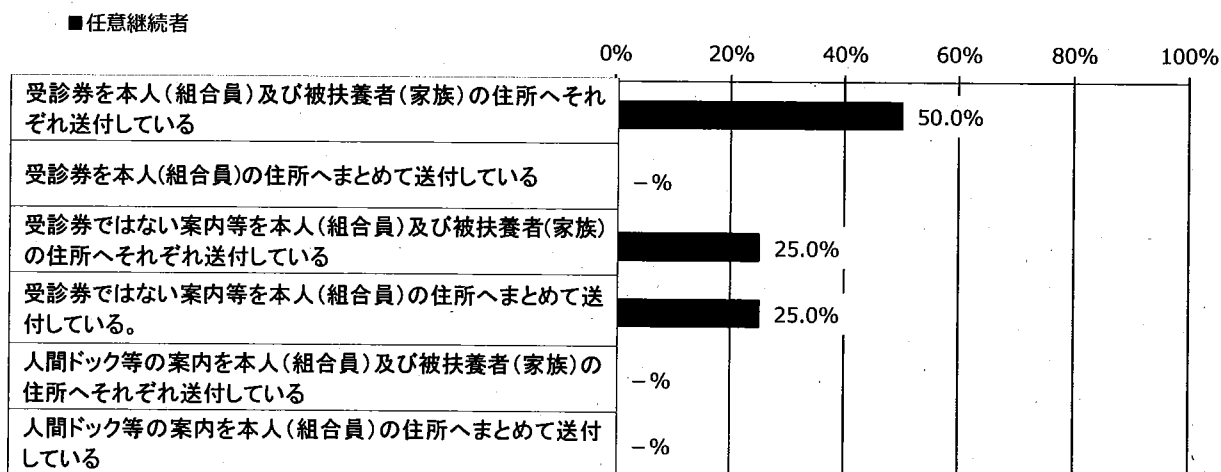
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



○ その他の内容

- ・ ホームページに掲載。(人間ドック・特定健診)
- ・ 受診希望の申し出があれば，受診票を送付する。
- ・ 任意継続被保険者及びその被扶養者については，受診券を自宅に送付。

【共済組合】 n=4

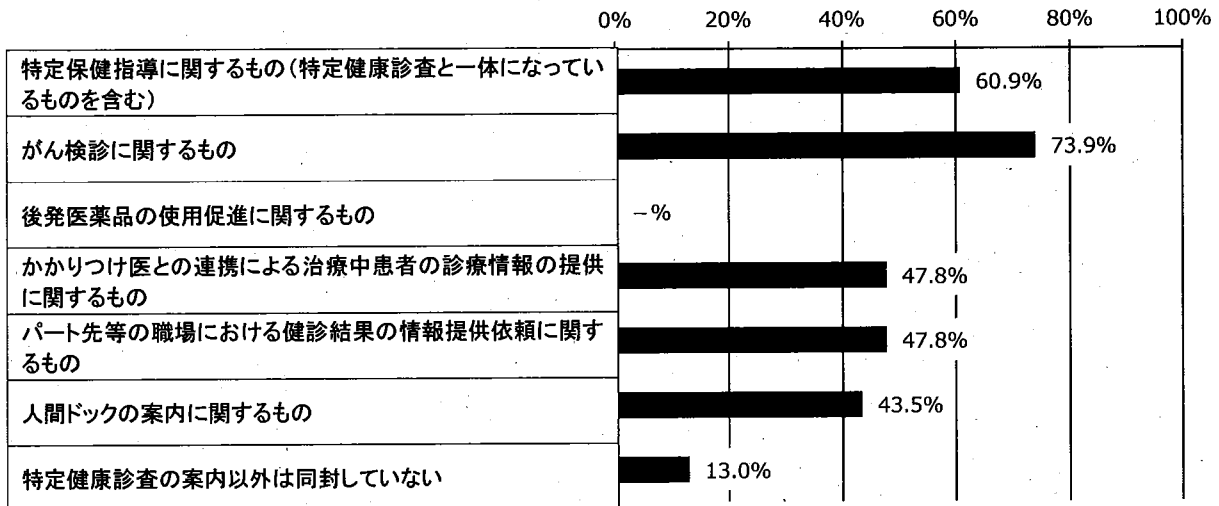


○ その他の内容

- ・ 受診券，人間ドックの案内を本人の住所へ，まとめず，それぞれの宛名で送付している。

問2 特定健康診査にかかる受診券や案内等を送付する際に、他にパンフレット等を同封していますか。(該当するもの全て)

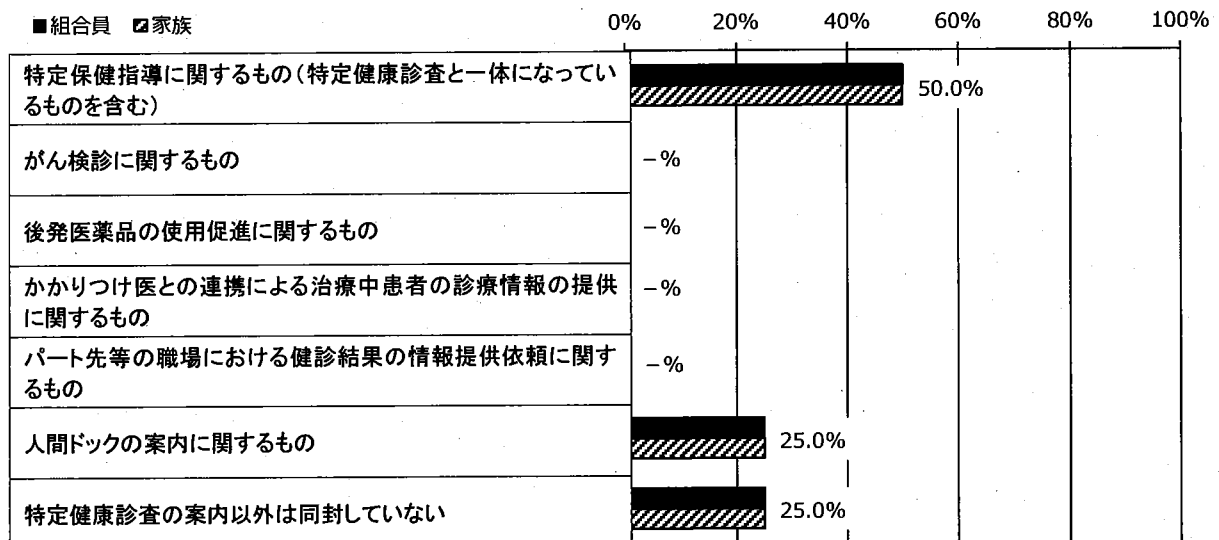
【市町国民健康保険】 n=23



○ その他の内容

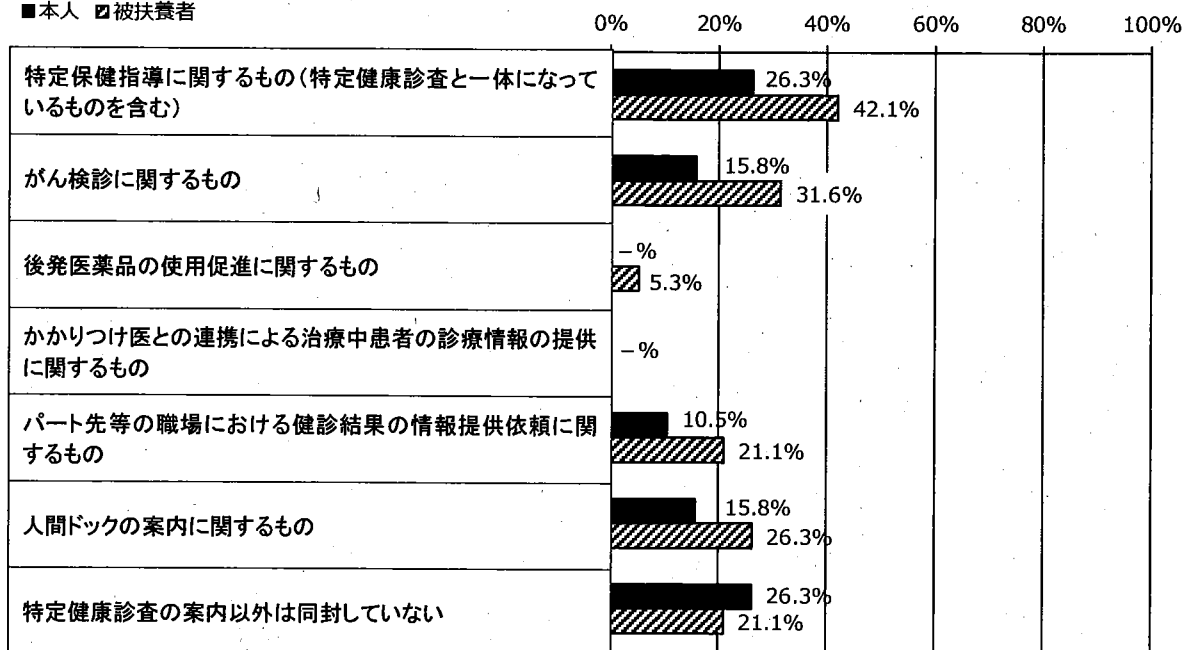
- ・ パンフレット等は同封していないが、特定健康診査の受診券にがん検診や人間ドック等の案内を記載している。
- ・ がん検診受診券(有料)、脳ドック助成事業、健康増進施設利用助成事業の案内文書。
- ・ 事業主健診情報提供事業の案内送付。
- ・ 職場で健診を受診した者への情報の提供に関するもの。
- ・ 脳ドックの案内に関するもの。

【国民健康保険組合】 n=4



【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

■本人 □被扶養者

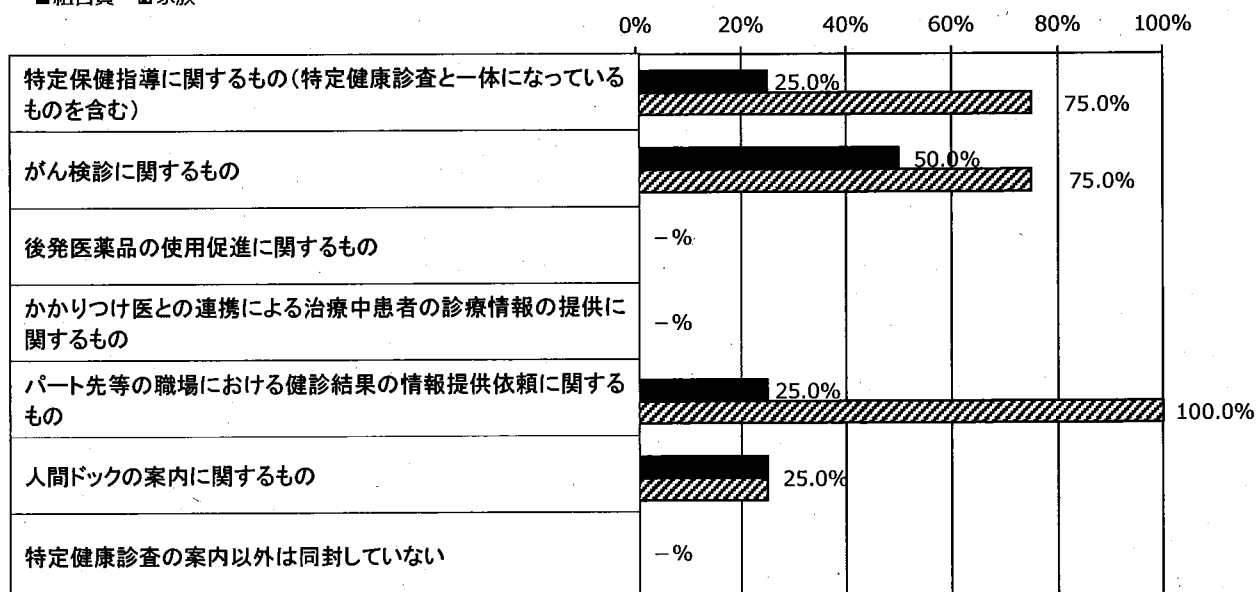


○ その他の内容

- ・ 強制加入被保険者は、事業主が法令に基づき健診を実施するため、特に案内はしていない。
- ・ 被保険者は事業主が行う定期健康診断、又は健保が行う人間ドックのどちらかを受診するために案内を送付。
- ・ 特定健診・がん検診の受診勧奨を促すリーフレットを35歳・40歳に同封。

【共済組合】 n=4

■組合員 □家族

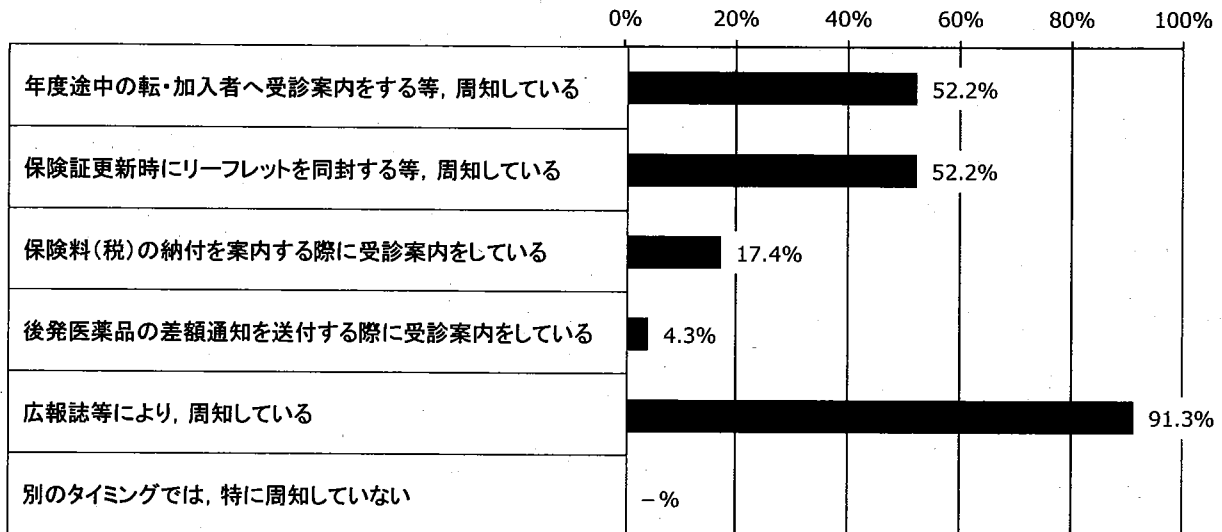


○ その他の内容

- ・ 組合員については事業主健診等と同時実施のため受診券を発行していない。
- ・ 特定健診以外に受診した有料健診に対する助成申請書。
- ・ 「パート先等の職場における健診結果の情報提供依頼に関するもの」は任意継続組合員・被扶養者, 「人間ドックの案内に関するもの」は組合員(任意継続を除く)のみに同封。

問3 特定健康診査について、受診券や案内等を送付する機会とは別のタイミングに特定健康診査の周知を図っていますか。(該当するもの全て)

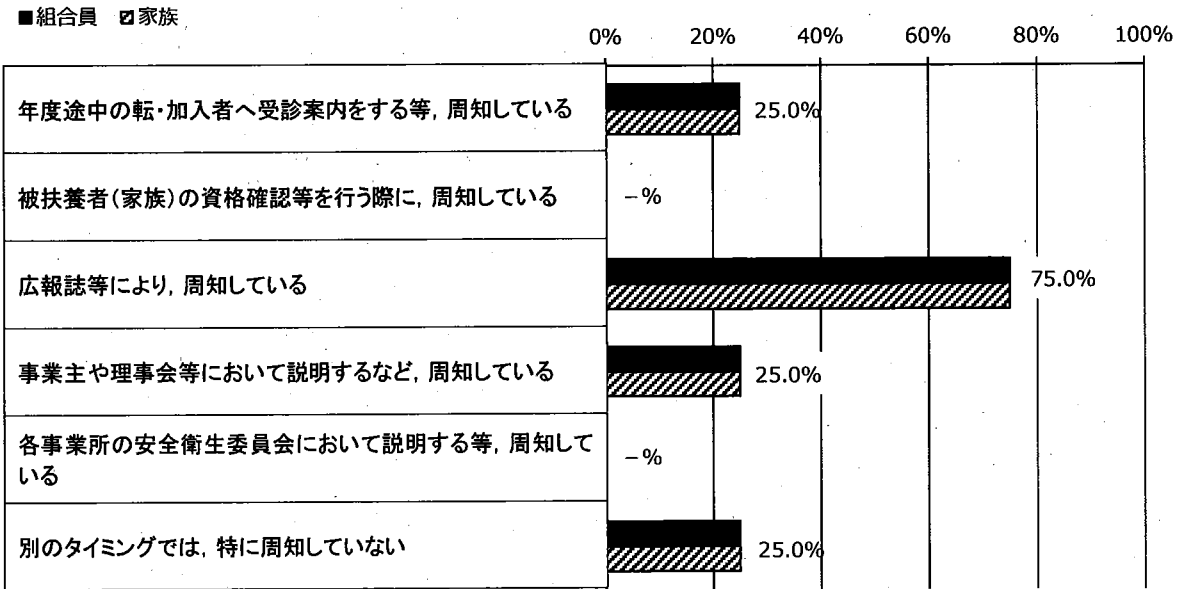
【市町国民健康保険】 n=23



○ その他の内容

- ・ 路線バスの車内アナウンス, ラジオによる受診啓発, 街頭啓発, パネル展・地域での健康教育等における受診啓発を実施している。
- ・ 健康診査のお知らせを全戸配布。
- ・ 前年度加入者への個別通知, 対象者へ年に2回通知。
- ・ 受診勧奨通知の送付。
- ・ 受診勧奨通知の発送や健康づくり講座受講者へのチラシ配布など。
- ・ 町内広報誌

【国民健康保険組合】 n=4

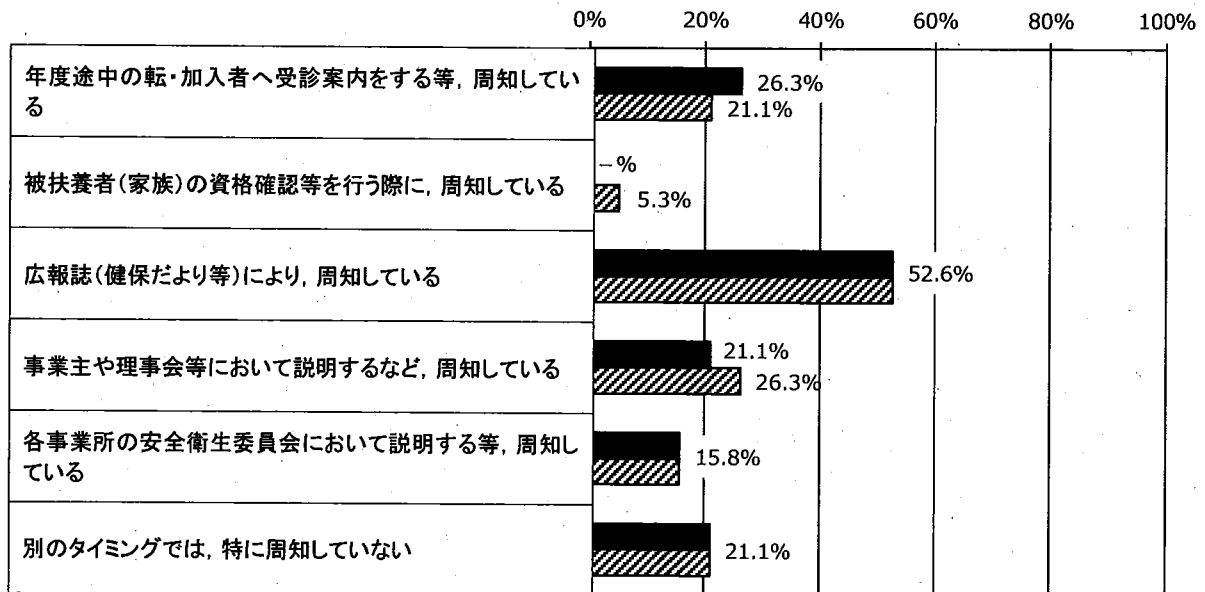


○ その他の内容

- ・ 未受診者に案内をしている。(10月, 12月)
- ・ 組合広報紙等で受診勧奨を行っている。
- ・ 広報紙に掲載, また各地域連合の通知等に掲載。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

■本人 □被扶養者

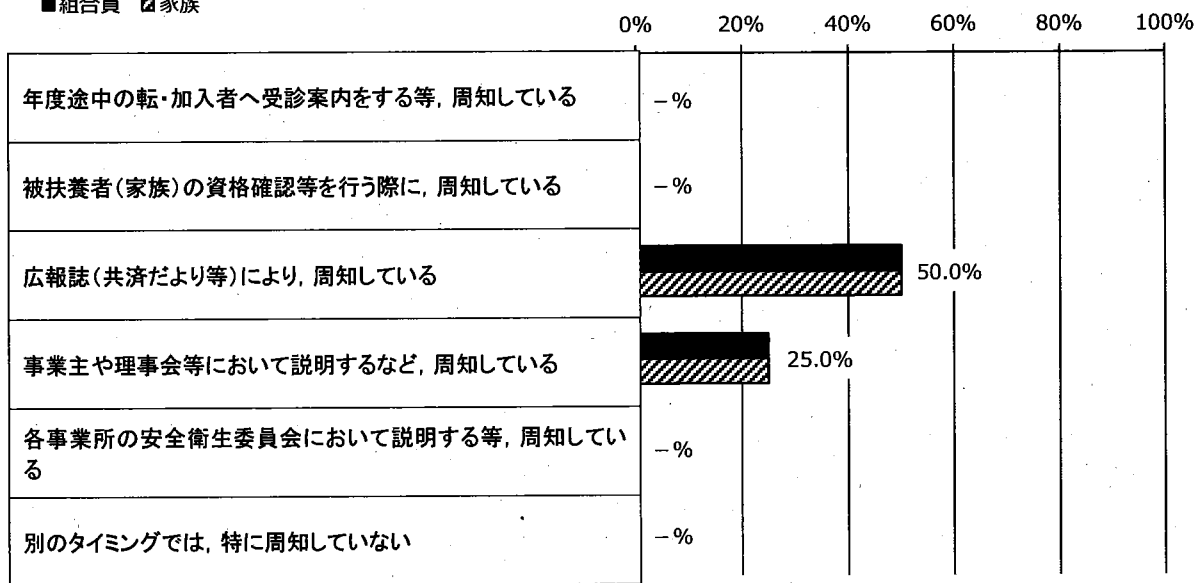


○ その他の内容

- ・ 事業所が参加する研修会等で周知。
- ・ 健保だよりに掲載し, 配布している。
- ・ 年度当初に特定健診・特定保健指導の実施, 11月頃に受診勧奨の案内を事業主経由で周知している。
- ・ 事業所の保健指導などの際に広報している。
- ・ 申込み状況(申込み率)をみて, 適宜, 再案内を実施している。
- ・ 被扶養者については, 案内してから数か月後に再度, 全体的な広報(社内掲示)をしている。

【共済組合】 n=4

■組合員 □家族



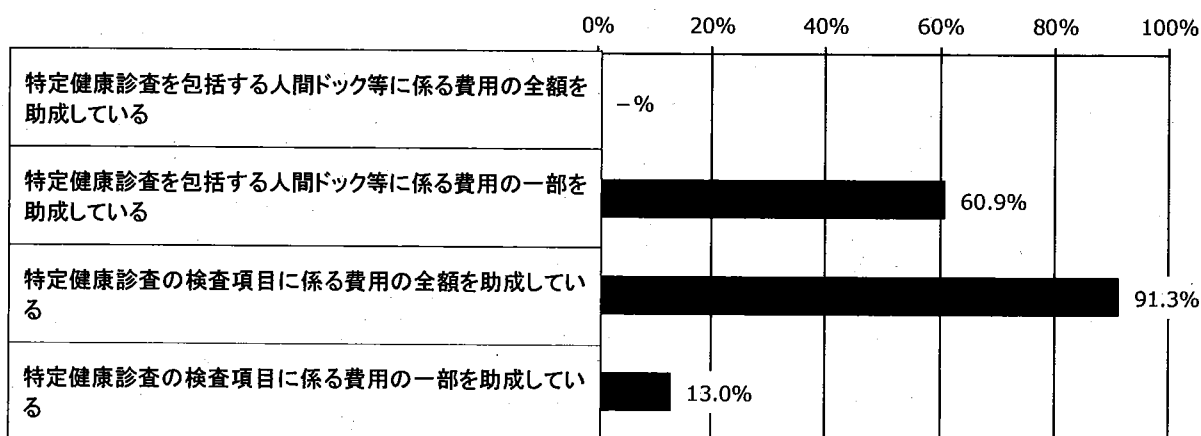
○ その他の内容

- ・ 医療費通知を送付する際, 周知している。
- ・ 被扶養者で未受診の者に対し, 組合員を通じて年度途中に受診勧奨文書を送付している。

3 特定健康診査の実施体制（自己負担額、実施形態等）

問4 特定健康診査の受診率の向上を図るため、自己負担額を軽減する助成をされていますか。

【市町国民健康保険】 n=23

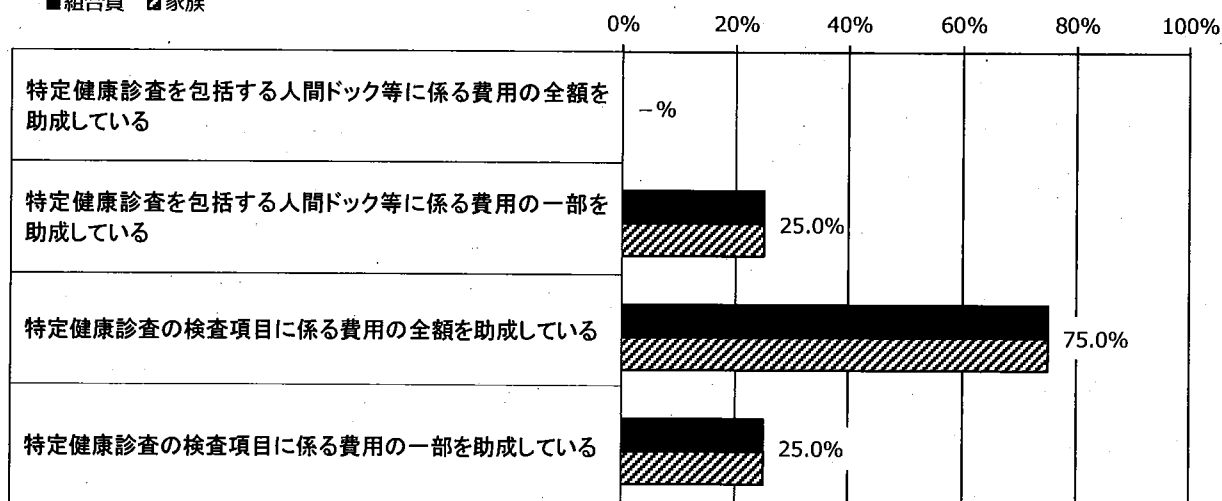


○ その他の内容

- ・ 人間ドックについては、委託料から20,000円助成。
- ・ 町民税非課税国保世帯には、事前に非課税の確認のための手続きをしてもらい自己負担額を無料にしている。

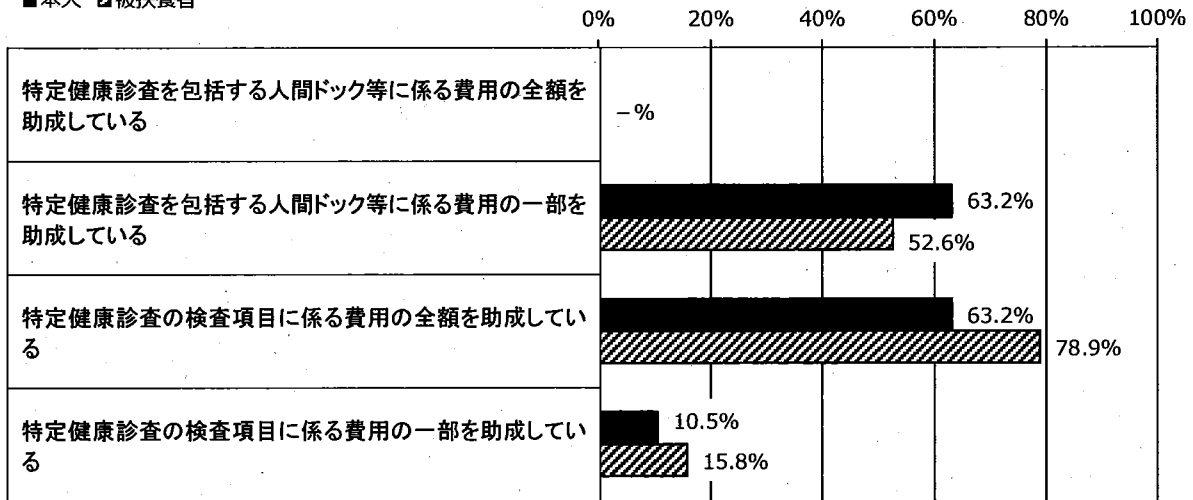
【国民健康保険組合】 n=4

■組合員 □家族



【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

■本人 □被扶養者

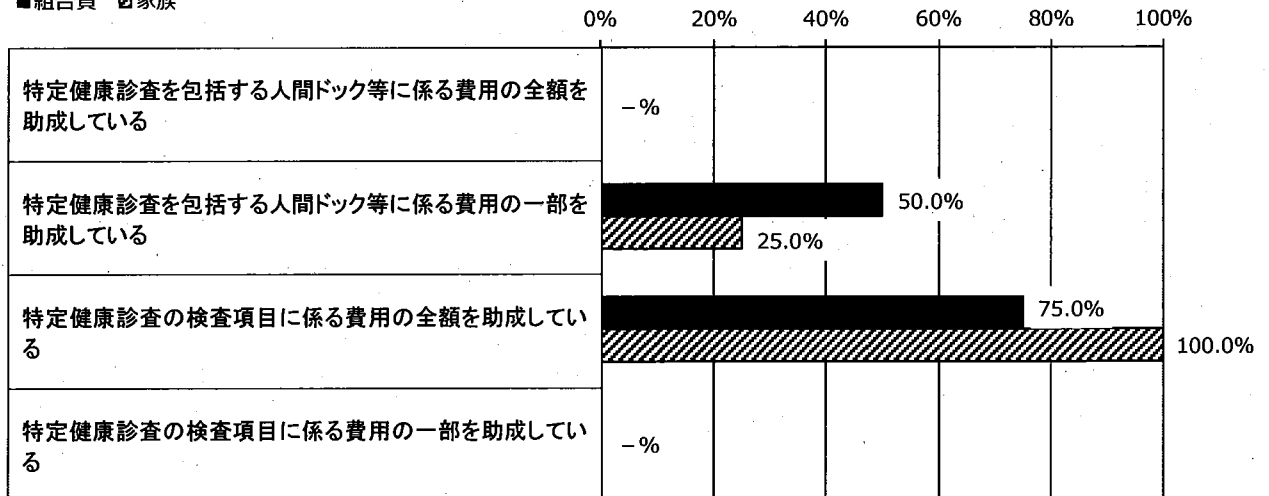


○ その他の内容

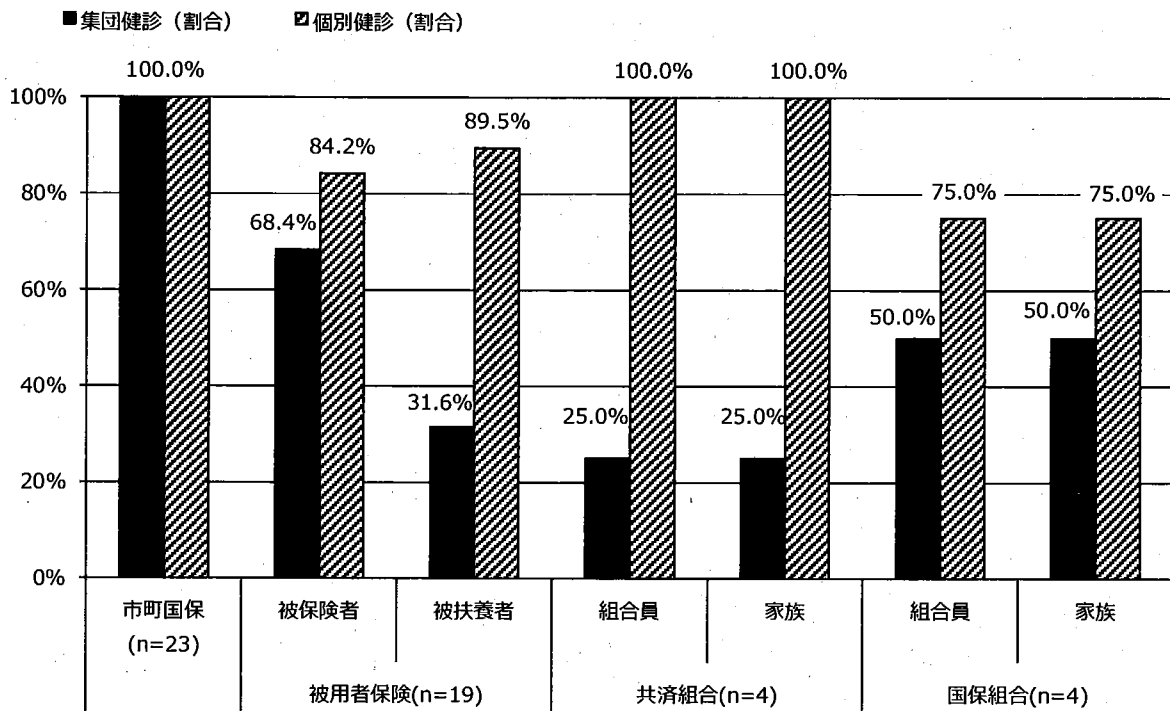
- ・ 当健保契約機関での人間ドック受診者は10,500円個人負担、受診券利用の特定健診受診の場合は個人負担なし。
- ・ 人間ドックの個人負担を1万円で受診出来るようにし、人間ドックでの特定健診受診者増を図っている。
- ・ 本組合では、特定健診を包括する人間ドック受診を実施し、受診に際し3万円を補助している。
- ・ 被保険者は特定健診にかわるドッグ健診を受診、その一部を助成している。(上限25,000円)

【共済組合】 n=4

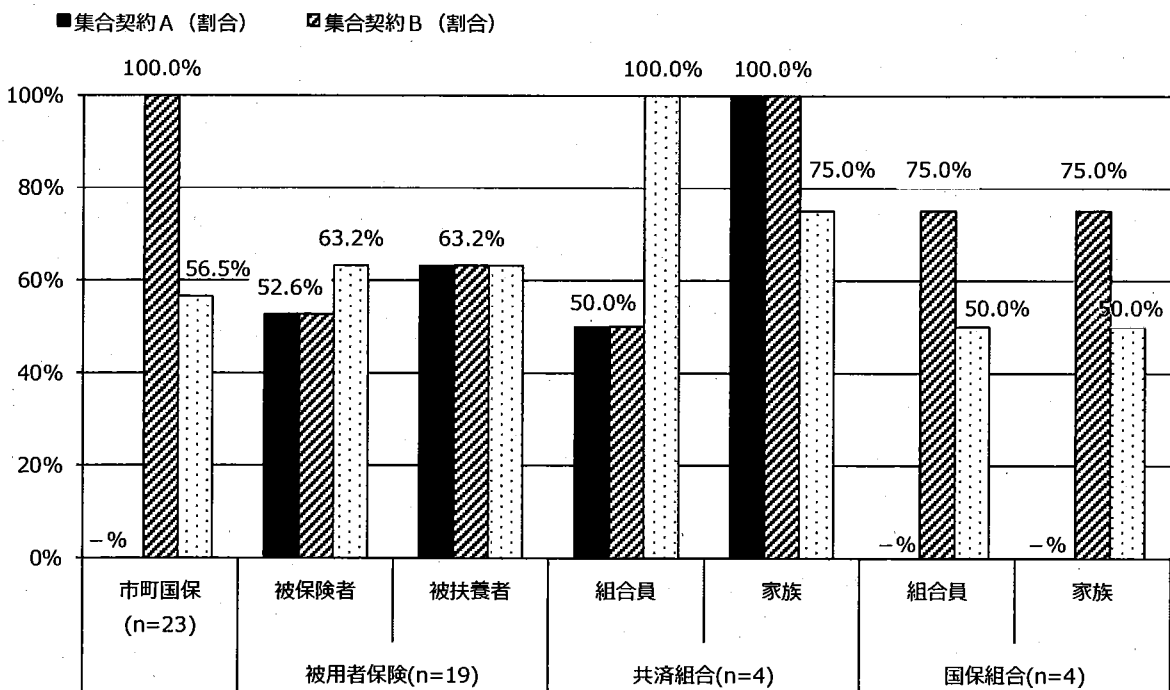
■組合員 □家族



問5 特定健康診査の実施形態について、該当するものを選択してください。



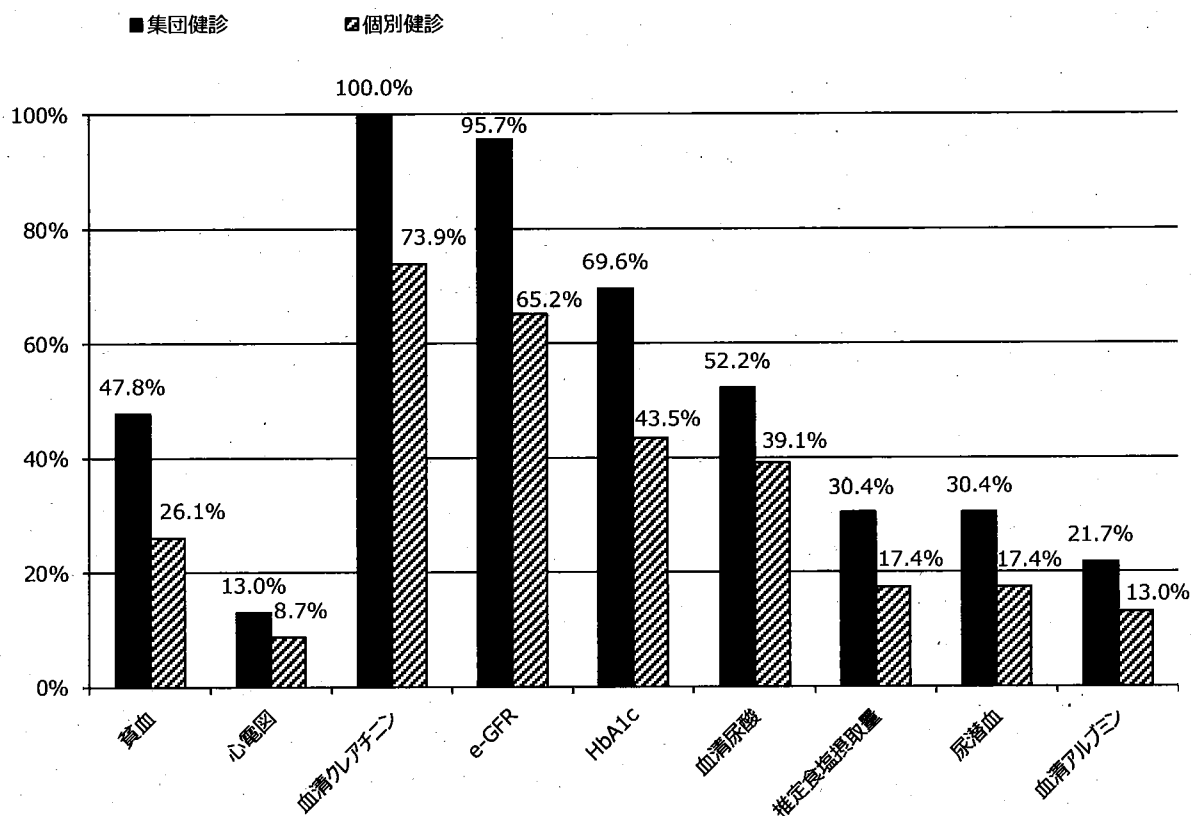
問6 特定健康診査の個別健診の契約形態について、該当するものを選択してください。



4 特定健康診査の検査項目

問 7-1 特定健康診査において、「全員」を対象に実施している検査項目について、選択してください。(市町国民健康保険のみ)

【市町国民健康保険】 n=23



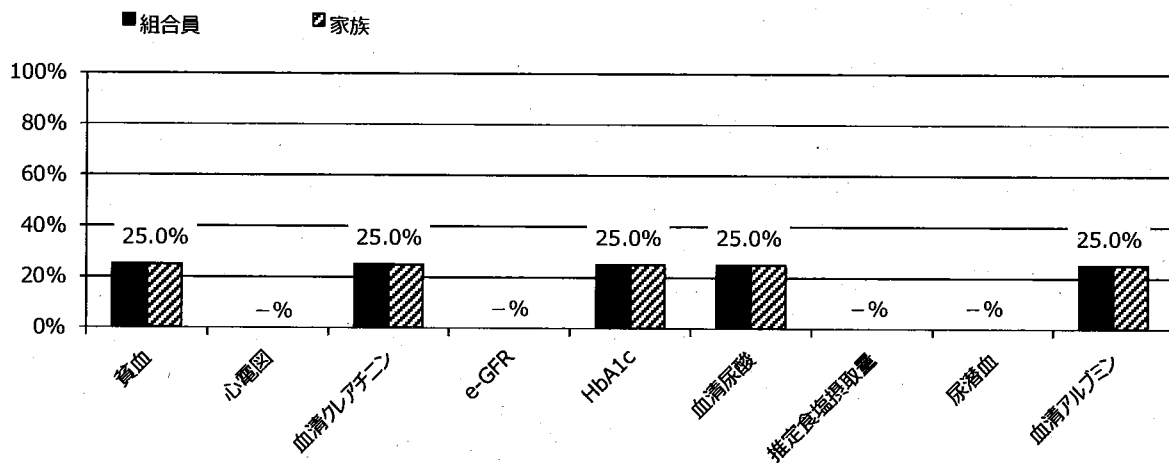
○ 「備考欄」の内容

- ・ 推定食塩摂取量 (尿中ナトリウム・尿中クレアチニン)
- ・ 推定食塩摂取量検査 (尿中クレアチニン, 尿中ナトリウム) 全員に実施。
- ・ 集団健診では, HbA1c を空腹時血糖と併せて実施。医療機関健診では, いずれか一方を選択実施。
- ・ 推定尿中塩分摂取量
- ・ 集団健診: HbA1c, クレアチニン, e-GFR
- ・ 個別健診 (市内医療機関): HbA1c, クレアチニン
- ・ 血清クレアチニン及び e-GFR については, 委託契約先 (安芸地区医師会, 広島市医師会) にて実施。
- ・ 総コレステロール, 尿素窒素, 随時血糖も全員を対象に実施。
- ・ 心電図は希望者のみ。(個人負担あり)

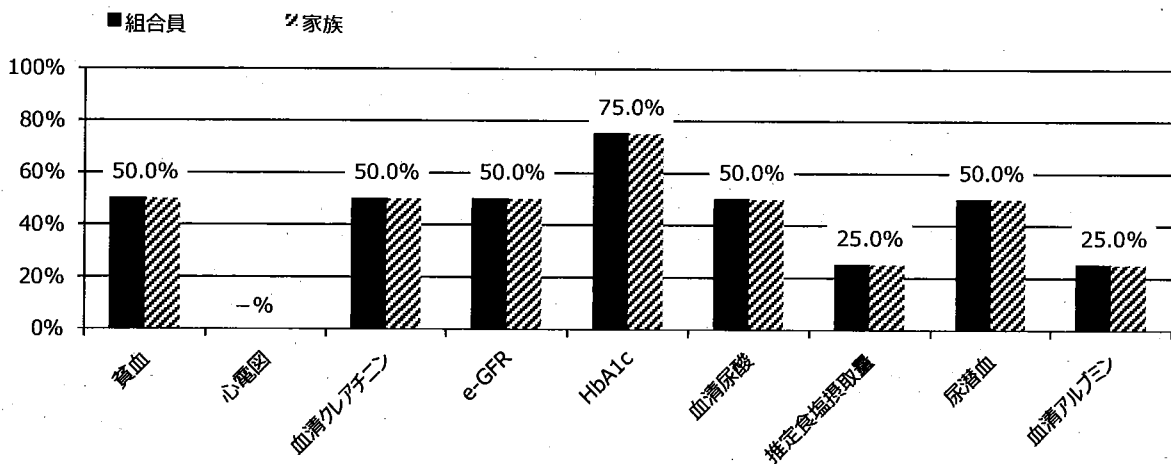
問 7-2 人間ドック等の健診において、40歳から74歳の「全員」を対象に実施している検査項目があれば、選択してください。
 (国民健康保険組合・健康保険組合・全国健康保険協会広島支部・共済組合)

【国民健康保険組合】 n=4

集団健診



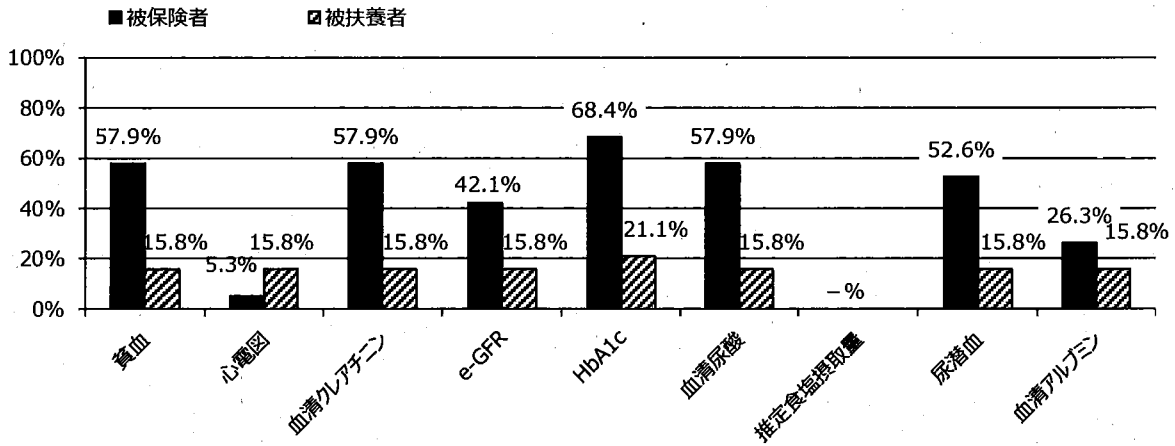
個別健診



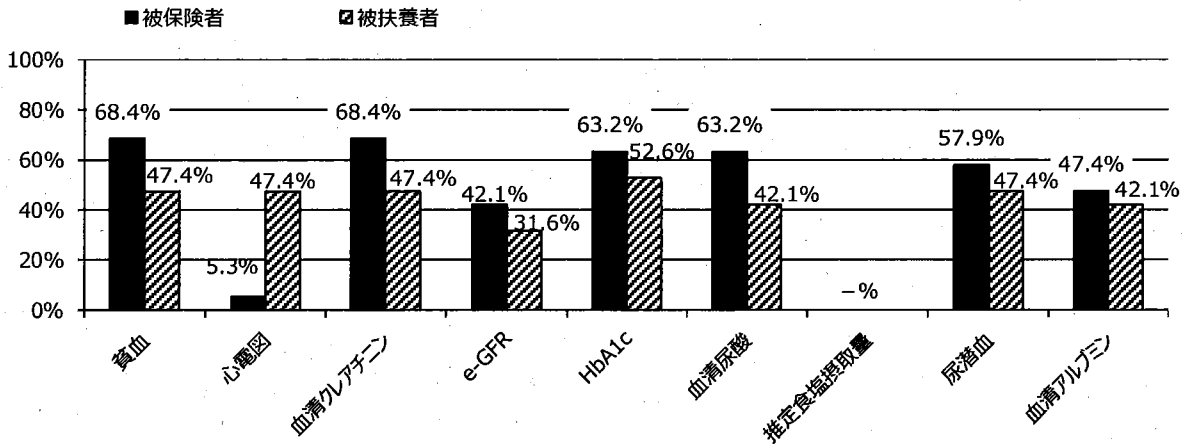
○「備考欄」の内容

- ・ 当国保組合と個別契約した施設での受診に限る。
- ・ 人間ドックの基本項目に含まれているものを実施する。貧血、血清尿酸及び推定食塩摂取量は医療機関により、基本項目に含まれていれば実施する。

集団健診



個別健診

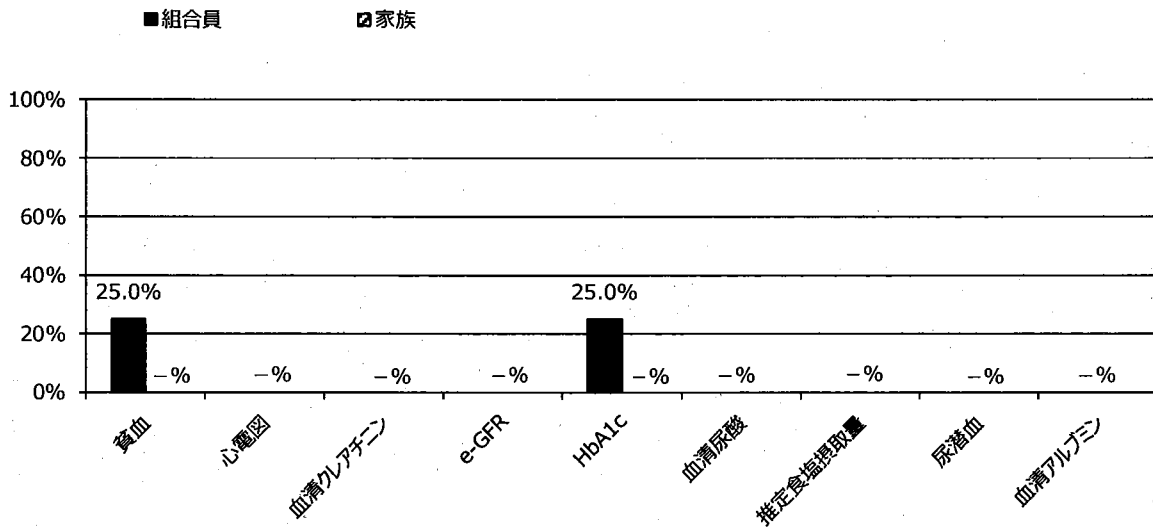


○「備考欄」の内容

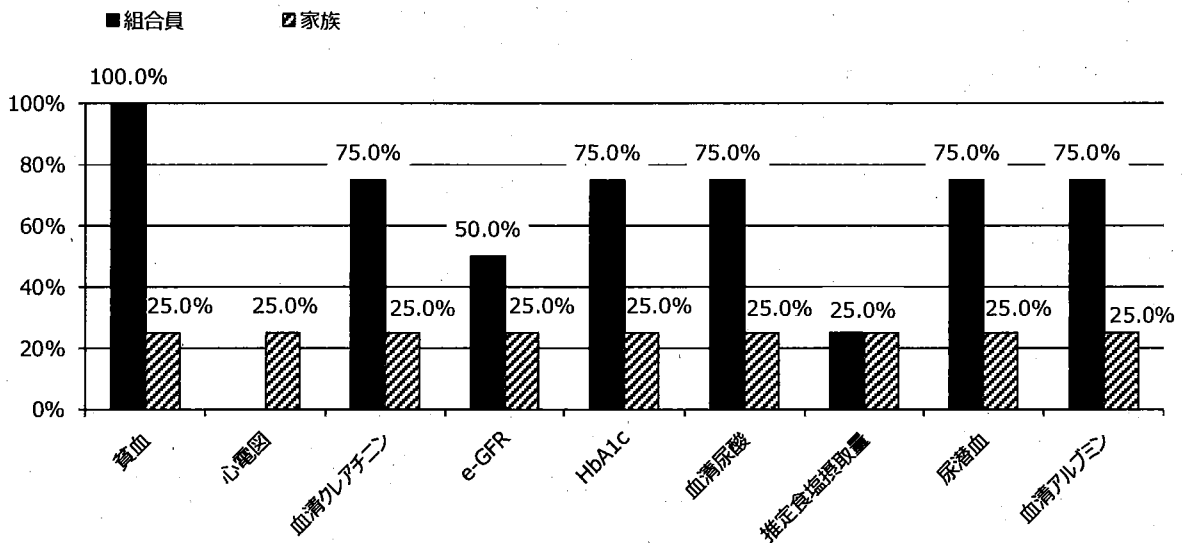
- ・ 被扶養者は、いろいろな施設で受け、ドックなどもあるので様々である。
- ・ 被保険者については、人間ドック、生活習慣病健診、定期健康診査を実施し、特定健診に読み替えている。被扶養者については、家族人間ドック受診者について、実施している。(対象者の30%)
- ・ 人間ドック受診者で該当年齢のみに実施(個別健診)。集団健診該当項目については、事業主実施の定期健康診断。
- ・ 被扶養者については、個別の健診であり、負担額の一定額補助のため、特に定めていない。
- ・ e-GFRについては、一部の健診機関では未実施。
- ・ 心電図、血清クレアチニン、尿酸については、生活習慣病予防健診・人間ドックにて実施。

【共済組合】 n=4

集団健診



個別健診



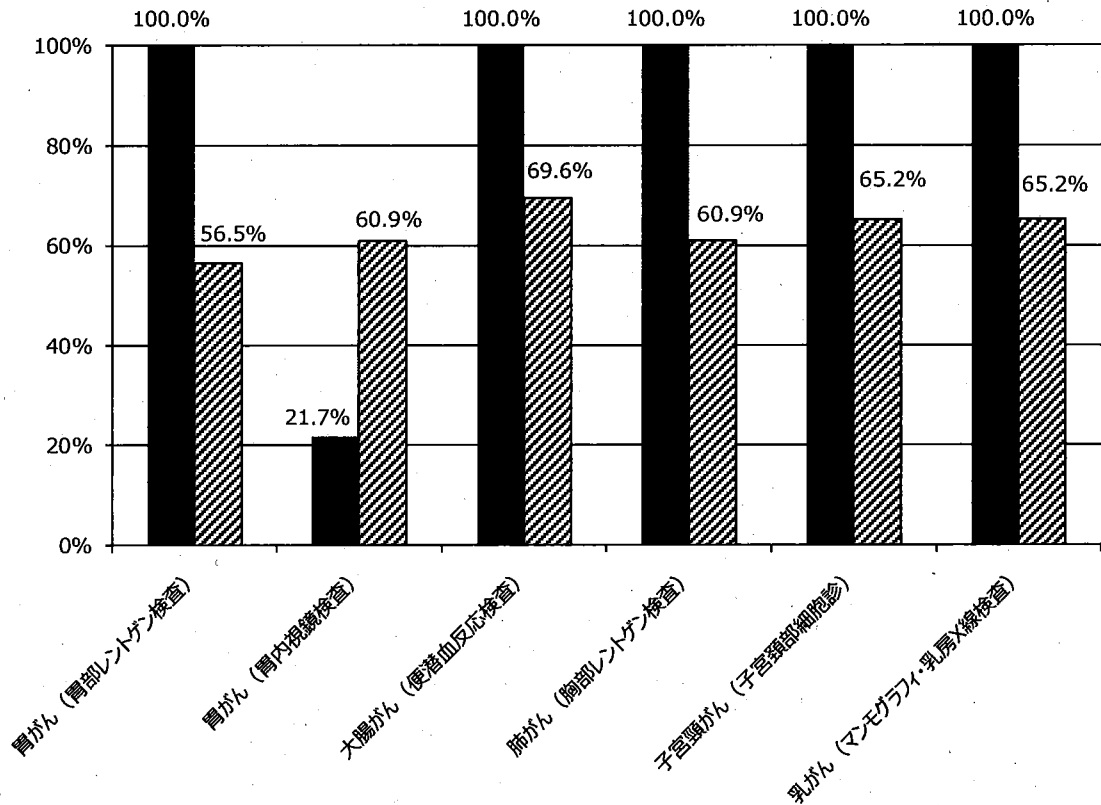
○「備考欄」の内容

- ・ 被扶養者は人間ドック等の健診を実施していない。
- ・ 個別検診は人間ドックで実施。任意継続組合員を除く。40歳代の偶数年齢は人間ドック事業対象外。

5 特定健康診査とがん検診の同時実施等

問 8-1 特定健診とがん検診を同日に実施している場合の検査項目を選択してください。
(市町国民健康保険組合のみ)

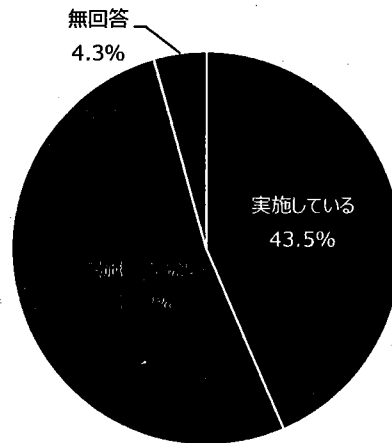
■ 集団健診 □ 個別健診



○「備考欄」の内容

- ・ 個別健診において、全ての契約医療機関で同日実施しているかどうかは把握していない。
- ・ 前立腺がん健診 (PSA 検査) 50 歳以上、集団健診・個別健診で実施。
- ・ 胃がん健診について、集団健診は X 線検査のみ、個別健診は X 線検査・内視鏡検査を実施。
- ・ 個別健診については、同時実施が可能な医療機関でのみ実施。
- ・ 大腸がん検査については、集団健診の場合と町内 1 か所の医療機関での対応。(契約のある医療機関のみ。)
- ・ 個別健診については、ドックと同時実施のみ。

問 8-2 市町が実施しているがん検診について、職域との連携を行っていますか。
(市町国民健康保険組合のみ)

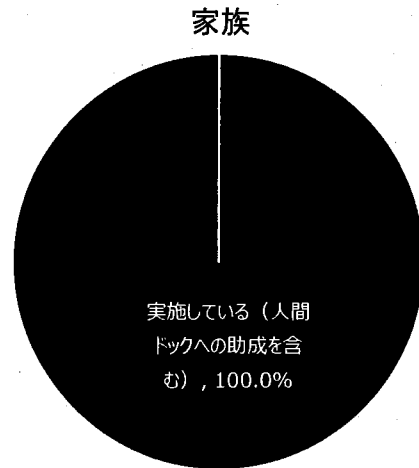


○ 実施している取り組みの概要

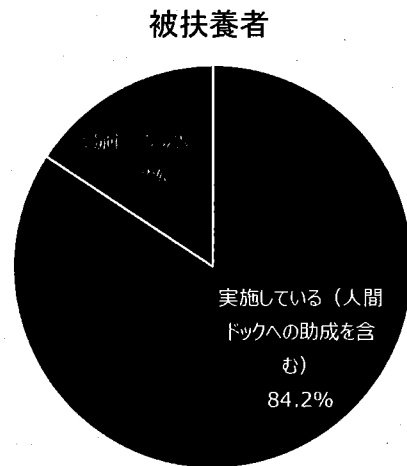
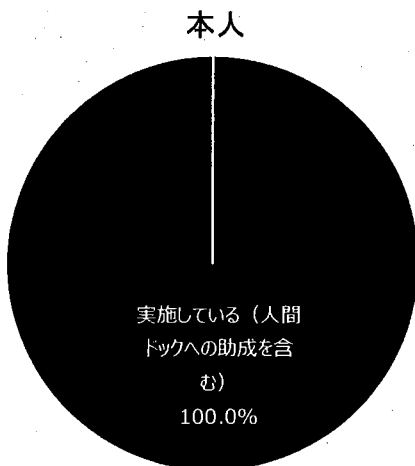
- ・ 全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部と協定を締結し、協会けんぽ被扶養者の方にも市からがん検診の受診券を送付している。
- ・ 全国健康保険協会（協会けんぽ）とのコラボ検診を4日程度実施している。（協会けんぽ主催の集団健診において、がん健診を実施。）
- ・ 全国健康保険協会広島支部へ情報を提供している。
- ・ 協会けんぽ被保険者の受診勧奨。
- ・ 商工会議所と連携し、企業へがん検診のチラシを配布。
- ・ 協会けんぽと連携して扶養の人に受診勧奨実施。
- ・ 市が実施している集団健診（日曜日以外）で協会けんぽの人も特定健診が受診できるようにしているため、同時にごがん検診も受診できる。
- ・ 職域の特定健診会場で、市のがん検診を実施予定。
- ・ 総合健診の情報提供を行い、協会けんぽのパンフレットに健診日程を掲載。
- ・ 集団健診会場でごがん検診が受けられることを伝え周知してもらっている。
- ・ 町商工会の会報誌に受診勧奨の記事掲載、町内事業所にポスター掲示依頼。

問 8-3 保険者又は事業主において、がん検診を実施していますか。
 (国民健康保険組合・健康保険組合・全国健康保険協会広島支部・共済組合)

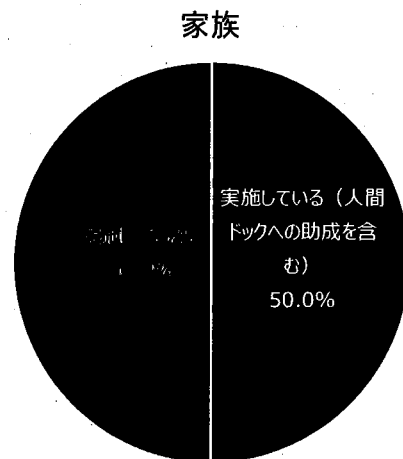
【国民健康保険組合】 n=4



【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

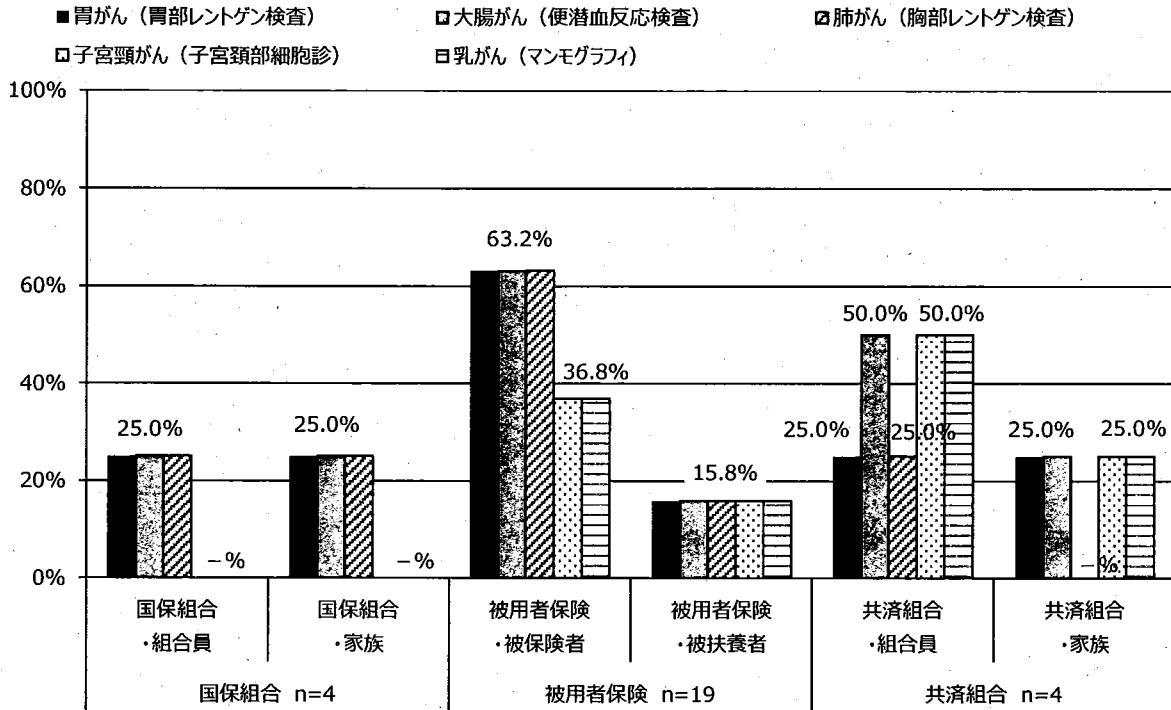


【共済組合】 n=4

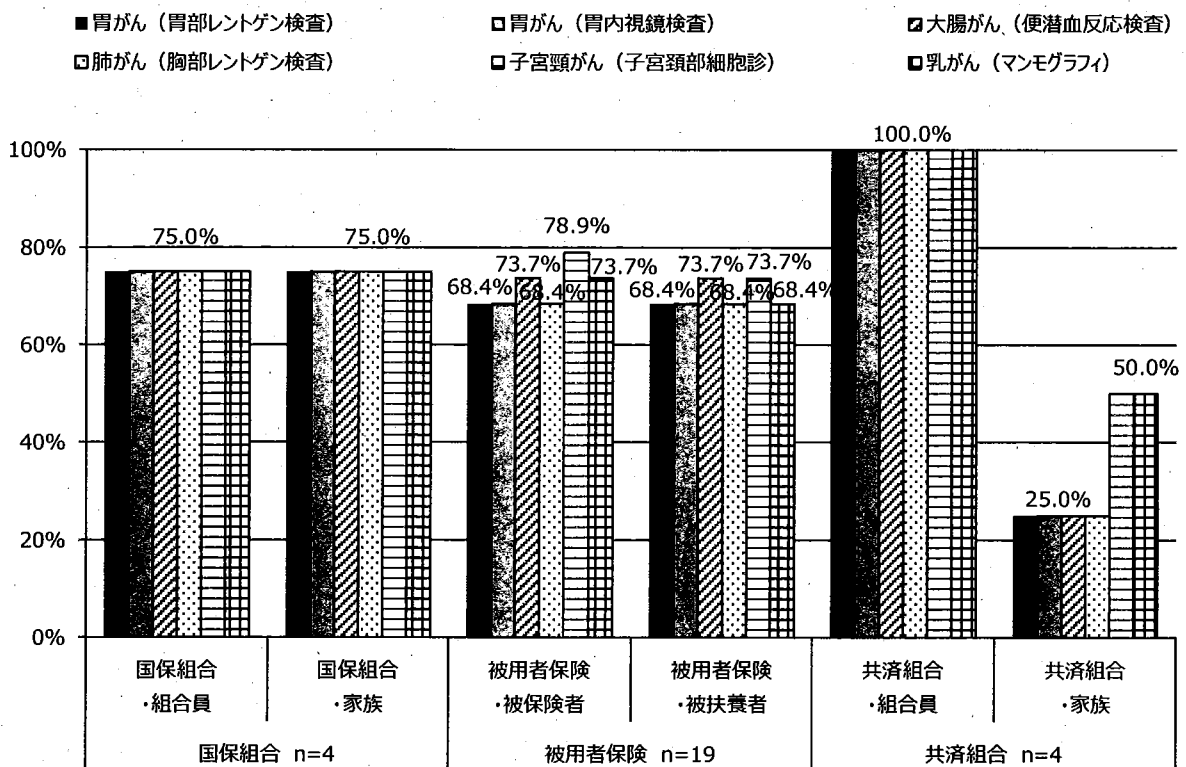


問 8-4 がん検診を実施している場合の検査項目を選択してください。
 (国民健康保険組合・健康保険組合・全国健康保険協会広島支部・共済組合)

集団健診



個別健診



○「備考欄」の内容

【国民健康保険組合】

- ・ 大腸がん、肺がん検査については、全員。胃がん、子宮頸がん、乳がん検査については、希望者のみ。
- ・ 子宮頸がん及び乳がんは、オプション検査として追加できる項目となっている。
- ・ 基準に該当するがん検診を受診した場合、組合が一部費用を助成。被保険者（家族も含む）が個々に最寄りの医療機関へ受診申し込みを行う。
- ・ 人間ドック検診含む。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

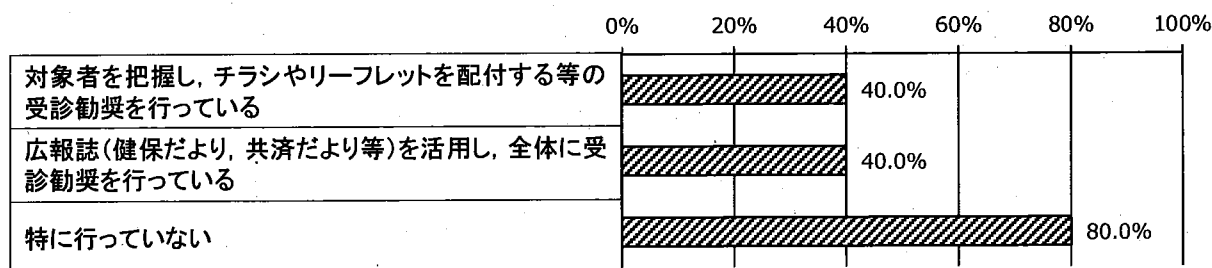
- ・ 胃がん検査については、人間ドック、または事業主実施の定期健康診断（35歳以上・レントゲン検査）にて実施。子宮頸がん、乳がん検査については、人間ドックのオプションとして希望者に実施。（健保負担）
- ・ 胃がん健診については、40歳以上の希望者は自己負担なし。（健保全額補助）
大腸がん検診については、40歳以上の希望者は自己負担なし。（事業所全額補助）
- ・ 胃がん検査の内容はどちらか一方で、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、希望者のみ実施。
- ・ 子宮頸がん検診及び乳がん検診については、希望者のみ。
- ・ 生活習慣病予防健診・人間ドックにて実施。

【共済組合】

- ・ 被扶養者は特定健診を受診した者のうち、自費でがん検診等を受けた場合のみ費用を助成。
- ・ 個別健診は人間ドックで実施。任意継続組合員を除く。

問 8-5 がん検診を実施していない場合、市町が実施するがん検診の受診勧奨を行っていますか。（健康保険組合・全国健康保険協会広島支部・共済組合・国民健康保険組合）

【被扶養者のみ】 n=5



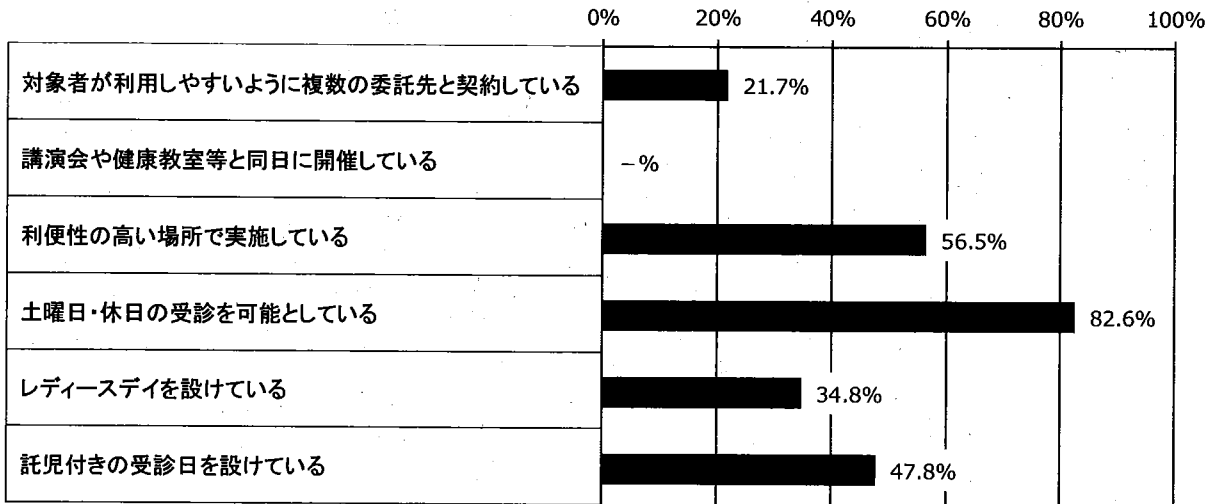
○ その他の内容

- ・ 健康相談の際、受診勧奨を実施している。

6 特定健康診査（集団健診）の会場や日時の工夫

問9 特定健康診査（集団健診）の会場や日時について、どのような工夫をされていますか。（該当するもの全て）

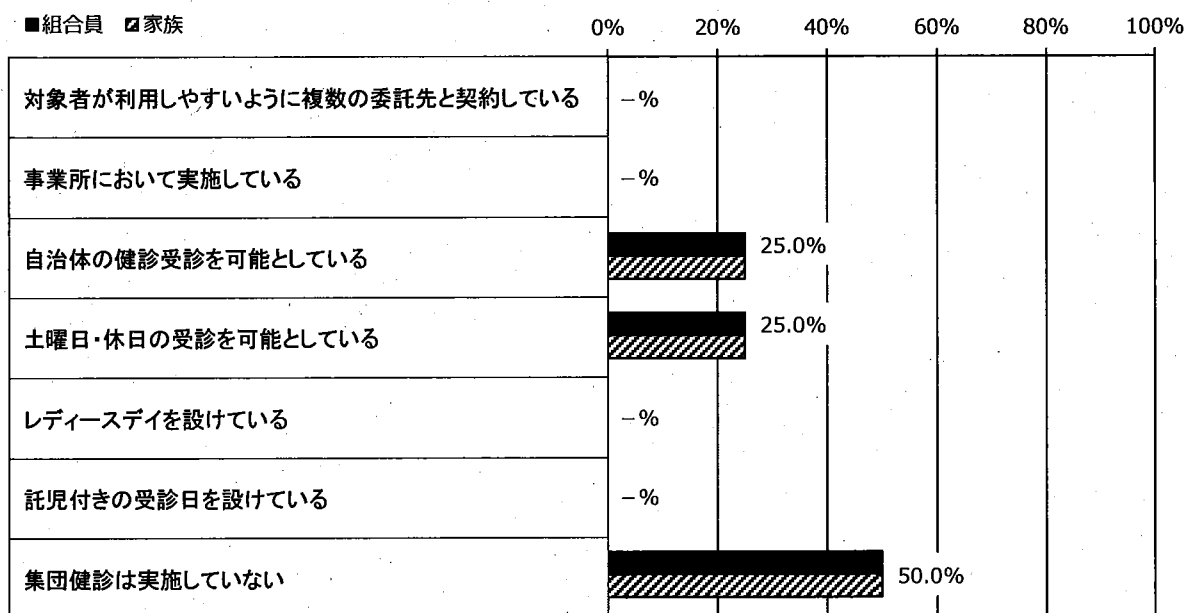
【市町国民健康保険】 n=23



○ その他の内容

- ・ 集団健診の予約について、業者委託により専用の電話回線にて受付。
- ・ 老人大学の生徒とその家族を対象に、老人大学で集団健診を実施。
- ・ ドラックストア、スーパーマーケットを会場とした集団健診の実施。
- ・ 中学生保護者健診。
- ・ 中学生とその保護者（職場等で検診を受ける機会が無い40歳以下）を対象に集団健診のなかで日程を設けている。
- ・ 混雑を防ぐため、受診者ごとに受付時間をずらして設定している。
- ・ 町内が広く交通の便が悪い地域があるため、受診しやすいように各地域の集会所などを会場としている。
- ・ 町内の施設（保健センターなど）を利用し事前申し込みのあった方に、30分毎に区切った健診案内を行っている。（当日受付時間帯も有り）
- ・ 会場内に、ハンドマッサージ・ネイルケア・健康体操・歯科相談・減塩みそ汁の試食等、無料体験コーナーを設けている。

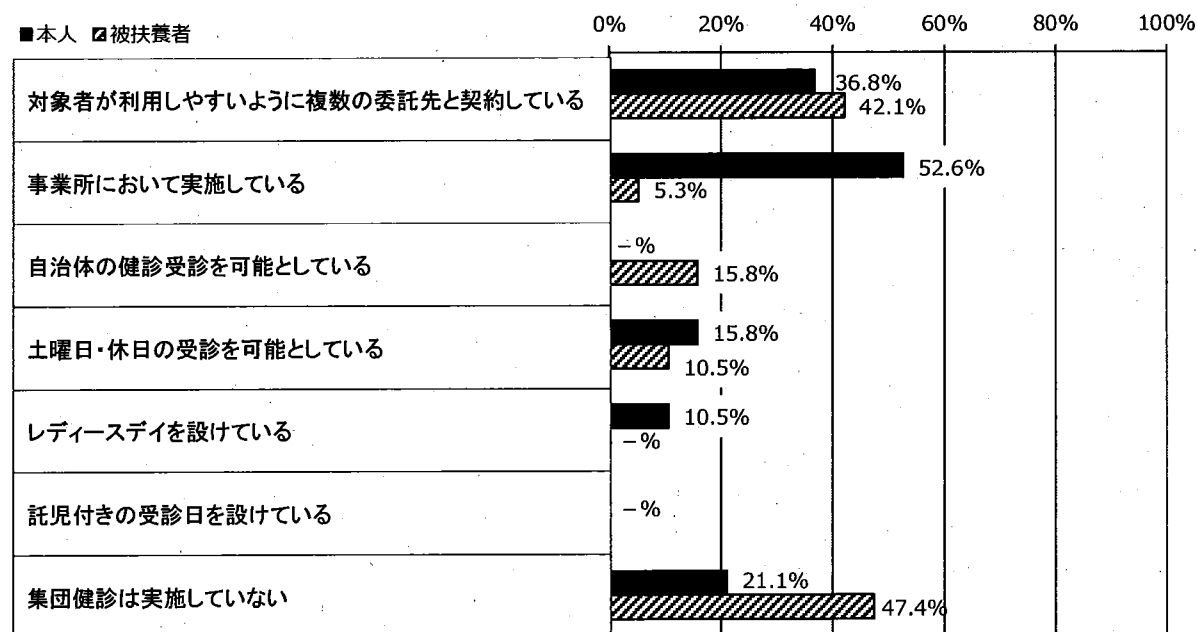
【国民健康保険組合】 n=4



○ その他の内容

- ・ 期間を2月末までとしている。被保険者の都合に合わせて、自由に医療機関を選べるようにしている。

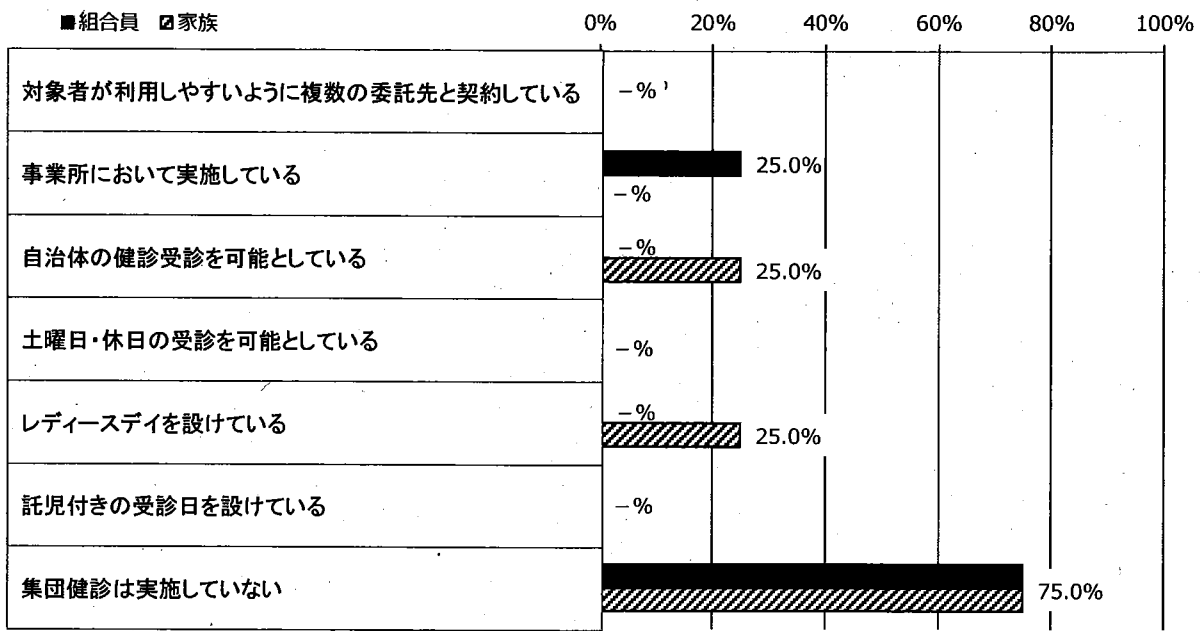
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



○ その他の内容

- ・ 特定健康診査単独では会場を設けての実施をしていない。
- ・ 地域ごとにオプション検査を追加した健診の案内を実施、会場については、利便性の高いショッピングセンターを拡大。

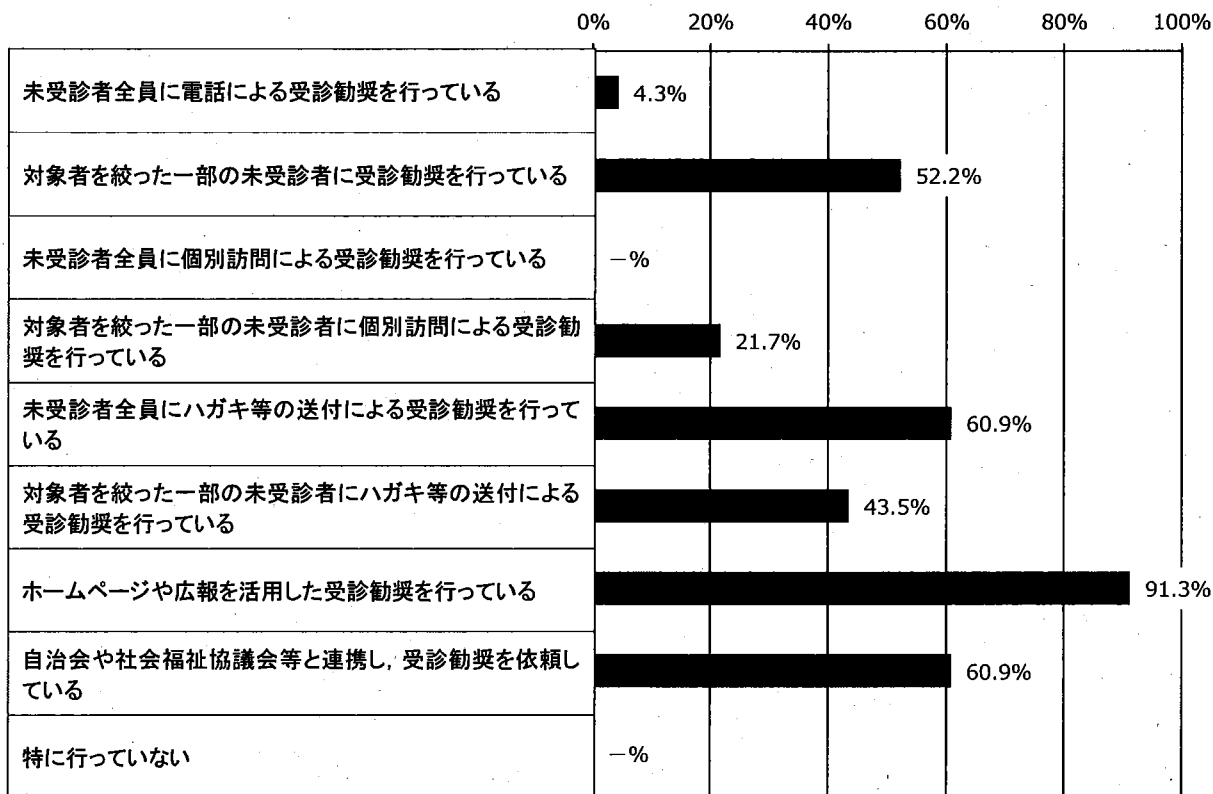
【共済組合】 n=4



7 特定健康診査の未受診者対策

問 10 特定健康診査の未受診者に対し、どのような受診勧奨を行っていますか。

【市町国民健康保険】 n=23



○ 対象者の選定方法

電話による受診勧奨対象者

- ・ 過去の受診歴や問診結果等について、AI（人工知能）を用いて分析した結果で受診確率が高い人を優先的に選定している。
- ・ 前年度集団健診を受診した者で今年度集団健診の予約がない者。
- ・ 健診受診勧奨啓発重点地区の未受診者、昨年度受診者で今年度申込されていない方等。
- ・ 過去6年間で特定健診を不定期受診者及び本年度新たに対象者となった者。
- ・ AIでの分析により、反応確率の高い人から勧奨を行う。
- ・ 前年度受診者及び過去に受診歴のない者。
- ・ 過去に受診歴がある方（電話番号がわかる）に実施。
- ・ 電話番号のある人のみ。
- ・ 毎年の受診状況を確認し、未受診者に電話をする。
- ・ 申込済者、電話勧奨を希望されない方、今年度受診しない意志を示された方を除いて勧奨している。
- ・ 40歳、新規国保加入者の未受診者。

個別訪問による受診勧奨対象者

- ・ 健診受診勧奨啓発重点地区の未受診者。
- ・ 前年度新規国保加入者。
- ・ 前年度の特定保健指導対象者のうち、今年度の健診未受診者を抽出し、訪問している。
- ・ 40歳、新規国保加入者の未受診者。

ハガキ等の送付による受診勧奨対象者

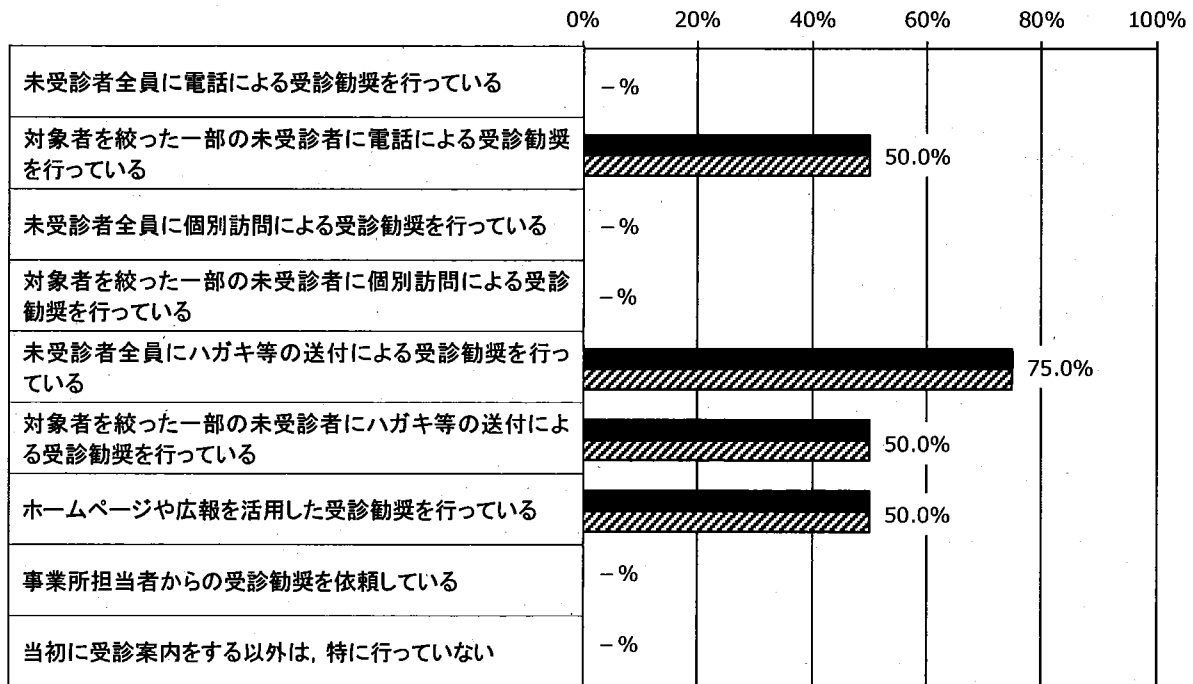
- ・ 過去の受診歴や問診結果等を AI（人工知能）を用いて分析し、対象者の心理特性に合ったメッセージの勧奨通知を送付。
- ・ 過去数年以内に受信歴のある者のうち、前年度及び当該年度特定健診受診の無い者。過去数年以内に特定健診受診の無い者のうち、若年の者。
- ・ 電話勧奨により電話不通の者及び特定健診の結果やレセプト情報等を AI を活用して分析し、結果に応じた通知文書を送付。
- ・ 不定期受診者。
- ・ 過去の受診歴、健診結果等を分析し、マーケティングの手法を取り入れた受診勧奨通知を送付している。
- ・ AI を活用し、今年度未受診者のうち受診確率が高い者を選定。
- ・ 9月と10月に未受診者へハガキによる受診勧奨を実施。9月は、対象者の特性（過去の受診歴等から4つのタイプに分けている）を踏まえた勧奨資材を送付し、10月は受診歴及び通院歴のない対象者へ受診勧奨資材を送付している。
- ・ 3年間未受診者から AI で抽出して送付。
- ・ 国保連合会の実施する「特定健診受診率向上対策事業」へ参加し、(株) キャンサースキャンによる AI を利用した受診勧奨を実施している。
- ・ 申込済者、送付を希望されない方、受診しない意志を示された方を除いて、7つのグループに分けて選定。(令和元年度特定健診受診率向上対策事業)

○ その他の内容

- ・ 受診率の高い順。
- ・ 教育委員会の協力を得て、小中学校保護者向けチラシを生徒を通じて配布。
- ・ 大型商業施設や健康まつり等のイベントにて受診啓発。(チラシやティッシュを配布)
- ・ レセプト及び健診履歴を AI 分析し、効果的な表現による勧奨通知を実施している。
- ・ 町内ケーブルネット(映像、音声)により受診勧奨する。

【国民健康保険組合】 n=4

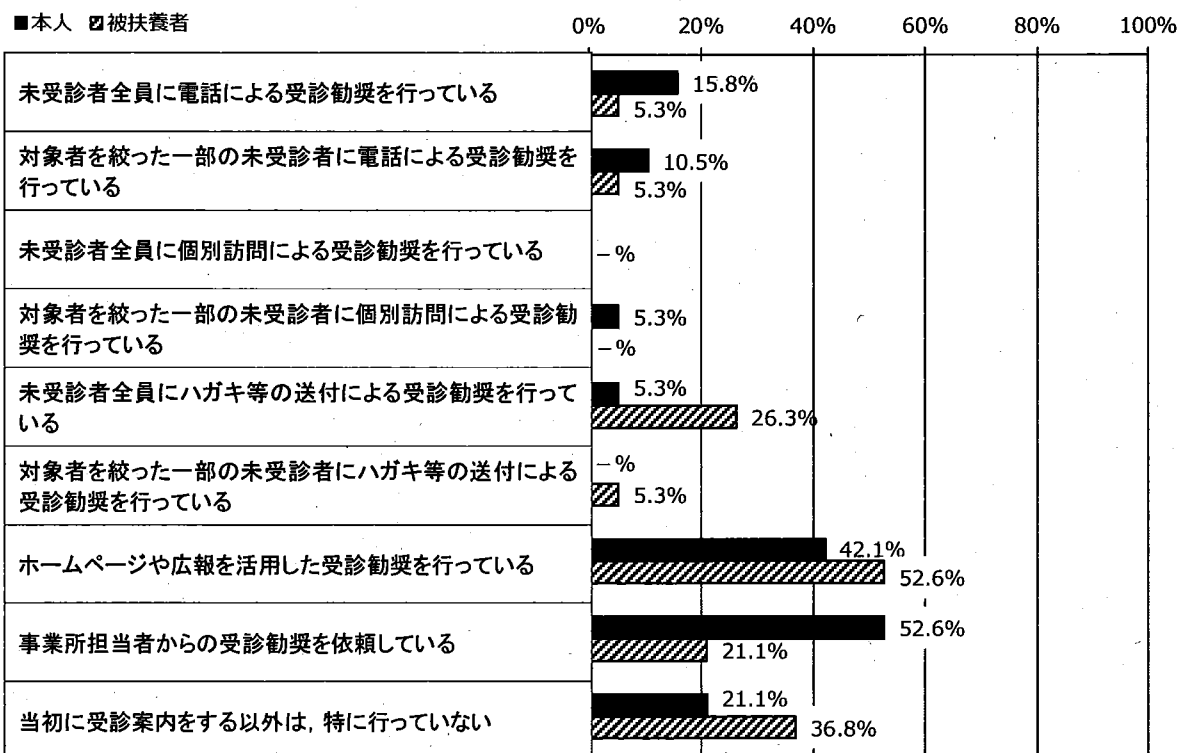
■組合員 □家族



○ 対象者の選定方法

<p>電話による受診勧奨対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めて特定健診受診対象になった者。 健診をキャンセル（当日）された方へ再度受診勧奨。
<p>ハガキ等の送付による受診勧奨対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年度の人間ドック・検診に申込みをしていない者を対象とする。 初めて特定健診受診対象になった者。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



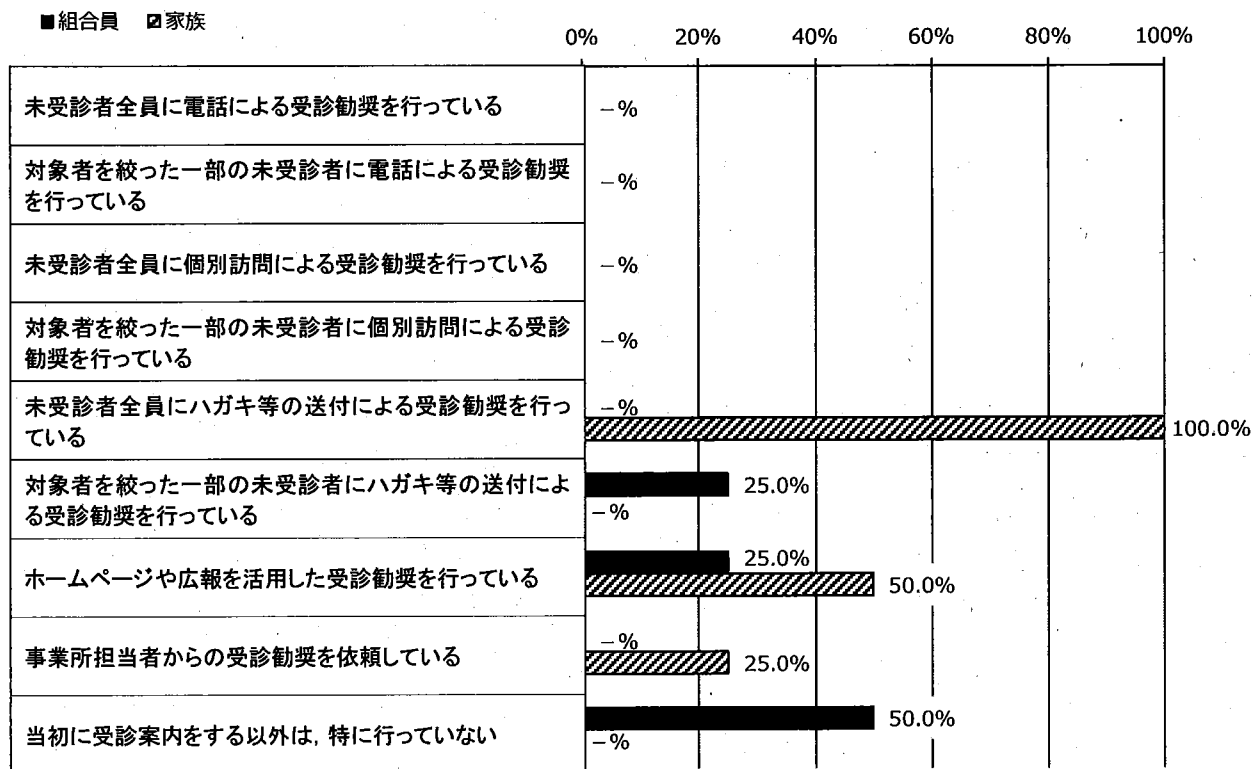
○ 対象者の選定方法

<p>電話による受診勧奨対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所単位で受診率の低い事業所を選定して、電話による業者委託の受診勧奨を行っている。また集団健診の会場周辺にダイレクトメールを発送。
<p>個別訪問による受診勧奨対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診率の低い事業所に対し、個別事業所訪問による受診勧奨を実施している。
<p>ハガキ等の送付による受診勧奨対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携し、市町村が実施しているがん検診の案内時に特定健診との同時実施を推奨。

○ その他の内容

- 毎月送付する時報、メルマガなどによる受診勧奨通知、広報誌による受診の必要性を周知。
- 被保険者については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果を事業所から確実に取得するよう、事業所と連携している。
- 被保険者については定期健康診断の100%受診のために健保・職制を通じて勧奨を行っている。被扶養者については人間ドック未受診者全員に受診券を送付。
- 母体の環境安全部で未受診者のフォローを実施している。
- 本年度より被扶養配偶者において人間ドック未受診者については、自宅あてに再度の申込み案内を郵送する予定。
- 被扶養者に受診勧奨の案内文を送付。

【共済組合】 n=4



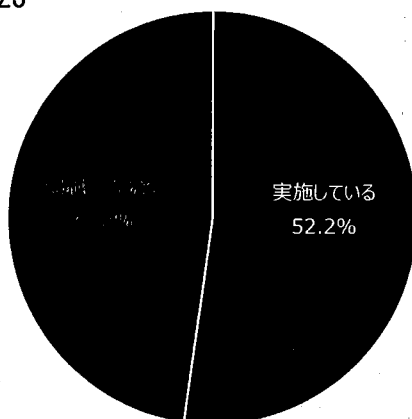
○ その他の内容

- ・ 庁内 LAN による受診勧奨を行っている。(4回)

8 特定健康診査の受診率向上に向けた取り組みや課題等

問 11 かかりつけ医と連携し、治療中患者の特定健康診査の受診勧奨を推進する取り組みを実施していますか。

【市町国民健康保険】 n=23



○ 実施している取り組みの概要

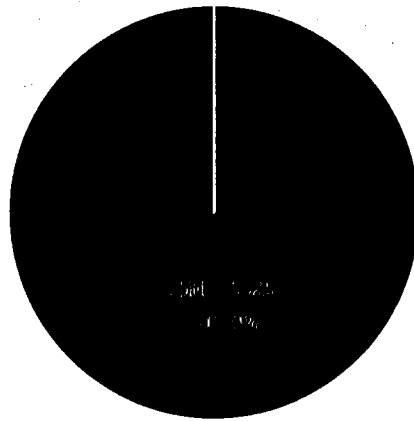
- ・ 医師会を通じて、各医療機関に市民向けチラシを送付し、患者への受診勧奨の協力依頼を行っている。
- ・ 一斉送付を実施するまでの期間において、被保険者の申し出により、特定健診受診券をかかりつけの医療機関へ送付する。
- ・ (4月) 対象者には、特定健診受診券と同封して治療中の情報提供の用紙を封入しており、かかりつけ医への持参を勧めている。
- ・ (5月) 医師会に治療中の方の特定健康診査の実施及び情報提供を依頼している。
- ・ (6月) かかりつけ医(医療機関)を個別に廻り、治療中の方の特定健康診査の実施及び情報提供への取り組みを周知し協力を依頼している。
- ・ 契約している医療機関に、治療中患者に特定健康診査の受診勧奨していただくよう依頼。
- ・ 不定期で医師会との懇談会を実施。
- ・ 治療中患者さんが受診された際に主治医から受診勧奨していただいている。
- ・ 健診等医療機関会議(市内医療機関)において、治療中の患者の受診勧奨について依頼、医療機関にチラシを掲示。
- ・ 医師会の理事会や定例会にて受診勧奨の協力を依頼している。また、ポスターの貼付を依頼。
- ・ 主に町内の実施医療機関に対して事業の協力の依頼をしている。
- ・ 町内医療機関に、治療中患者の特定健康診査の受診を勧めてもらうよう協力を依頼している。

- ・ 年に2回開催する町地域保健対策協議会において、医師会代表の委員に治療中患者の特定健診受診の必要性について説明し、主治医から患者に健診受診を促していただいている。
- ・ 特定健診対象者全員に受診券を郵送する時期（5月上旬）に合わせて、町内集合契約参加医療機関を訪問し、来院者への受診勧奨をお願いしている。

○ 未実施の理由

- ・ 診療情報の提供（みなし健診）を案内しているため。
- ・ 受診率向上以外の必要性を感じないため。
- ・ かかりつけ医と連携し、治療中患者の診療情報の提供（みなし健診）を推進する取り組みを実施しているため。
- ・ 医師によっては、健診に対して協力的でない方もおられるため。

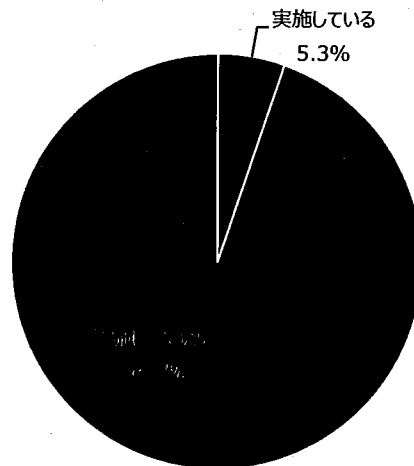
【国民健康保険組合】 n=4



○ 未実施の理由

- ・ 事業化するノウハウがない。
- ・ マンパワーの不足。
- ・ かかりつけ医の把握が困難であり、体制的にも難しい。
- ・ かかりつけ医との個別契約がないため。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



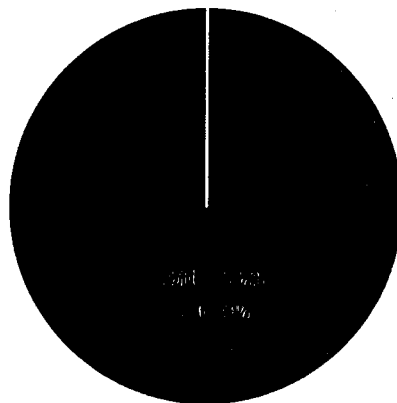
○ 実施している取り組みの概要

- ・ 直営診療所の受診者に対し、健診や保健指導の勧奨を行っている。

○ 未実施の理由

- ・ 予算不足。(納付金、支援金等の支出が収入の4割を超えているため。制度改正が必要である。)
- ・ 個々のかかりつけ医を把握していないため。

【共済組合】 n=4

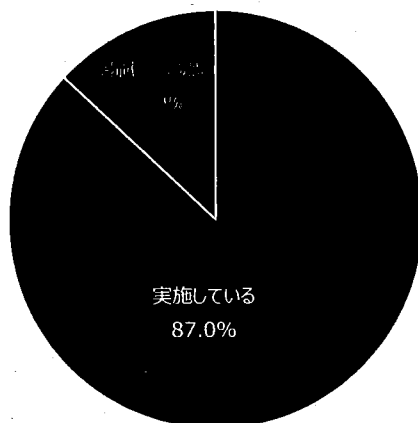


○ 未実施の理由

- ・ 治療中であることがわかりにくいいため。
- ・ 治療中患者のかかりつけ医を抽出することがシステム上困難。
- ・ マンパワーの不足。

問 12 かかりつけ医と連携し、治療中患者の診療情報の提供（みなし健診）を推進する取り組みを実施していますか。

【市町国民健康保険】 n=23



○ 実施している取り組みの概要

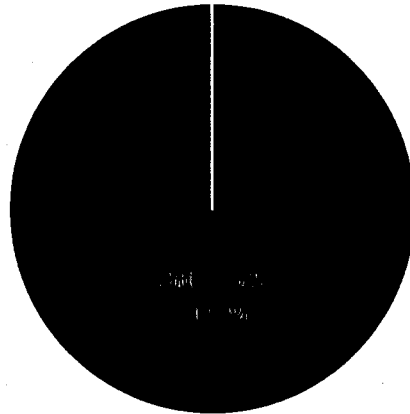
- ・ 広島市特定健診の受診率向上に関する検討委員会を通じてかかりつけ医への協力依頼を行っている。
- ・ 【3月】医師会での健診事業等説明会を開催。
- ・ 【4月】受診券発送に同封するパンフレットへの記載。
- ・ 【1月頃】医療機関定期受診者への情報提供事業案内及び情報提供票の送付。
- ・ 【内容】地区医師会と契約、【時期】7月から翌3月まで。
- ・ 【4月】対象者には、特定健診受診券と同封して治療中の情報提供の用紙を封入しており、かかりつけ医への持参を勧めている。
- ・ 【5月】医師会に治療中の方の特定健康診査の実施及び情報提供を依頼している。
- ・ 【6月】かかりつけ医（医療機関）を個別に廻り、治療中の方の特定健康診査の実施及び情報提供への取り組みを周知し協力を依頼している。
- ・ 【内容】受診券同封物にみなし健診について紹介したり、医療機関にポスターやチラシを設置し啓発に努めている。
- ・ 【時期】受診券発行時から3月末まで。
- ・ 【対象】福山市国民健康保険被保険者で特定健康診査受診対象者のうち、生活習慣病等の治療をしている人。
- ・ 毎年6月から治療中の方に対して情報提供制度の活用を呼びかけてもらっている。あわせて院内にチラシやポスターの掲示も協力していただいている。
- ・ 【内容】3か月以内の検査データを提供していただく。
- ・ 【時期】5月～3月
- ・ 【対象】国保加入の40～74歳
- ・ 不定期で医師会との懇談会を実施。

- ・ 【内容】かかりつけ医へ趣旨を説明して情報提供していただく。
【時期】12月～2月
【対象】特定健診対象者
- ・ 市内医療機関とみなし健診の実施について委託契約を締結。
- ・ 【内容】地元医師会と委託契約し、本人の了承のもと、医療機関が持つデータを紙データで情報提供してもらう。
【時期】6月から翌年2月末
【対象】特定健診対象者
- ・ 医療機関を対象とした市の健診（がん検診を含む。）の説明会において、チラシ等を配布。市内医療機関へ個別の通知を送付。
- ・ 地区医師会に事業説明し協力依頼。
- ・ 安芸地区医師会と広島市医師会と契約し6月から3月まで実施してもらう。受診券送付時に「治療中の方の状況提供票」と案内を同封。
- ・ ふだんかかりつけの医療機関で検査を受けているため、健診を受けないという方に対し、みなし健診を勧めている。実施期間は6月1日から翌年の3月31日まで。
- ・ 安芸地区医師会、広島市医師会と5月に契約し、翌年3月まで実施。生活習慣病等で治療中の方の検査結果に追加で問診と身体計測を行い情報提供としている。
- ・ 集団健診申込み時に、医療機関受診中と回答があった方に対し、データの情報提供に同意された方の情報をもらっている。
- ・ 医療機関から年間を通じて、情報提供していただくように委託契約している。
- ・ 【内容】情報提供
【時期】通年
【対象】国保特定健診対象者
- ・ 町内医療機関に情報提供依頼。

○ 未実施の理由

- ・ 実施しても保健指導ができないため。
- ・ 個人負担金を無料としているため、なるべく受診していただくようにしている。（マンパワー不足のため、事務が煩雑になる事が予想されるため。）

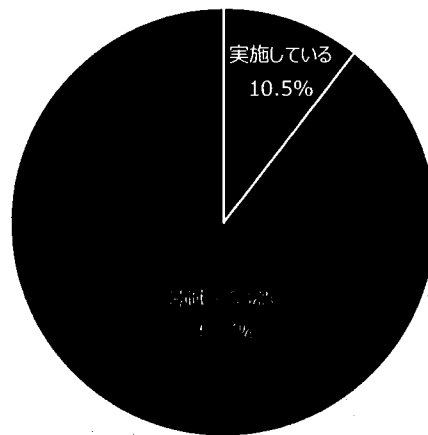
【国民健康保険組合】 n=4



○ 未実施の理由

- ・ 事業化するノウハウがない。
- ・ マンパワーの不足。
- ・ かかりつけ医の把握が困難であり，体制的にも難しい。
- ・ かかりつけ医との個別契約がないため。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



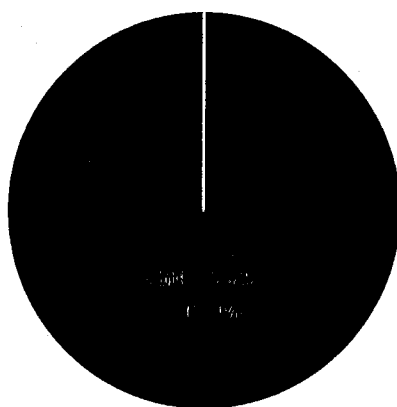
○ 実施している取り組み

- ・ 県医師会と協定を交わし，県内委託機関において医師の判断と患者の同意で実施した3ヶ月以内の治療データを特定健康診査に活用している。
- ・ 直営診療所において定期健康診断を実施する際に活用している。年2回対象者の約2割。

○ 未実施の理由

- ・ 予算不足。(納付金，支援金等の支出が収入の4割を超えているため。制度改正が必要である。)
- ・ 個々のかかりつけ医を把握していない。

【共済組合】 n=4

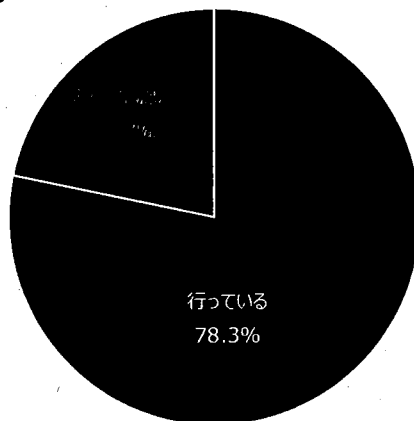


○ 未実施の理由

- ・ 治療中であることが分かりにくいいため。
- ・ 治療中者のかかりつけ医を抽出することがシステム上困難。
- ・ マンパワーの不足。

問 13 医師会や薬剤師会、自治体、商工会等の他団体と連携・協力を行っていますか。

【市町国民健康保険】 n=23



○ 連携先及び具体的な内容や方法

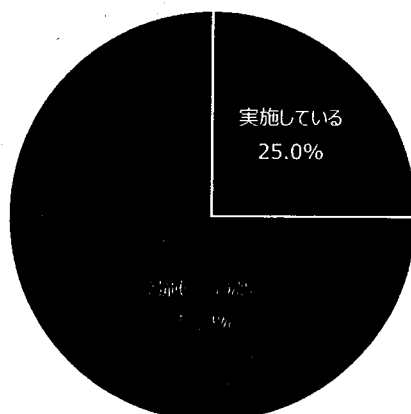
連携先	具体的な内容や方法
医師会, 地区医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市特定健診の受診率向上に関する検討委員会（令和元年度は2回実施） ・ 健診事業等説明会の開催・受診勧奨ポスターの掲示依頼・みなし健診の実施。 ・ ポスター掲示等など受診勧奨を訪問により協力依頼している。 ・ 安芸地区医師会、近隣市町とで特定健診担当者会議を実施し、特定健診等について情報交換している。 ・ 助言をいただきながら連携を図っている。 ・ 医師会を通じた医療機関への働きかけや、より受診しやすい環境の提案。 ・ 不定期で懇談会を実施。 ・ 各機関におけるポスターの掲示を依頼。 ・ チラシの配布、ポスターの掲示を依頼。
歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関におけるポスターの掲示を依頼。 ・ チラシの配布、ポスターの掲示を依頼。
薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関におけるポスターの掲示を依頼。 ・ チラシの配布、ポスターの掲示を依頼。 ・ 市民向けチラシの配布や地域住民への受診呼びかけの協力を依頼。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の医療機関と連携し、人間ドックを受診した人に対し結果通知をする際、健診結果のデータ提供依頼の案内を同封して事業主健診を推進。 ・ 町内の病院に、健診のパンフレットの配付・周知のお願いをしている。
保健推進員, 地区長会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4～5月に、健診の受診方法の説明、地区別の受診率状況などの情報提供、健診啓発の協力依頼。
自治組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「受診率向上キャンペーン」で自治組織と協働で、地元イベントにおいて啓発するなど受診率向上の取り組みを実施している。
集落法人経営者協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出向いて声掛けし、受診勧奨資料の配付を行った。
母子保健推進員, 食生活改善推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシの配布、ポスターの掲示を依頼。

連携先	具体的な内容や方法
公衆衛生推進協議会, 社会福祉協議会, 民生 委員児童委員協議会等	・ 市民向けチラシの配布や地域住民への受診呼びかけの協力を依頼。
理美容組合	・ 11月に健診の受診方法の説明, 地区別の受診率状況などの情報提供, 健診啓発の協力依頼。
商工会議所	・ 広報誌へ健診案内記事を掲載。 ・ チラシの配布, ポスターの掲示を依頼。
上下商工会	・ 毎年度, 集団健診での特定健診受診者に対して, 集めると上下町内の 契約店舗で金券として使えるJスタンプを発行する事業を実施してい る。
府中商工会議所	・ 今年度, 集団健診の受診者のうち, 商工会議所の共済に加入している ものに対して1,500円還付する事業を実施している。
大竹市糖尿病対策協議会	・ 糖尿病対策事業について検討している。
社会福祉協議会	・ 社会福祉協議会主催のイベントに係る会合(商工会の方の出席が見込 まれる場)でのチラシの配布。
—	・ 老人クラブ会員を対象とした「世羅町いきいきおでかけポイント」で, 健診を受診すると10ポイントが加算される。
—	・ 年に2回, 医師会, 薬剤師会, 自治体の代表者に委員を委嘱し, 委員 会を開催し特定健診受診率, 特定保健指導実施率, 受診勧奨等について 情報提供し, 協力を依頼している。商工会の広報誌に受診勧奨の記事掲 載, ポスター配布など依頼している。
—	・ 総合集団健診の日程をチラシにて配布。
—	・ 広島中央地域連携中枢都市圏事業において呉市と連携し, 特定健診の受 付に伴うコールセンターの設置や, インターネット予約を実施及び受診 勧奨。

○ 未実施の理由

- ・ 人的, 時間的余裕がない。

【国民健康保険組合】 n=4



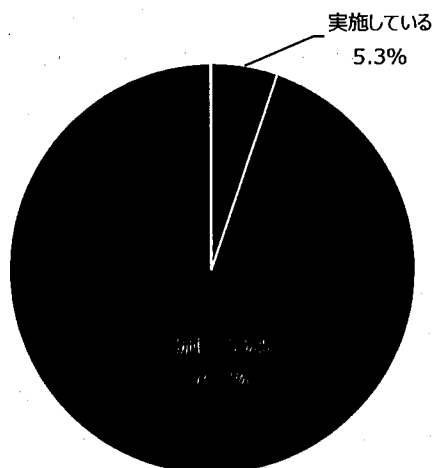
○ 実施している取り組み

- ・ 広島県医師会速報への広報記事の掲載。

○ 未実施の理由

- ・ 何を連携, 協力してよいかわからない。
- ・ 保険者として対応するには体制的に困難。
- ・ かかりつけ医との個別契約がないため。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



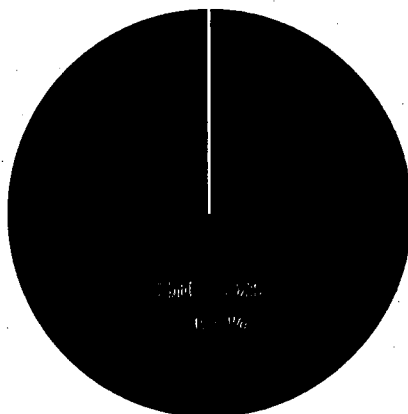
○ 連携先及び具体的な内容・方法

- ・ 商工団体とは広報の連携を行い、自治体とは、被扶養者に対し、がん検診との同時実施を連携実施している。

○ 未実施の理由

- ・ 予算不足。(納付金、支援金等の支出が収入の4割を超えているため。制度改正が必要である。)
- ・ 連携を行うのであれば団体の中で協議したうえで、団体間での協定等に基づき連携することが望ましい。

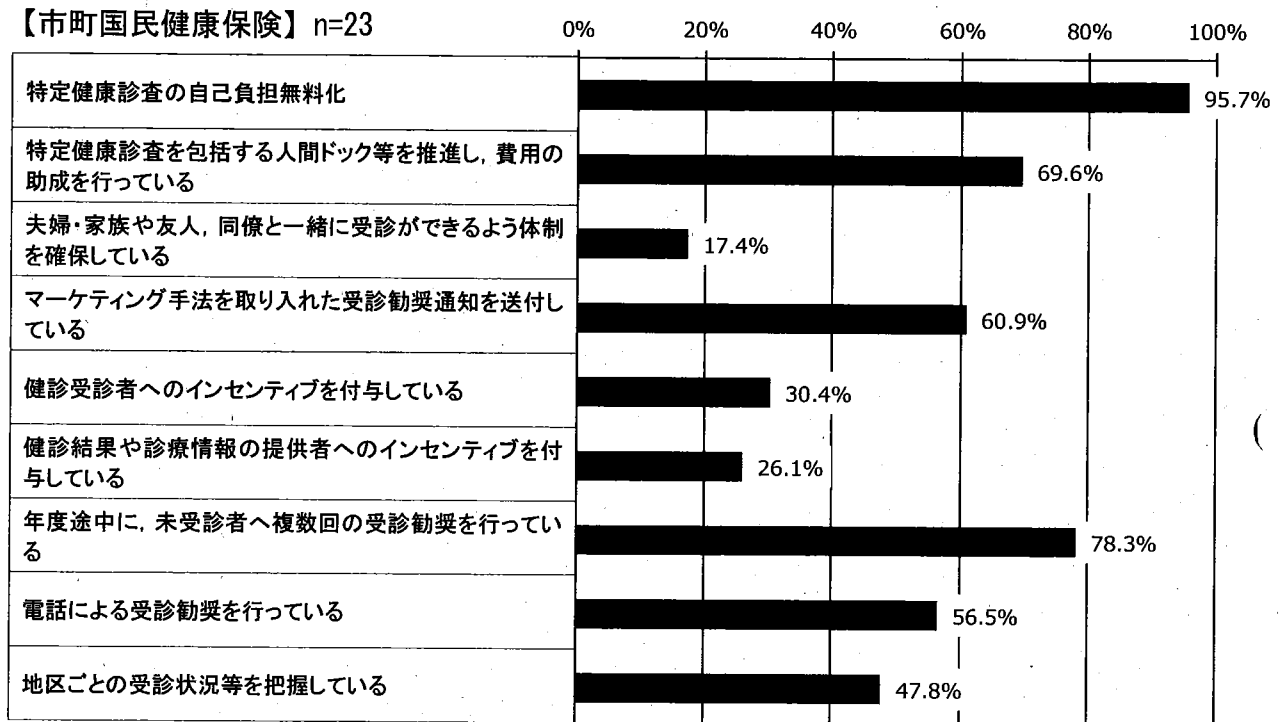
【共済組合】 n=4



○ 未実施の理由

- ・ 治療中であることが分かりにくいため。
- ・ 組合員等が県内に広く居住しているため、自治体等連携を行うことが難しい。

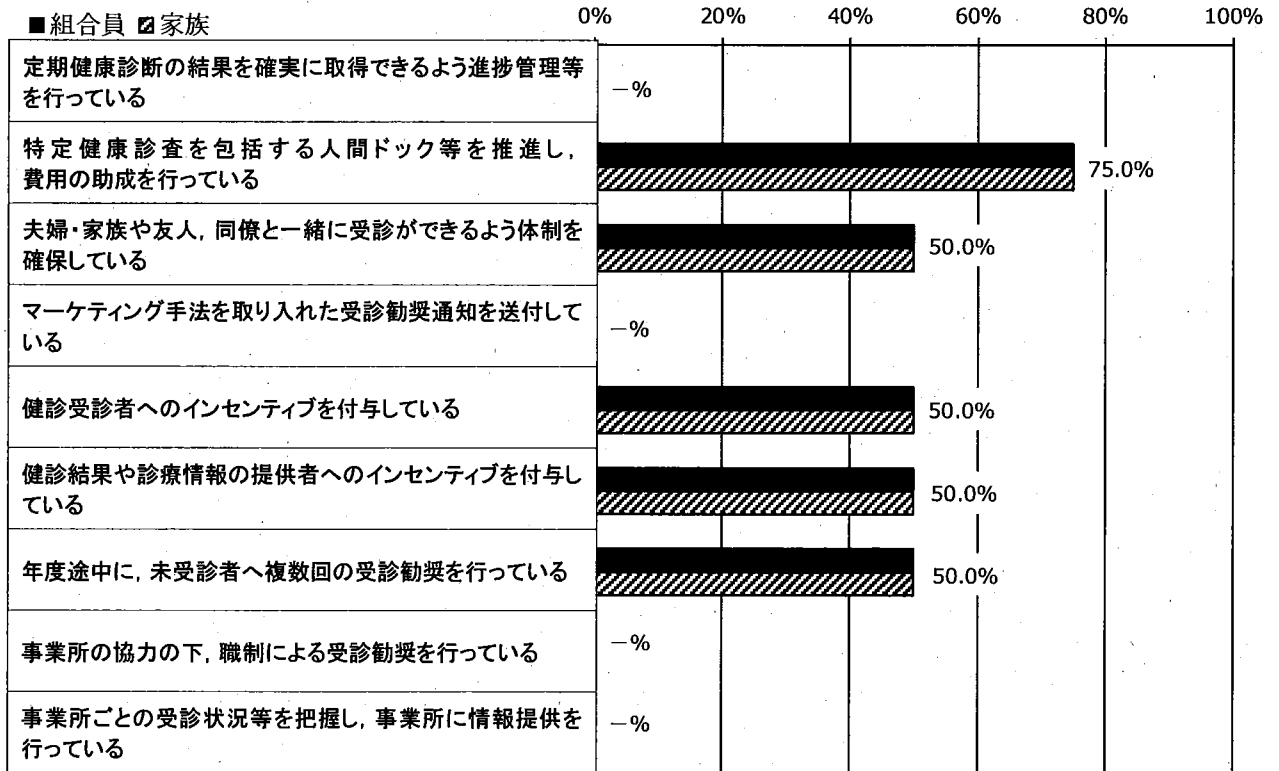
問 14-1 特定健康診査の受診率の向上を図るため、実施している取り組みを選択してください。(該当するもの全て)



○ その他の内容

- ・ 自己負担額の軽減及び無料化の実施。
- ・ 自己負担金を無料とした年（平成 26 年度）に受診率が 3% 上昇した。
- ・ 個別受診勧奨の継続，企業との健康増進に関する連携協定の締結。
- ・ 医師会の協力体制の構築（勧奨やみなし健診への協力），自治組織との協働，勧奨業務専門のコールセンター設置。
- ・ 9 月に特定健診未受診者全員に受診券送付。申込みを取ることで，受け忘れを防いでいる。
- ・ 昨年度から未受診者に対して，受診勧奨ハガキを送付することにより「特定健康診査」という言葉を知ってもらう機会となったことや，同月の前年度よりも受診率が 3% 上昇していたため効果があると判断し，今年度も継続して 9 月と受診最終月の 1 月に受診勧奨ハガキを送付した。
- ・ がん検診との同日実施。
- ・ 特定健診受診者へ，町内の加盟店で使用できるカードにポイント付与。
- ・ 未受診者へ受診勧奨ちらしと返信はがき（健診申し込みはがき）送付。
- ・ コール・リコール，ケーブルテレビ・広報等による啓発のほか，町内行事・イベント会場での受診勧奨。また，魅力ある健診をめざし，総合健診会場での様々な無料コーナーの実施に取り組んでいる。
- ・ 自治振興会・保健委員に申込書の配布と取りまとめや受診勧奨を依頼している。

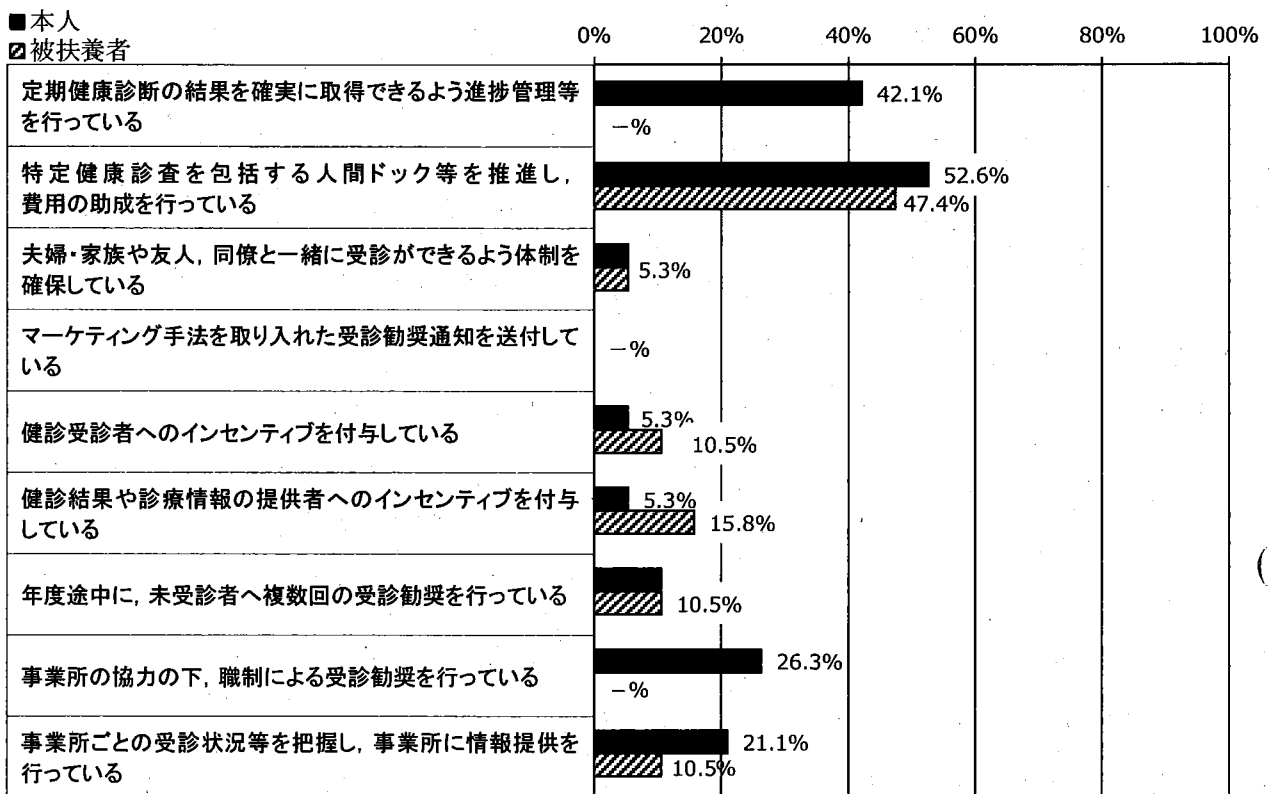
【国民健康保険組合】 n=4



○ その他の内容

- ・ 当国保組合と個別契約した施設での受診に対し、手厚く費用補助している。
(上限2万円)
- ・ 基本健診については無料で受けられることを案内している。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

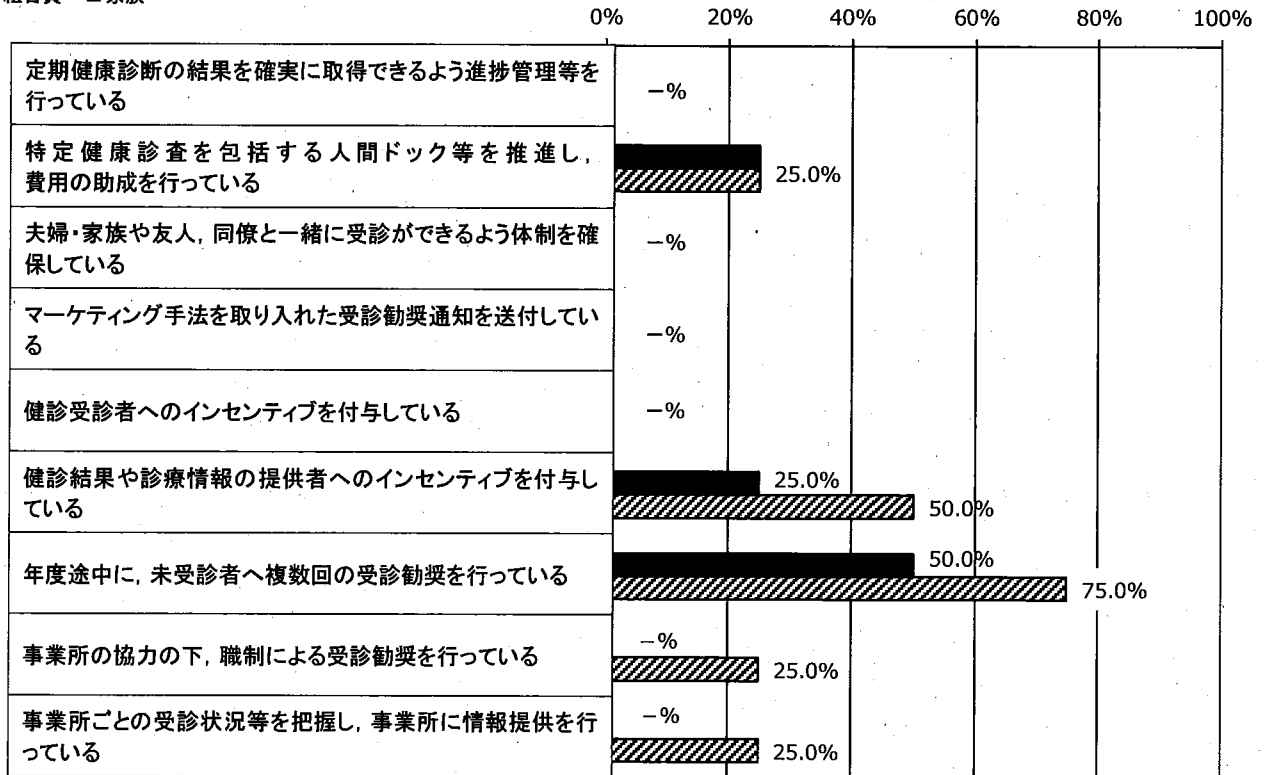


○ その他の内容

- ・ 特定健康診査の場所をスーパー等、利便性の良い場所で実施している。
- ・ 特定健康診査と骨密度、血管年齢が無料で受診できる仕組み作りをしている。
- ・ 被扶養者の健診未受診者に対する受診勧奨を、複数回実施する。(年2~3回)
- ・ メールアドレスを取得している被扶養者へは、メールにて受診勧奨する。
- ・ パート先・勤務先からの検診結果提供者には粗品を送付。(年間20件程度)
- ・ 当健保との契約医療機関にて人間ドック(個人負担10,500円)を受診することによって特定健診受診に変えることができる(被扶養者)
- ・ 被扶養者のパート先等での受診結果提供に対して、お礼(QUOカードの進呈)をしている。
- ・ 日曜日に実施した事業所(被保険者:巡回)については、受診率の向上とともに受診者の評判が良かった。
- ・ 被保険者は事業主主管の定期健康診断か健保主管の人間ドック受診が必須であるため、受診漏れ防止に管理表にてチェックしている。
- ・ 人間ドック受診推進を事業主と共働事業として実施。ただし、被扶養者(家族)の対応については、今後の課題。
- ・ がん検診を同日受診できるようにしている。

【共済組合】 n=4

■組合員 □家族



○ その他の内容

- ・ 未受診の被扶養者に対しては、組合員を通じて受診勧奨文書を送付。あわせて、組合員の所属担当者に受診状況の進捗管理を依頼した。

問 14-2 令和元年度特定健診受診強化期間における特定健診等受診率向上に向けた取り組み状況について、ご記入ください。(自由記述)

【第1期：5～7月】

保険者名	事業名	内容	時期
広島市	広報紙への掲載	受診費用の全員無料化に関する記事を掲載	4月
	地域関係団体への協力依頼	健診の受診勧奨呼びかけについて協力依頼を実施	5月
	市公式フェイスブックへの掲載	健診の内容について市公式 SNS で情報発信	6月
呉市	ポスター掲示	自治会にポスター掲示依頼	7月
竹原市	特定健診受診率向上対策事業	AI を活用して優先順位等を選定した受診勧奨	7月
三原市	特定健診受診勧奨事業	前年度集団健診の受診があり、今年度予約がない者へ電話で勧奨	5月
尾道市	初めての健診キャンペーン	5年間未受診者に対し通知送付し、集団健診を受診した人にインセンティブ付与	6月開始～ (12月迄の申込者)
福山市	路線バスの車内アナウンス	路線バスで特定健診の受診勧奨のアナウンスを実施	4月～9月
	ラジオによる受診勧奨	「エフエムふくやま」に職員が出演して受診勧奨を実施	5月
	レディース健診	受診者、スタッフ全員が女性で行う集団健診	7月～3月
府中市	特定健診受診率向上対策事業	過去の受診歴等のデータをAIで分析、分類しそれぞれの特性に合わせた内容の勧奨ハガキを個別に送付する。	5月8日、 7月10日
三次市	特定健診受診券発送	8,482通	5月
	特定健診受診勧奨	北部・南部地区在住者への通知1,948通	6月、7月
庄原市	健診再勧奨	健診未申込者に対する文書勧奨	5月
大竹市	—	—	—
江田島市	啓発事業	市内に横断幕を掲示し、広報等で啓発	6月

保険者名	事業名	内容	時期
廿日市市	特定健診受診率向上事業	集団健診 Web 予約	4月以降
		特定健診個別案内通知(受診券の送付)	5月以降毎月1回
		みなし健診インセンティブ付与, 託児(集団健診)	みなし6月以降, 託児7月1回
安芸高田市	—	—	—
東広島市	受診券一斉送付	特定健診およびがん検診の受診券を一斉に送付	5月～6月
	受診勧奨ポスターの掲示およびチラシの配布	地域センターや商業施設等でのポスター掲示およびチラシ配布	6月～12月
	ホームページへの記事掲載	市ホームページでの健診案内	5月～
府中町	特定健診受診券案内	特定健診受診対象者に受診券及びみなし健診にかかる情報提供票, ちらしを同封し, 周知啓発する。	5月下旬
	広報	広報誌(6月号)に特定健診に係る内容を掲載(集団・個別健診)	6月
		町内循環バス内モニターに表示	
	特定健診受診率向上事業	特定健診未受診者の特性に合わせた勧奨資材を通知する。(未受診者:レセあり・なし)	6月上旬
海田町	特定健診受診率向上対策事業	健診のしおり全戸配布	5月
		対象者への特定健診受診券送付	
		特定健診対象者の心理特性に合わせた勧奨通知を行う	
熊野町	—	—	—
坂町	特定健診受診勧奨事業	医療機関等へのポスター掲示, チラシ設置, 保育園保護者等へのチラシ配布	4月
安芸太田町	広報誌掲載	広報安芸太田6月号に特定健診に関する記事を掲載	6月
北広島町	音声放送	—	5～6月
	ポスター掲示	庁舎内, 各支所, 保健センター, 地域の集会所等	5月～
	電話勧奨, 家庭訪問	保健師, 栄養士	5～6月
大崎上島町	—	—	—

保険者名	事業名	内容	時期
世羅町	—	—	—
神石高原町	普及啓発事業	ポスター掲示, ポケットティッシュ配布, シール活用, エコバック配布	5~7月
広島県歯科医師 国民健康保険組合	特になし	—	—
広島県医師 国民健康保険組合	特定健診受診券の発送	令和元年度特定健診対象者への受診券 発送時にチラシを同封。	6月
広島県薬剤師 国民健康保険組合	—	—	—
広島県建設 国民健康保険組合	特定健診実施率向上対策事業	各窓口「月報」へ特定健診受診勧奨の 記事掲載を委託	5月~7月
		各窓口から診査日時を封書または往復 はがきで送付し, 受診勧奨を委託	
全国健康保険協会 広島支部	集団健診のダイレクトメール	被扶養者の未受診者に対し, 集団健診 の案内をダイレクトメールで送付	毎月
マツダ健康保険組 合	被扶養者への受診勧奨案内	—	—
広島ガス電鉄 健康保険組合	—	—	—
広島銀行 健康保険組合	特になし	—	—
中国電力 健康保険組合	—	人間ドック未受診者に対して受診券と 特定健診受診勧奨のリーフレットを送 付	5月
	—	前年度健診未受診者(被扶養者・任継) に対し, 過去の健診結果に基づく通知 を送付し, 12月末までに受診すれば最 新の通知を送付するという内容の受診 勧奨を実施した	7月
中国新聞 健康保険組合	—	—	—
中電工 健康保険組合	—	—	—
福山通運 健康保険組合	—	—	—
西川ゴム工業 健康保険組合	人間ドック受診推進	夫婦受診の推奨	3月~4月
	受診券による受診推進	人間ドック未受診者(配偶者)への受 診券配布	5月
広島東友 健康保険組合	—	—	—
ソルコム 健康保険組合	—	—	—
イズミグループ 健康保険組合	—	—	—

保険者名	事業名	内容	時期
広島県自動車販売健康保険組合	—	—	—
広島信用金庫健康保険組合	—	「人間ドック」の受診は事業主との協働事業として取組み、人事担当部署からも受診勧奨の指導を行っている。	健診機関の3ヵ月経過後と後半時期
中国しんきん健康保険組合	—	—	—
ウラベ健康保険組合	—	—	—
しんくみ中国健康保険組合	広報	広報紙へ特定健診の必要性について記載	7月
青山商事健康保険組合	—	—	—
日本製鋼所健康保険組合広島支部	—	—	—
地方職員共済組合広島県支部	—	—	—
警察共済組合広島県支部	被扶養者検診受診助成	特定健診を受診した被扶養者に限り、有料検診にかかる費用を助成。今年度から助成額を4,800円から1万円に引き上げ。	4月～
広島県市町村職員共済組合	特定健康診査受診券の個別発送	被扶養者、任意継続組合員へ特定健診受診券を送付。自宅宛へ、案内文書を添付し意欲増進を図った。	6月
	広報誌へ掲載	広報誌への掲載、チラシの投げ込み	
公立学校共済組合広島支部	広報誌「福利ひろしま」	特定健康診査について掲載	6月
広島県後期高齢者医療広域連合	—	—	—

【第2期：10月～12月】

保険者名	事業名	内容	時期
広島市	AIを活用した受診勧奨の実施	過去の問診票等から対象者をAIでグループ分けし、対象者の心理特性に応じた受診勧奨を実施	10月
	やくやくフェスタ	薬剤師会のイベントで元気じゃ健診の受診呼びかけを実施予定	11月
	電話による受診勧奨	健診未受診者への電話による受診勧奨を実施予定	12月
呉市	ポスター掲示	市公共施設にポスターを掲示	1月
		医療機関・自治会にポスター掲示依頼	
竹原市	—	—	—
三原市	—	—	—
尾道市	受診再勧奨通知	健診未受診者に通知送付	11月
福山市	企業と連携した集団健診	スーパーマーケット、ドラッグストアを会場とした集団健診	10月～12月
	日曜日の集団健診	日曜日に集団健診を設定	10月
	健診啓発パネル展	血管年齢測定、体力測定等イベントに併せて、健診の受診勧奨を実施	10月
	街頭啓発	大型商業施設における健診啓発のチラシ配布	11月
府中市	特定健診受診率向上対策事業	過去の受診歴等のデータをAIで分析、分類しそれぞれの特性に合わせた内容の勧奨ハガキを個別に送付する。	9月18日
三次市	—	—	—
庄原市	健診再勧奨	健診未申込者に対する文書勧奨及び電話勧奨	12月
大竹市	—	—	—
江田島市	—	—	—
廿日市市	特定健診受診率向上事業	集団健診Web予約	4月以降
		特定健診個別案内通知（受診券の送付）	5月以降毎月1回
		みなし健診インセンティブ付与、託児（集団健診）	みなし6月以降
		特定健診未受診者受診勧奨はがき送付	10月
		託児（集団健診）	11月3回

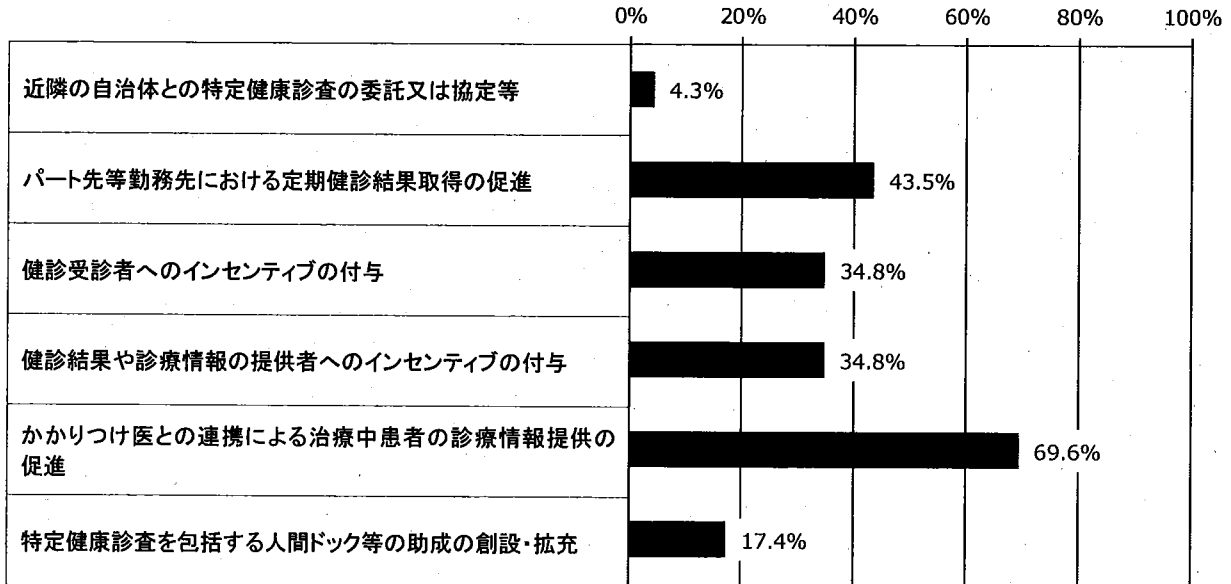
保険者名	事業名	内容	時期
安芸高田市	未受診者受診勧奨	特定健診未受診者にハガキや電話などで受診を促す	10月～11月
東広島市	市広報誌への記事掲載	特定健診受診の促進	12月
	健診未受診者受診勧奨	個別勧奨通知の発送	8月～10月
府中町	つばきまつり（公衆衛生推進協議会協力）	特定健診周知啓発にかかるエコバックとちらしを配布（100名）	10月26日・27日
	広報	町内循環バス内モニターに表示	12月予定
海田町	特定健診受診率向上対策事業	健診未受診者への受診勧奨電話	10月～12月
熊野町	—	—	—
坂町	特定健診受診勧奨事業	医療機関等へのポスター掲示，チラシ設置，保育園保護者等へのチラシ配布	9月
安芸太田町	—	—	—
北広島町	音声放送	—	10月
	ポスター掲示	商工会から各事業所へ配布	10月～
	電話勧奨，家庭訪問	保健師，栄養士	10月
大崎上島町	—	—	—
世羅町	—	—	—
神石高原町	普及啓発事業	ポスター掲示，シール活用，町広報紙掲載	10～12月
	受診勧奨事業	未受診者へ通知，電話，訪問による受診勧奨	10～12月
広島県歯科医師 国民健康保険組合	特になし	—	—
広島県医師 国民健康保険組合	ウォーキング大会	のぼりの活用	11月
広島県薬剤師 国民健康保険組合	—	—	—
広島県建設 国民健康保険組合	特定健診実施率向上対策事業	各窓口「月報」へ特定健診受診勧奨の記事掲載を委託	10月～12月
		各窓口から診査日時を封書または往復はがきで送付し，受診勧奨を委託	10月～12月
全国健康保険協会 広島支部	集団健診のダイレクトメール	被扶養者の未受診者に対し，集団健診の案内をダイレクトメールで送付	毎月
マツダ健康保険組合	被扶養者への受診勧奨案内	—	—
広島ガス電鉄 健康保険組合	—	—	—

保険者名	事業名	内容	時期
広島銀行 健康保険組合	特になし	—	—
中国電力 健康保険組合	—	特定健診の未受診について事業主に 受診状況を確認し、受診済の場合は 健診結果の提出を依頼した	10月
		加入事業所を訪問した際に特定健診 のリーフレットを配布し、事業主に協 力依頼をした	11月
		被扶養者の特定健診の受診勧奨につ いて事業所へ周知を依頼した	11月
中国新聞 健康保険組合	—	—	—
中電工 健康保険組合	—	—	—
福山通運 健康保険組合	—	—	—
西川ゴム工業 健康保険組合	特定健診未受診フォロー	特定健診未受診者への受診フォロー	10月
広島東友 健康保険組合	—	—	—
ソルコム 健康保険組合	—	—	—
イズミグループ 健康保険組合	—	—	—
広島県自動車販売 健康保険組合	被扶養者宛て案内周知	本年度申込のない広島県在住の被扶 養配偶者に案内及び申込書を被扶養 配偶者宛て自宅へ送付した。	10月
広島信用金庫 健康保険組合	—	—	—
中国しんきん 健康保険組合	—	—	—
ウラベ 健康保険組合	—	—	—
しんくみ 中国健康保険組合	受診者への勧奨	未受診者への勧奨	10月
青山商事 健康保険組合	—	—	—
日本製鋼所健康保 険組合広島支部	—	—	—
地方職員共済組合 広島県支部	—	—	—
警察共済組合 広島県支部	—	—	—

保険者名	事業名	内容	時期
広島県市町村職員 共済組合	所属所訪問	各所属所へ協力依頼に出向いた。前年度の受診率データを提示しながら具体的に説明を行った。	10月
	広報誌へ掲載	広報誌への掲載，チラシの投げ込み	10月，1月
	ポケットティッシュの配布	主催セミナーや会議においてポケットティッシュの配付	11月
	年賀はがきによる受診勧奨	未受診者への受診勧奨をお年玉付き年賀はがきで実施	12月
公立学校共済組合 広島支部	受診勧奨はがき配付事業	特定健診未受診者（被扶養者・任継）の自宅に受診勧奨はがきを配付する。	11月7日 発行
	広報誌「福利ひろしま」	特定健康診査について掲載	6月
広島県後期高齢者 医療広域連合	—	—	—

問 15-1 特定健康診査の実施率の向上を図るため、今後、実施したい取り組みがあれば、選択してください。(該当するもの全て)

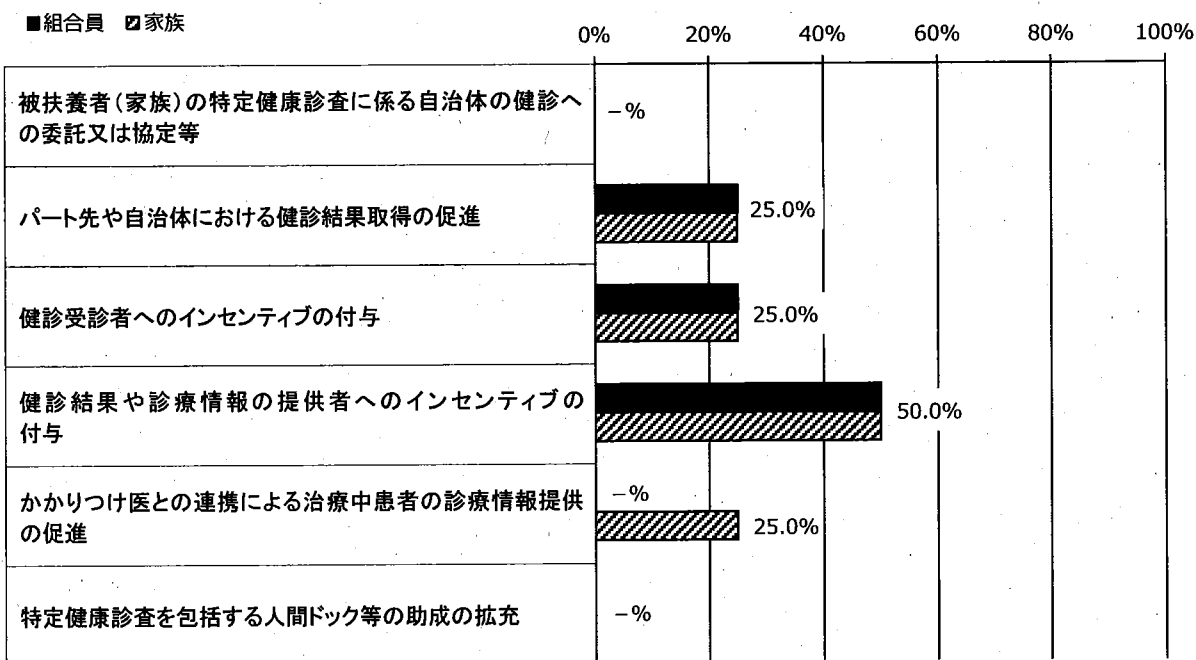
【市町国民健康保険】 n=23



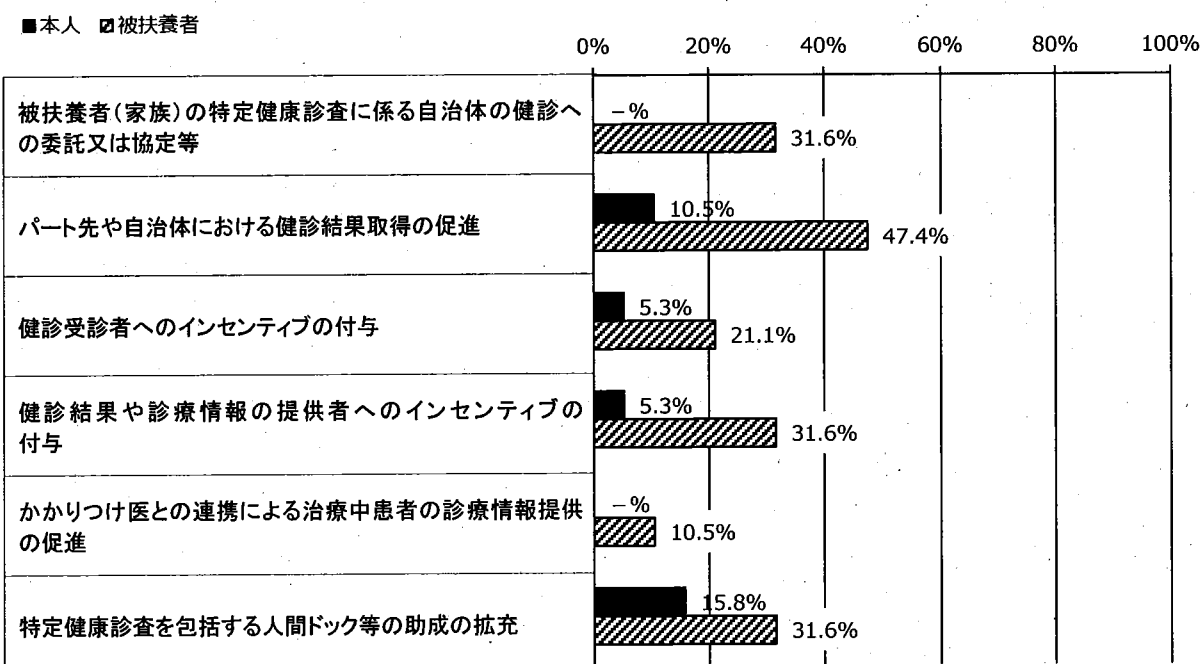
○ その他の内容

- ・ 検査項目や単価等を県内で統一して、特定健康診査の実施ができればよいと考えている。
- ・ 集団健診での受診率の伸び悩みがあり、集団健診の会場で保健指導及び相談コーナーの設置を検討している。
- ・ 町保健師と連携し、講演会等各事業があるときのチラシ配布の充実を図る。
- ・ かかりつけ医との連携による治療中患者の診療情報提供の促進について、県単位で契約等してもらい、どの医療機関でも受診ができるようにしてもらいたい。現在は限られた医療機関での健診となり、かかりつけ医での受診が不可能な方もいて、住民への周知がし難い。

【国民健康保険組合】 n=4



【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

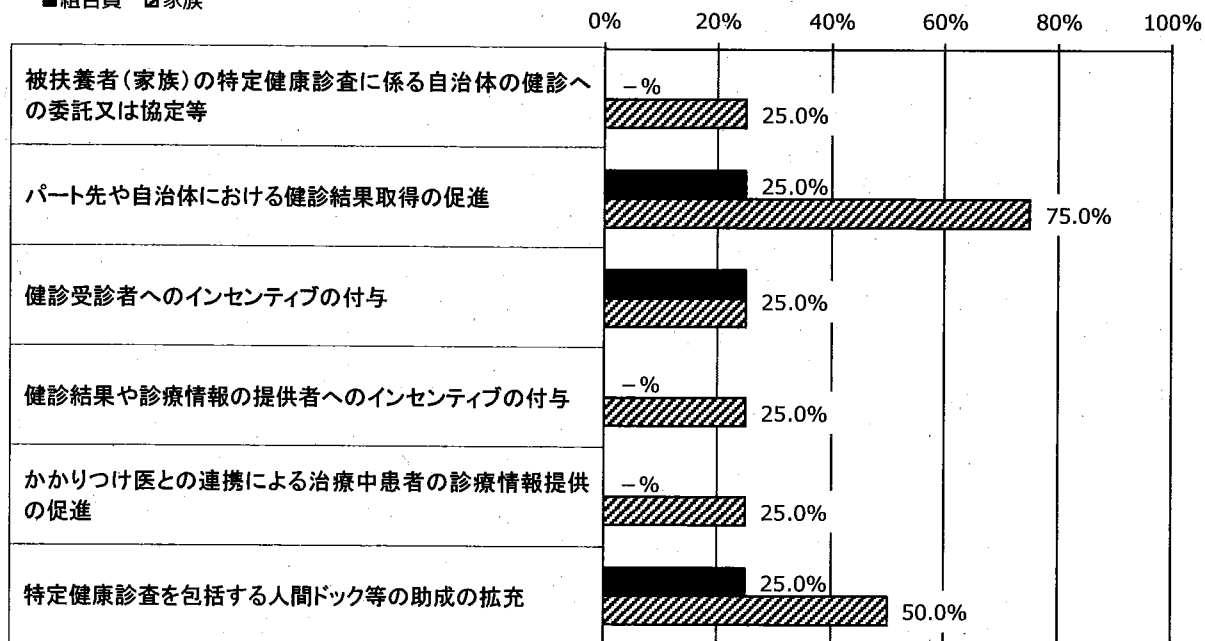


○ その他の内容

- ・ 被扶養者について、がん検診を併用した特定健診の集団実施を行った。
- ・ 検査項目の拡充。
- ・ 被扶養者が受診しやすい環境づくり。(委託先の選択を増やす)

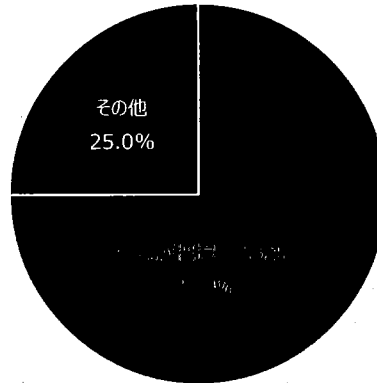
【共済組合】 n=4

■組合員 □家族



問 15-2 特定健康診査の対象者である 40 歳から 74 歳の被扶養者（家族）について、居住地により、広島県内の市町ごとに受診対象者数を把握することができますか。

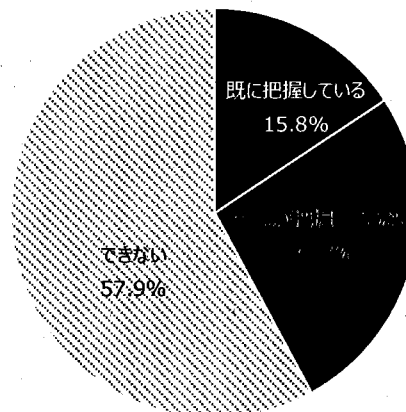
【国民健康保険組合】 n=4



○ その他の内容

- ・ 窓口ごとの対象者数を把握している。

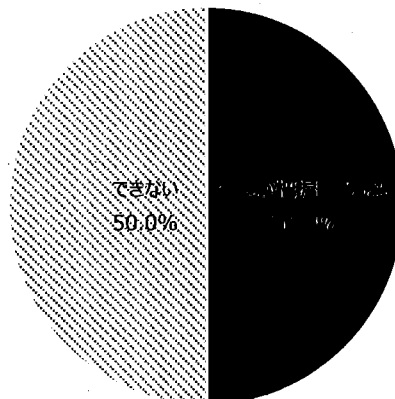
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



○ 把握できない理由

- ・ 転勤が多いため、常時把握しておくことは困難。

【共済組合】 n=4



問 16 特定健康診査の受診率の向上に向けて、課題やご意見等をご記入ください。
(自由記述)

【市町国民健康保険】

- ・ 県単位化により平成 31 年 4 月から県内市町国保の特定健診自己負担額の無料化が実現したので、TV コマーシャル等でインパクトのあるCMを流し、県内市町の特定健診対象者にPRを行うとよいと思う。
- ・ 健診受診歴の無い者への効果的な受診勧奨が不明。
- ・ 効果のある受診勧奨も続けていると効果が鈍化してくるため、新しい受診勧奨方法等の情報提供を希望する。
- ・ 治療中のための健診受診控えが多い。治療中のご本人、医療機関も、健診を必要ないと思っている。
- ・ 受診しやすい環境整備、個別受診勧奨、広報啓発等に努めているが、受診率が目標値に達していない。
- ・ 自分は健康だから健診は受けなくて良いという認識を持った人が多いので、「健診は健康なときに受けるもの」という基本的な考え方を周知・啓発することがまだまだ足りていないと感じます。
- ・ 特定健診の未受診者のうちの多くが治療中であることによる受診控えである。受診率を 60%以上にするためには、みなし健診の市外医療機関への拡充や積極的な周知などの対策が不可欠であるが、単市では限界がある。
- ・ 特定健康診査の受診率は、年々向上しているが、引き続き更なる対策は必要と考える。ただし向上の対策について、考えられる内容は、ほぼ実施してきており、対策についてのこれ以上のアイデアを出すことが難しい。
- ・ 定期的にかかりつけ医（集合契約外）で検査を受けている方の受診勧奨（勧奨の是非も含む）。
- ・ 現在の取り組みが維持できるようにする。
- ・ 治療中の人、および若年層（40～50 歳代）への受診勧奨方法。

【国民健康保険組合】

- ・ 昨年度のように特定健診を含んだ人間ドックの個別契約を行わなかったため、特定健診に関しては都合の良いときにいつでも受診できるようになったが、特定健診自体に関心が低いため受診率向上は難しい。
- ・ 受診者が固定化されている為、新規の取り込みが課題。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 一度も受診したことのない加入者へのアプローチ方法と健診項目が少なく受診者がなかなか増えないことが課題。
- ・ 治療中の方が、健診の必要性を感じず健診未受診になっている。法令等により、治療中の方は主治医を通じて健診結果を提供しなければいけないような体制をつくってほしい。
- ・ 被扶養者の健診の義務化へ向けた法整備。
- ・ 受診率が伸び悩んでいる被扶養者について、受診者の利便性に配慮した会場での実施や、市町村の健診と連携するなど受診率向上に向けて全体的に考えていく必要があると思われる。
- ・ 被扶養者の受診について意識向上をどうPRしていくかが課題である。
- ・ 配偶者への特定健診未受診者への自治体としてのフォローを実施して頂きたい。インセンティブ付与含む。
- ・ 被扶養者の受診率向上。
- ・ とくに被扶養者の受診率の向上にむけ、周知の方法。(被保険者については健保・事業所担当者でフォローづくり)
- ・ 被扶養者の意識を上げること。

【共済組合】

- ・ 特定健診も一般定健と同様に事業主による実施を義務化されたい。
- ・ 被扶養者・任意継続組合員の受診率向上が課題。

問 17 特定健康診査の受診率の向上に向けて、保険者協議会で実施してほしい取り組みをご記入ください。(自由記述)

【市町国民健康保険】

- ・ スポーツ観戦(カープ・サンフレッチェ)等の試合日に県内の各保険者が参加して来場者に健診受診のPRを行うようなイベントの企画をしていただきたい。
- ・ 県内全域を対象とした広報。(新聞・テレビCM等)
- ・ テレビ、新聞、ネット等のマスメディアを使って、特定健康診査の受診勧奨。特定健診を受診する意識の醸成。
- ・ 被保険者が受診行動に繋がるようなちらしやポスターの作成。
- ・ 他市町や、先進的な受診率向上の取り組みの紹介・推進。
- ・ みなし健診の啓発。(職場健診の情報提供)
- ・ 市外の医療機関における治療中の情報提供が受けられる、広域的(県内)な取り組み。
- ・ 受診行動に結び付くような受診券のデザイン性について、他保険者の受診券を参考に学びたい。
- ・ 受診率を向上することが目的なのであれば、各市町ごとの契約に関わらず診療情報を集計する仕組みがあればいいと思う。
- ・ ナッジ理論を活用した受診勧奨事業。(グッズや冊子の配布等)

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ マスメディアを活用した広報の実施。
- ・ (治療中の方が、健診の必要性を感じず健診未受診になっている。法令等により、治療中の方は主治医を通じて健診結果を提供しなければいけないような体制をつくってほしい。)これが無理でも、保険者協議会としてそういう体制がつかれないか検討してほしい。
- ・ 広告・メディアなどで周知し、社会全体として関心を高めていく施策の実施。
- ・ 配偶者への特定健診未受診者への自治体としてのフォローを実施して頂きたい。インセンティブ付与含む。
- ・ 被扶養者の受診場所の確保。

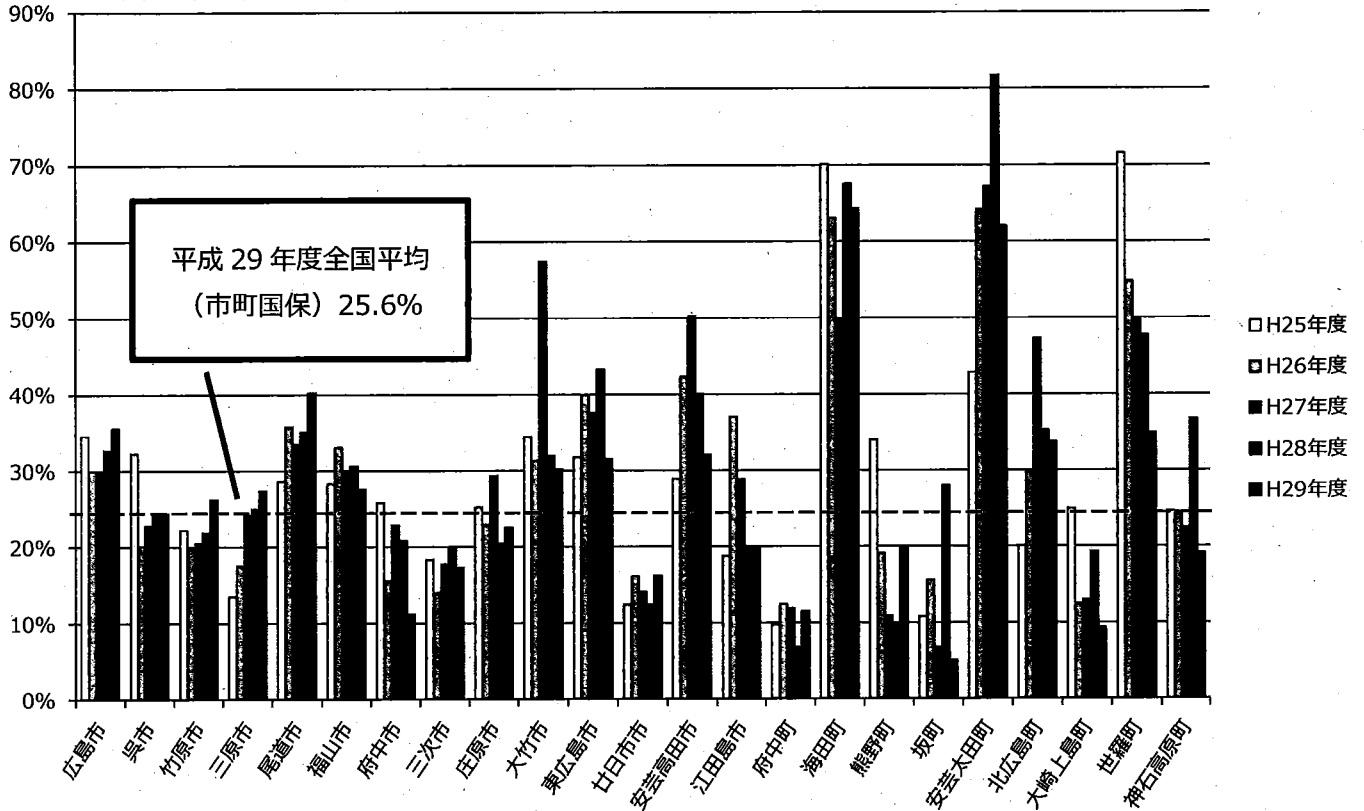
【共済組合】

- ・ (被扶養者について)パート先等で実施する事業主健診と特定健康診査との連動。

第4章 特定保健指導について

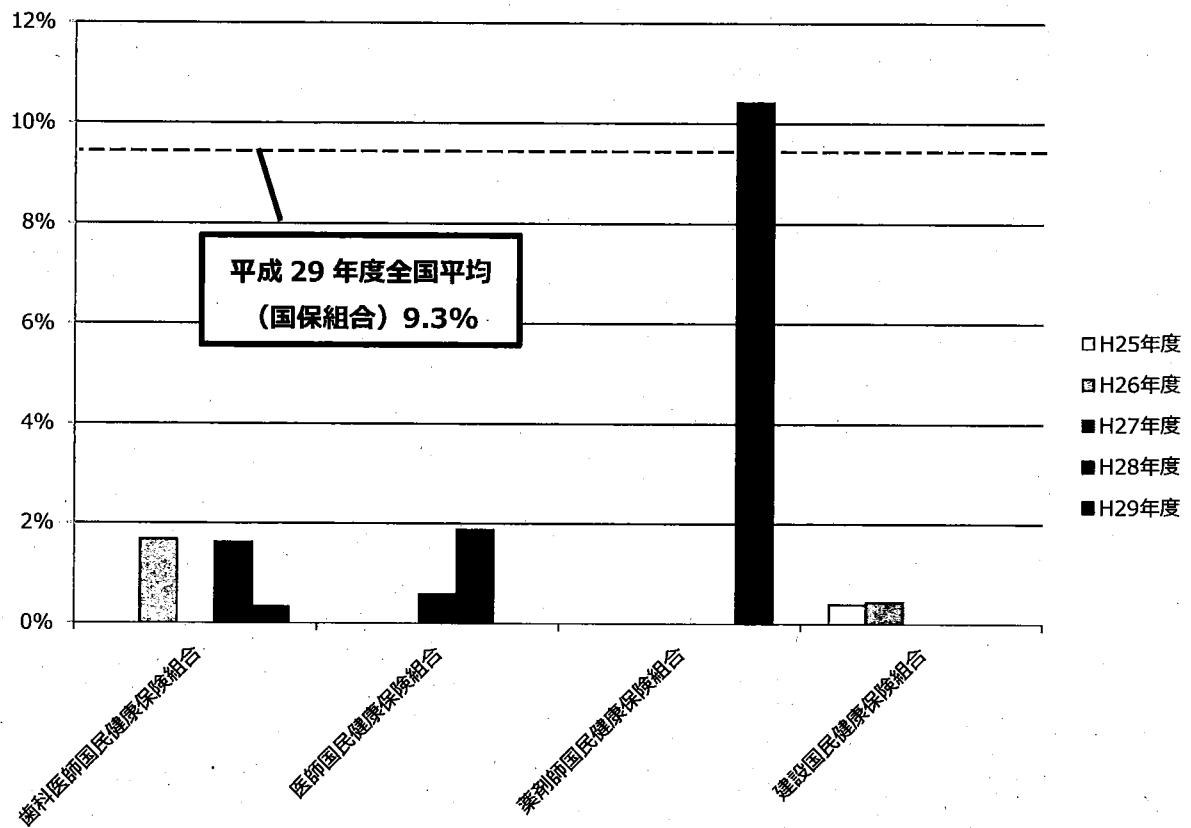
1 過去5年間の特定保健指導実施率の推移

(1) 市町国民健康保険



	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
広島市	34.6%	30.0%	29.7%	32.7%	35.5%
呉市	32.3%	20.2%	22.8%	24.5%	24.4%
竹原市	22.3%	19.8%	20.6%	21.9%	26.3%
三原市	13.5%	17.5%	24.2%	25.0%	27.4%
尾道市	28.7%	35.8%	33.5%	35.1%	40.2%
福山市	28.3%	33.1%	29.8%	30.6%	27.6%
府中市	25.8%	15.6%	22.9%	20.9%	11.2%
三次市	18.4%	14.1%	17.8%	19.9%	17.3%
庄原市	25.3%	23.0%	29.4%	20.5%	22.5%
大竹市	34.4%	31.3%	57.4%	31.9%	30.2%
東広島市	31.8%	40.0%	37.6%	43.2%	31.6%
廿日市市	12.4%	16.2%	14.1%	12.4%	16.2%
安芸高田市	28.9%	42.3%	50.2%	40.1%	32.0%
江田島市	18.8%	37.0%	28.8%	20.0%	19.7%
府中町	9.7%	12.5%	11.9%	6.8%	11.5%
海田町	70.1%	63.1%	50.0%	67.5%	64.3%
熊野町	34.1%	19.1%	10.9%	9.8%	20.0%
坂町	10.8%	15.6%	6.8%	28.0%	5.1%
安芸太田町	42.9%	64.2%	67.2%	81.7%	62.0%
北広島町	20.1%	30.0%	47.2%	35.3%	33.8%
大崎上島町	25.0%	12.5%	13.0%	19.3%	9.3%
世羅町	71.5%	54.8%	49.7%	47.8%	34.9%
神石高原町	24.6%	24.2%	22.5%	36.8%	19.1%

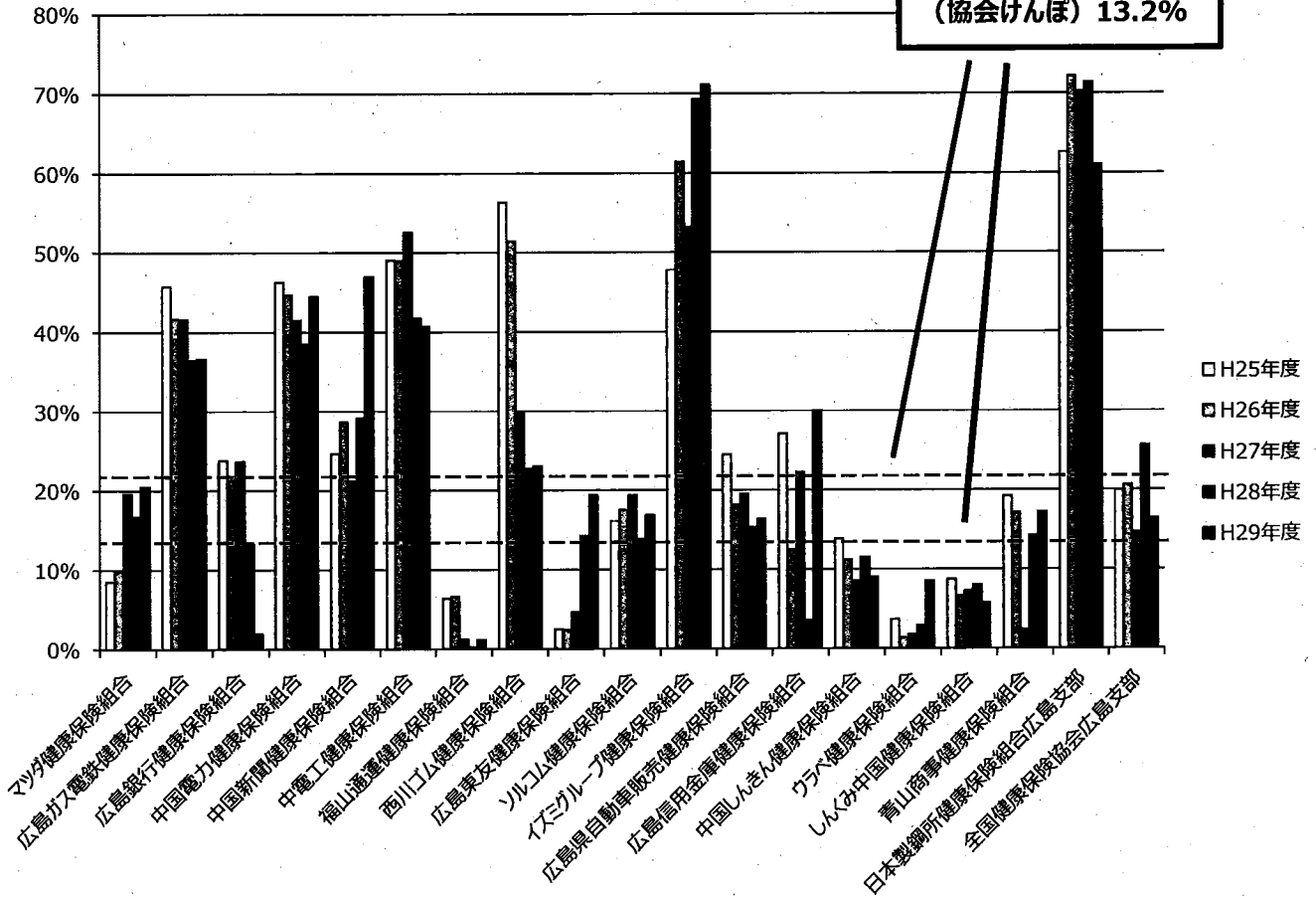
(2) 国民健康保険組合



	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
歯科医師国民健康保険組合	0.0%	1.7%	0.0%	1.6%	0.3%
医師国民健康保険組合	0.0%	0.0%	0.6%	1.9%	0.0%
薬剤師国民健康保険組合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.4%
建設国民健康保険組合	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%

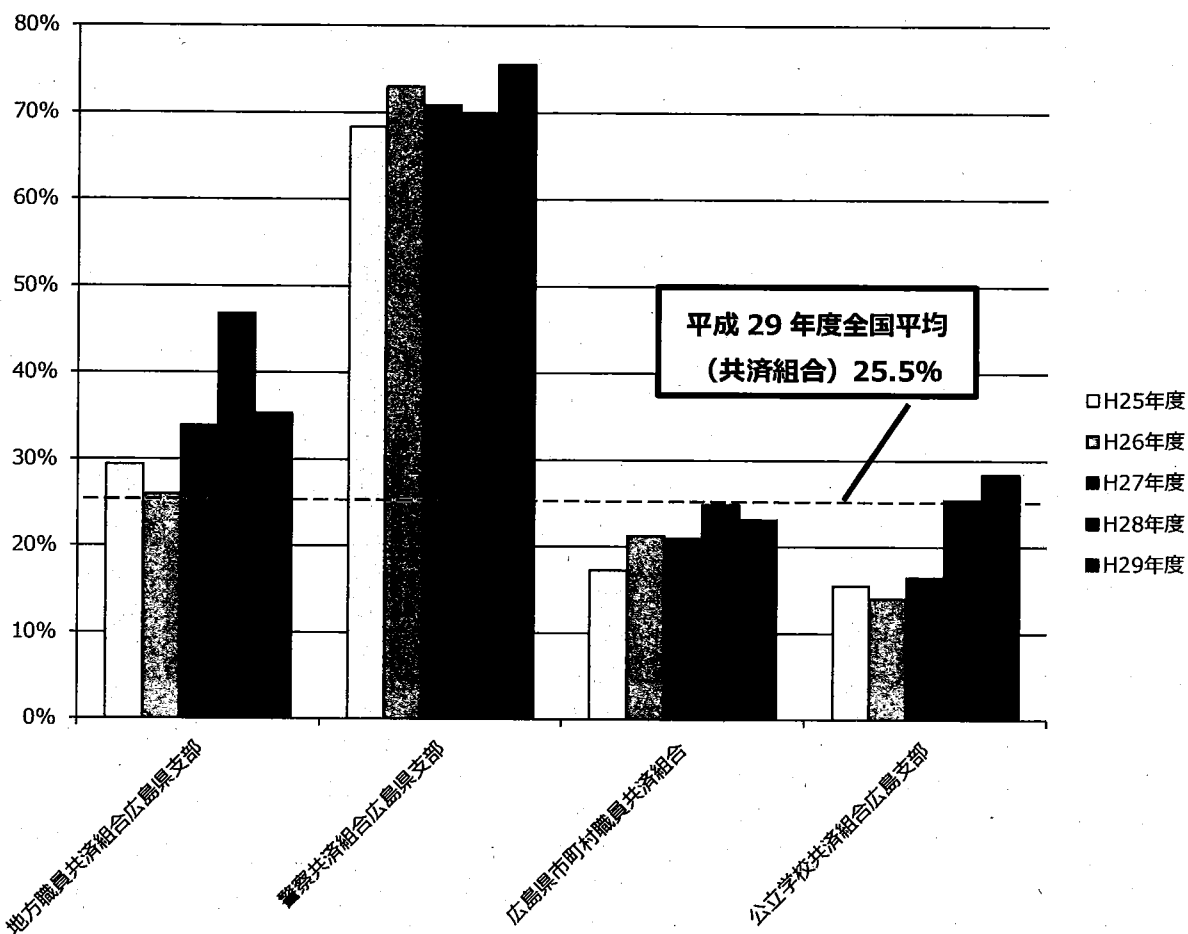
(3) 健康保険組合・全国健康保険協会広島支部

平成 29 年度全国平均
(健保組合) 21.4%
(協会けんぽ) 13.2%



	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
マツダ健康保険組合	8.6%	9.9%	19.7%	16.7%	20.5%
広島ガス電鉄健康保険組合	45.8%	41.6%	41.6%	36.5%	36.7%
広島銀行健康保険組合	23.9%	21.9%	23.7%	13.3%	1.9%
中国電力健康保険組合	46.4%	44.7%	41.5%	38.5%	44.5%
中国新聞健康保険組合	24.7%	28.7%	21.3%	29.2%	47.0%
中電工健康保険組合	49.1%	49.0%	52.6%	41.8%	40.8%
福山通運健康保険組合	6.4%	6.7%	1.3%	0.2%	1.1%
西川ゴム健康保険組合	56.4%	51.5%	30.0%	22.8%	23.1%
広島東友健康保険組合	2.5%	2.4%	4.6%	14.3%	19.4%
ソルコム健康保険組合	16.1%	17.5%	19.4%	13.9%	16.9%
イズミグループ健康保険組合	47.8%	61.4%	53.2%	69.3%	71.1%
広島県自動車販売健康保険組合	24.5%	18.2%	19.5%	15.3%	16.3%
広島信用金庫健康保険組合	27.2%	12.5%	22.3%	3.6%	30.0%
中国しんきん健康保険組合	13.9%	11.2%	8.6%	11.6%	9.0%
ウラベ健康保険組合	3.7%	1.3%	1.7%	2.9%	8.5%
しんくみ中国健康保険組合	8.7%	6.7%	7.3%	8.0%	5.8%
青山商事健康保険組合	19.3%	17.2%	2.4%	14.3%	17.2%
日本製鋼所健康保険組合広島支部	62.6%	72.1%	70.2%	71.4%	61.0%
全国健康保険協会広島支部	20.0%	20.6%	14.7%	25.7%	16.4%

(4) 共済組合



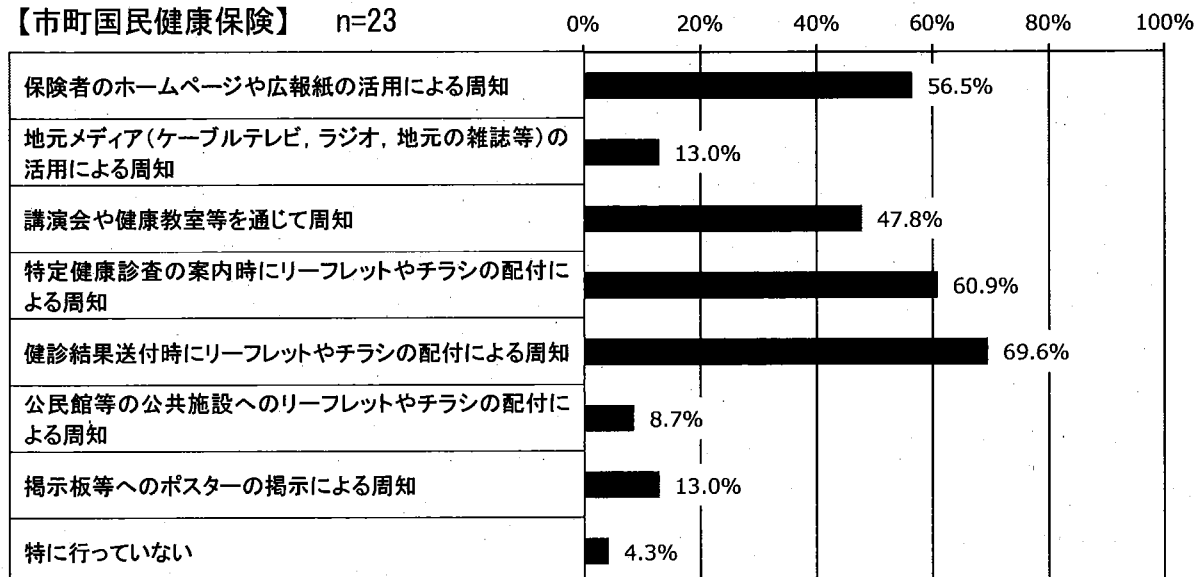
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
地方職員共済組合広島県支部	29.4%	26.0%	33.9%	46.8%	35.3%
警察共済組合広島県支部	68.3%	73.0%	70.9%	69.8%	75.5%
広島県市町村職員共済組合	17.3%	21.3%	21.0%	24.9%	23.1%
公立学校共済組合広島支部	15.5%	14.0%	16.5%	25.4%	28.3%

2 特定保健指導の周知や利用案内等

問 18 特定保健指導を周知する方法として、どのようなことを行っていますか。

(該当するもの全て)

【市町国民健康保険】 n=23

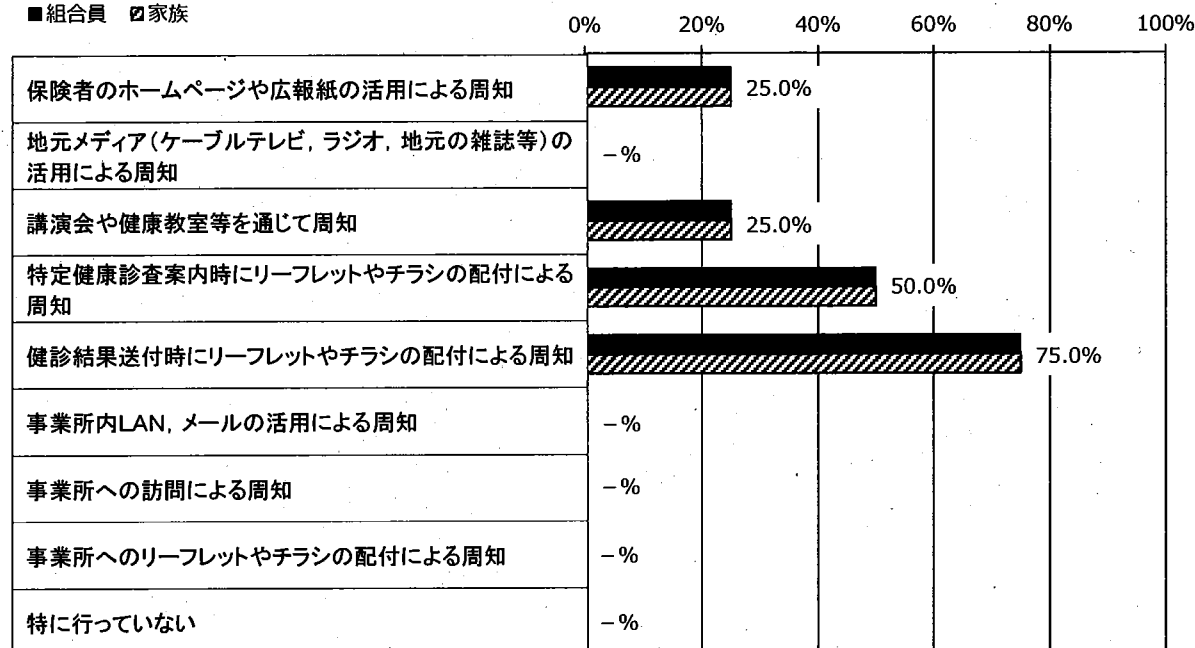


○ その他の内容

- ・ 階層化時にチラシ, 利用券を発送。
- ・ 対象者全員に利用勧奨を行っている。
- ・ 集団健診会場での声掛け等の周知活動。

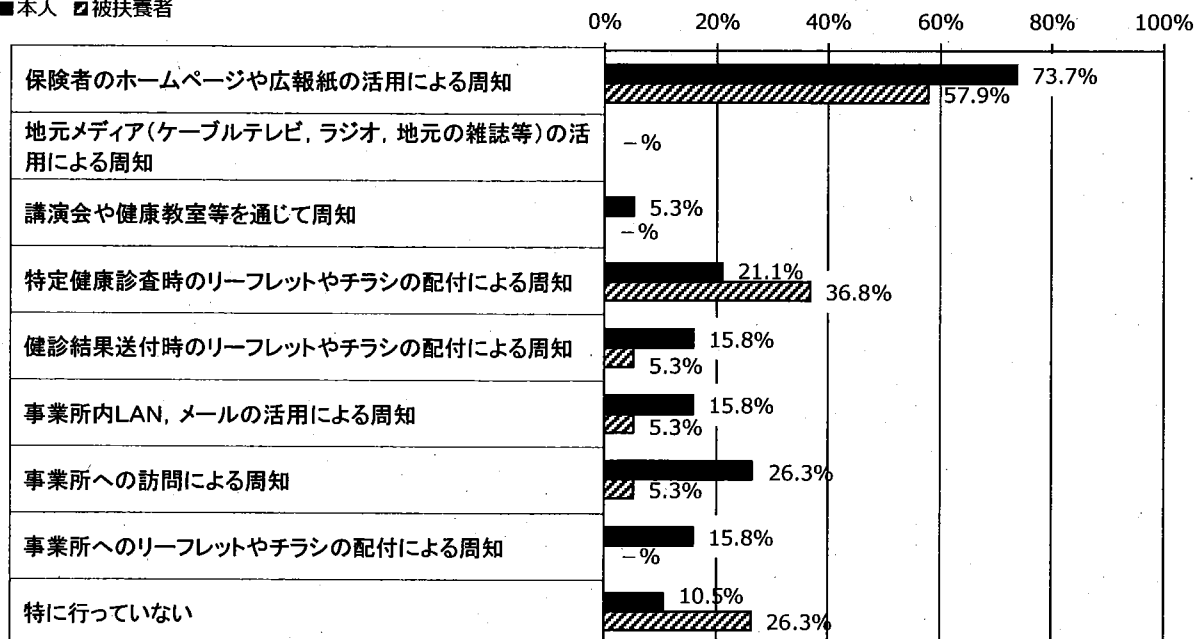
【国民健康保険組合】 n=4

■ 組合員 □ 家族



【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

■本人 □被扶養者

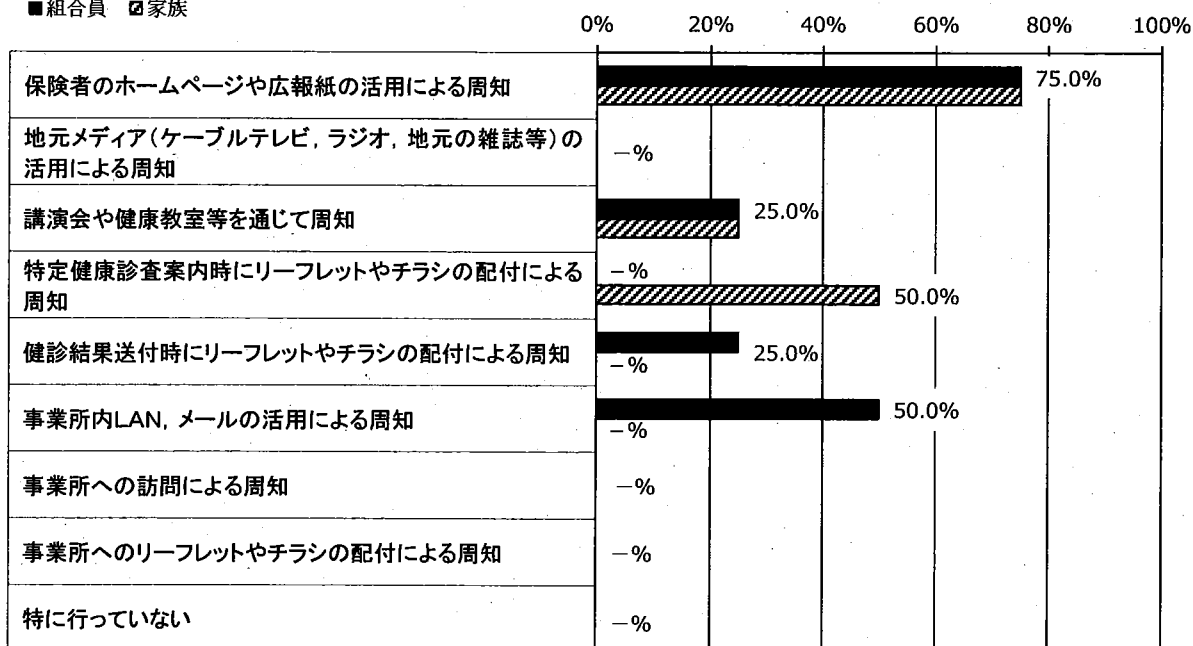


○ その他の内容

- ・ 年度当初に特定健診・特定保健指導の実施について事業主経由で周知している。
- ・ 被保険者については、個別のご案内をしている。(全体への広報は行っていない)
- ・ 被扶養者については、受診直後に特定保健指導を勧奨している。
- ・ 年度初めに年度実施項目として事業者宛てに案内をしている。
- ・ 事業所の担当者への口頭での協力依頼。
- ・ 対象者への個別案内の送付。

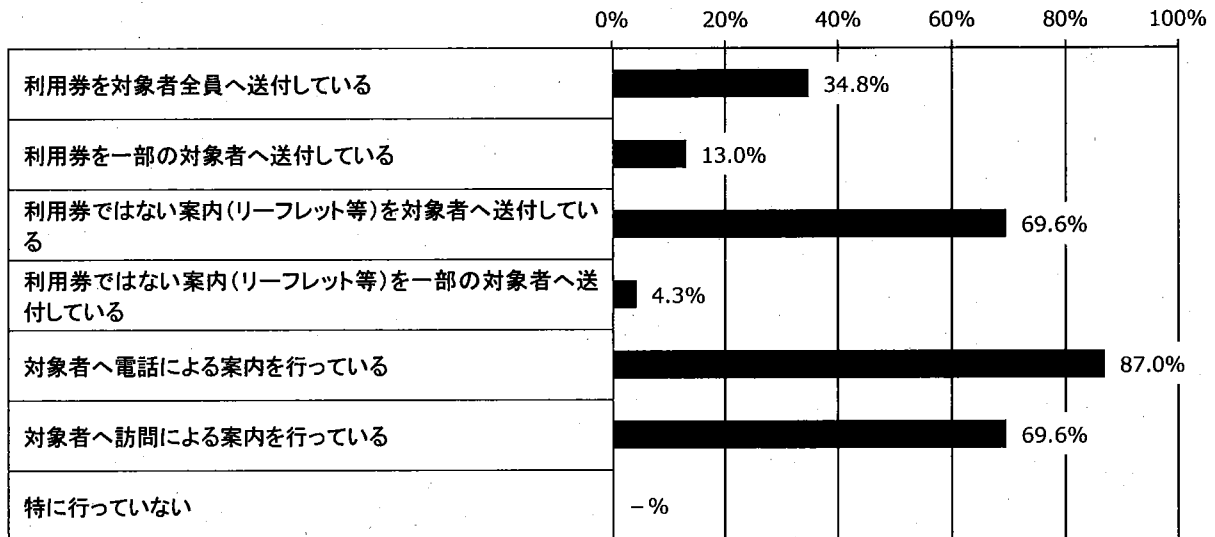
【共済組合】 n=4

■組合員 □家族



問 19 特定保健指導の利用案内をどのように行っていますか。(該当するもの全て)

【市町国民健康保険】 n=23



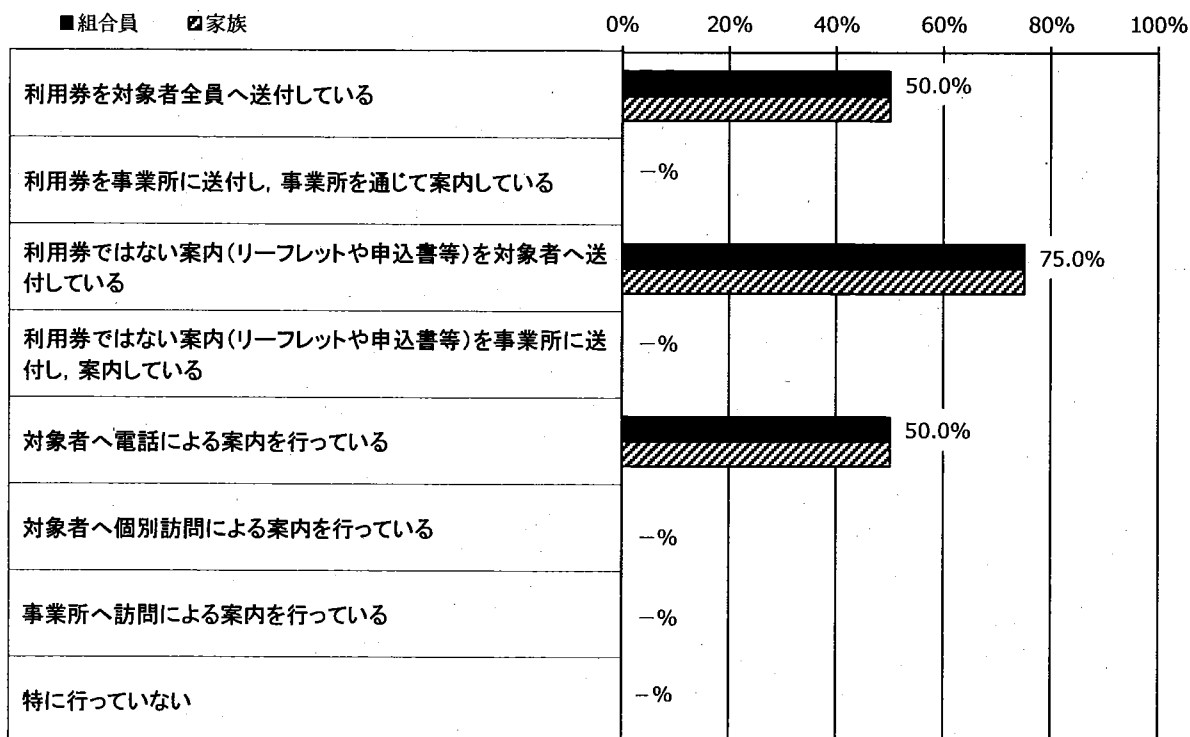
○ 利用券を一部の対象者へ送付する場合の選定方法

- ・ 委託の集団教室の場合は発券せず、直接市から委託業者へ手渡ししている。
- ・ 対象者であることをご案内して、利用希望者に対して利用券を発行している。

○ その他の内容

- ・ 対象者全員に利用勧奨を行っている。
- ・ 聴覚障害の人へは手話通訳者と連携を図り、本人に意思確認をし、個別に対応している。対象者が来庁した場合利用案内を行っている。又はその場で対応している。

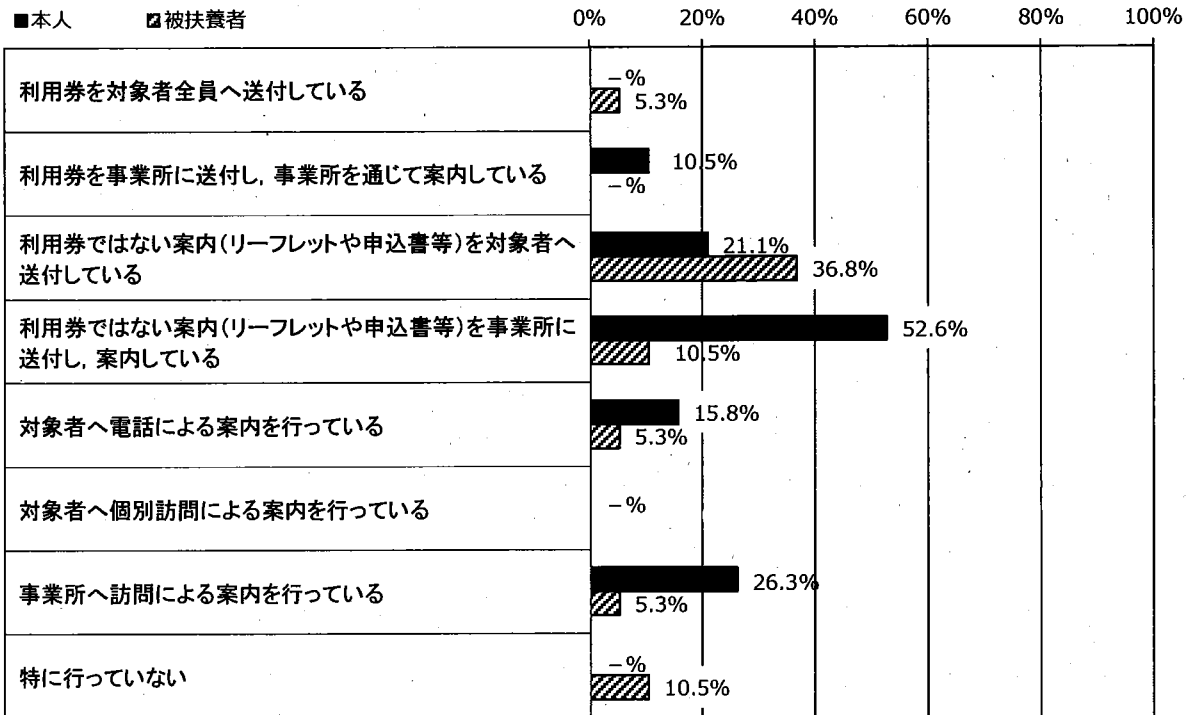
【国民健康保険組合】 n=4



○ その他の内容

- ・ 健診受診当日に委託施設の担当者から説明、希望者には初回面談実施。(実施可能な委託施設のみ)
- ・ 判定基準該当者に該当の詳細と現在の危険度レベルを通知し、早期受診を促している。

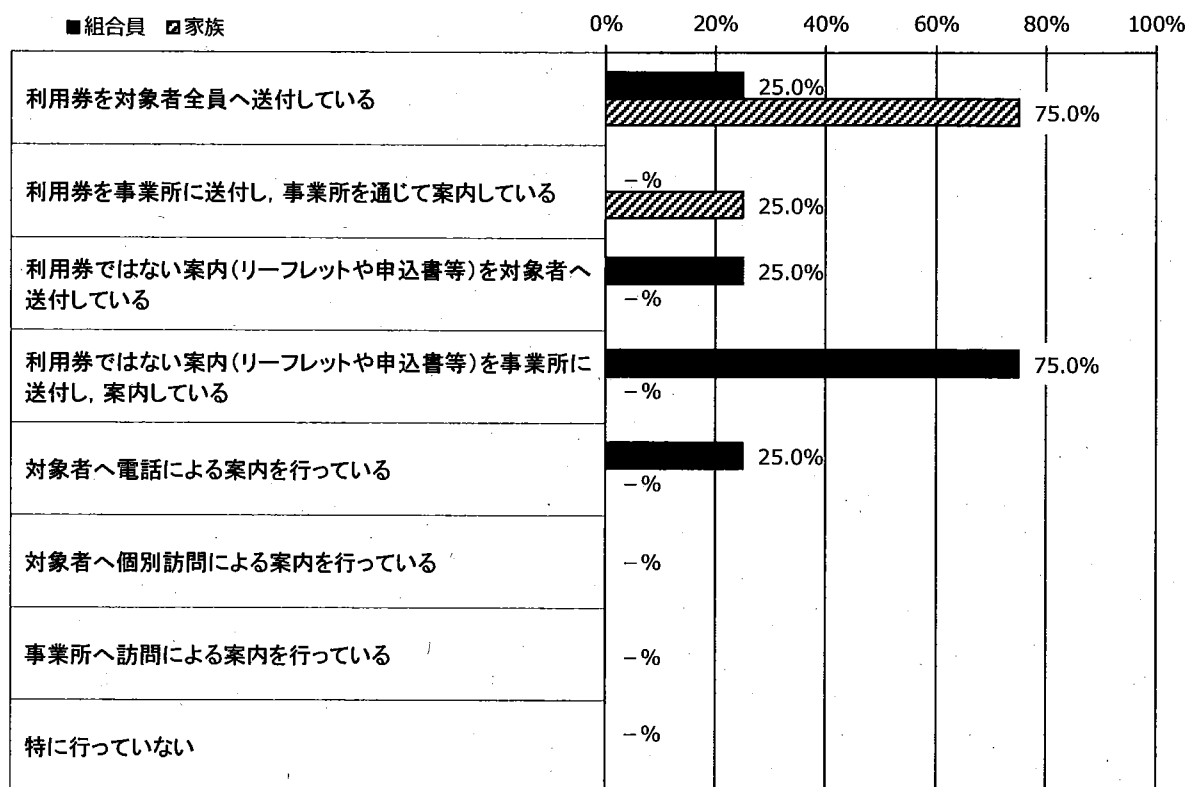
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



○ その他の内容

- ・ 対象者あてに通知し、保健指導を開始。(外部委託)
- ・ 被扶養者については、家族人間ドック受診直後に保健指導を勧めている。
- ・ 健保組合で対象者をリストアップし、受診するように直接本人へ通知している。
- ・ 対象者に対して文書による通知を行っている。
- ・ 事業所を通じて、対象者に利用案内を送付。
- ・ 事業所へ担当者一覧を送付し、事業所担当者を通じて案内。

【共済組合】 n=4

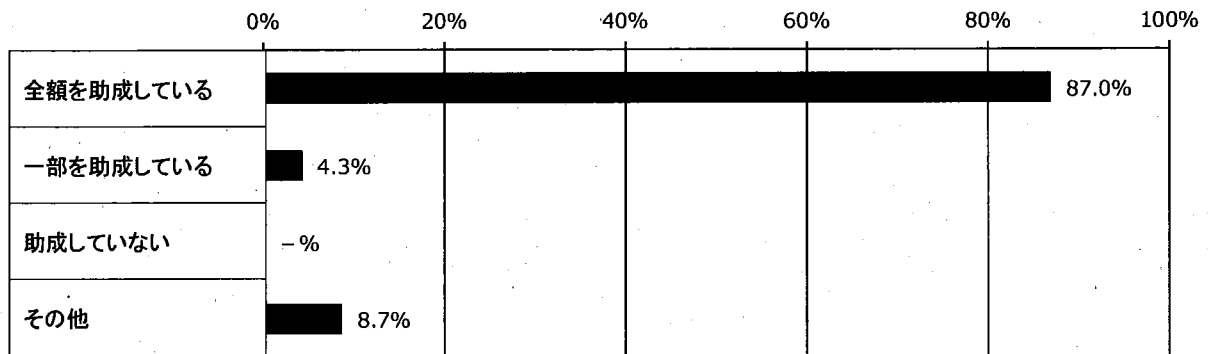


○ その他の内容

- ・ 組合員について、事業所での実施に参加しない者には利用券を送付。
- ・ 「利用券を対象者全員へ送付している」のは、任意継続組合員のみ。「利用券ではない案内(リーフレットや申込書等)を対象者へ送付している」及び「利用券ではない案内(リーフレットや申込書等)を事業所に送付し、案内している」のは、任意継続組合員を除く。

問 20-1 特定保健指導（動機づけ支援）の自己負担額を軽減するための助成をされていますか。

【市町国民健康保険】 n=23

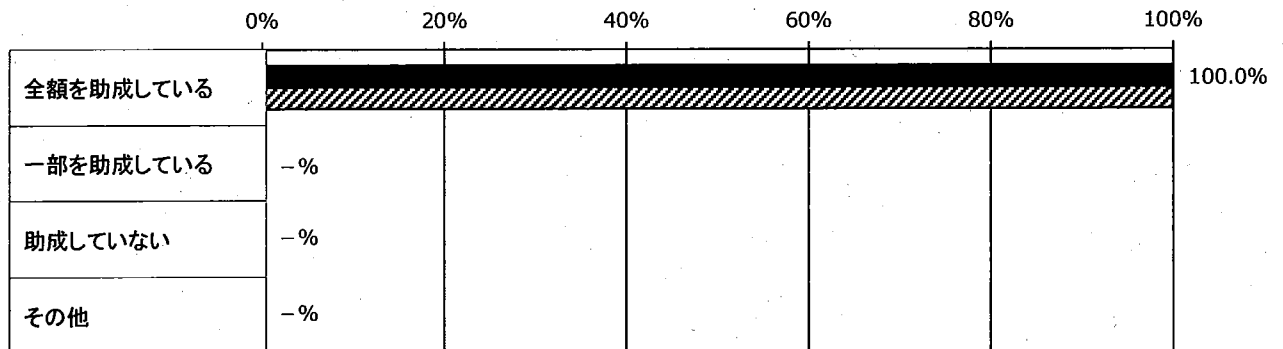


○ その他の内容

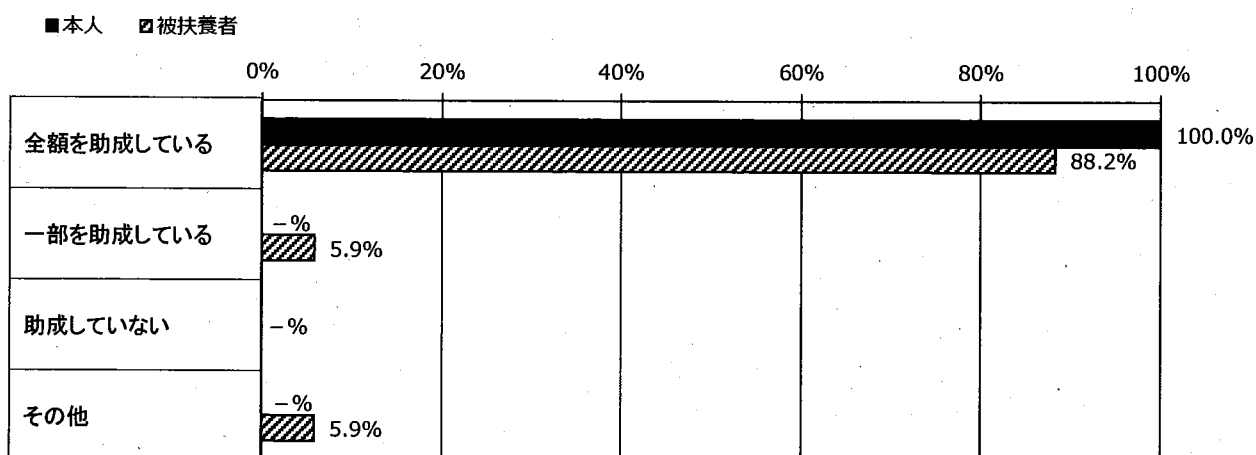
- ・ 積極的支援のみ自己負担（3,000円）あり。動機づけ支援は無料。
- ・ 指導を外部委託しておらず、対象者の自己負担は発生していない。
- ・ 自己負担はない。

【国民健康保険組合】 n=4

■組合員 □家族



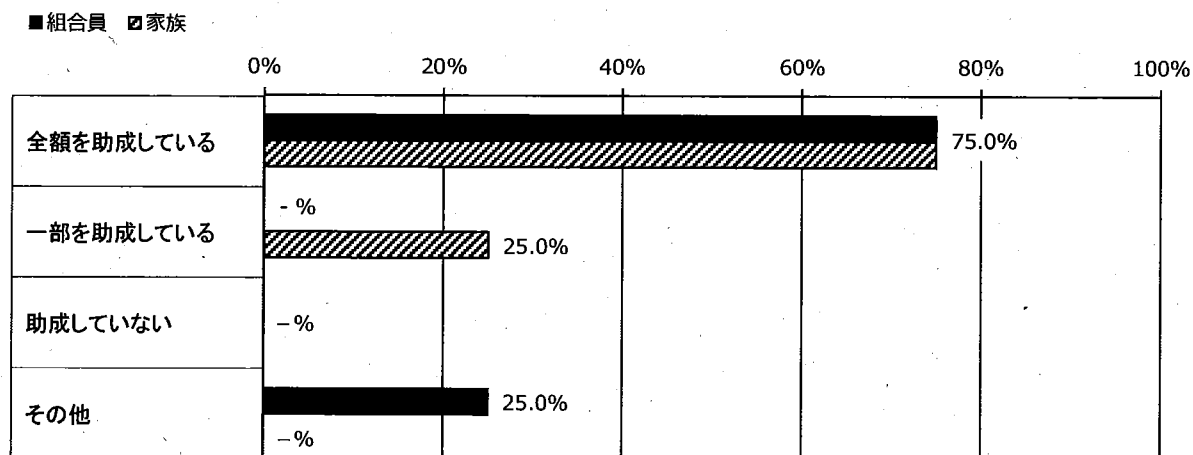
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



○ その他の内容

- ・ 利用する実施機関によっては自己負担あり。
- ・ 現在、諸事情により被扶養者は対象としていない。

【共済組合】 n=4

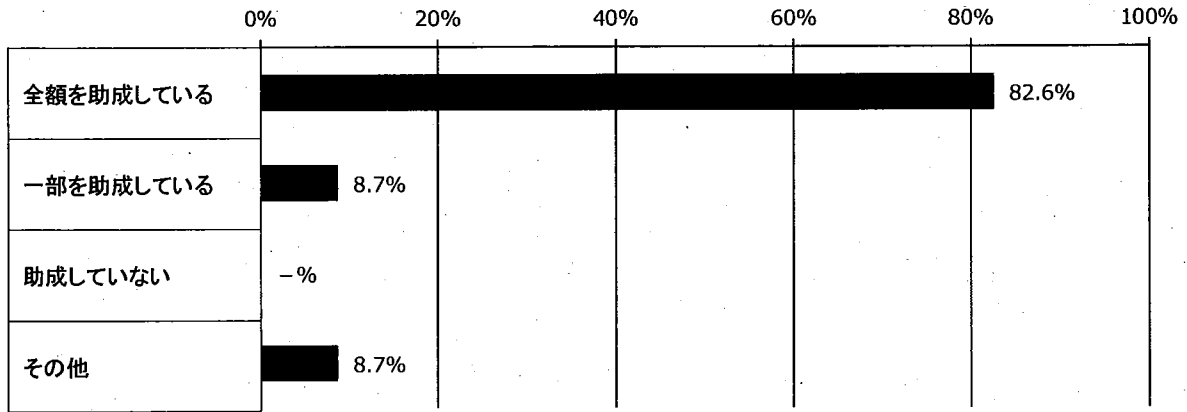


○ その他の内容

- ・ 組合員は、共済組合の保健師による特定保健指導を実施している。

問 20-2 特定保健指導（積極的支援）の自己負担額を軽減するための助成をされていますか。

【市町国民健康保険】 n=23

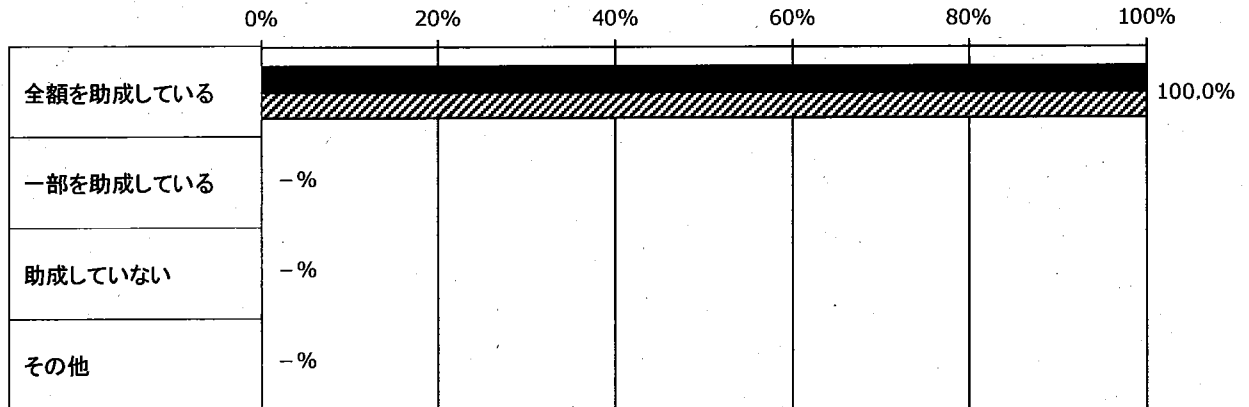


○ その他の内容

- ・ 積極的支援のみ自己負担（3,000円）あり。動機づけ支援は無料。
- ・ 指導を外部委託しておらず、対象者の自己負担は発生していない。
- ・ 自己負担はない。

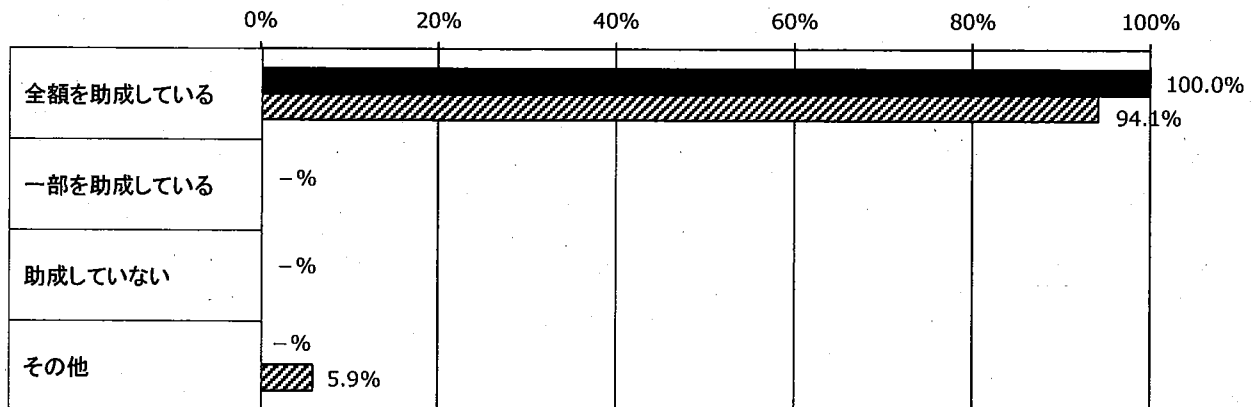
【国民健康保険組合】 n=4

■組合員 □家族



【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

■本人 □被扶養者

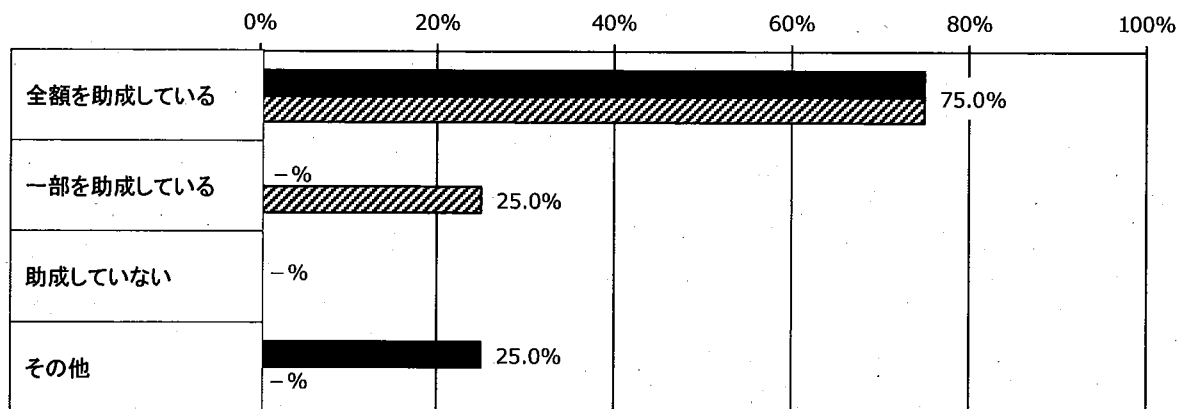


○ その他の内容

- ・ 利用する実施機関によっては自己負担あり。
- ・ 現在、諸事情により被扶養者は対象としていない。

【共済組合】 n=4

■組合員 □家族



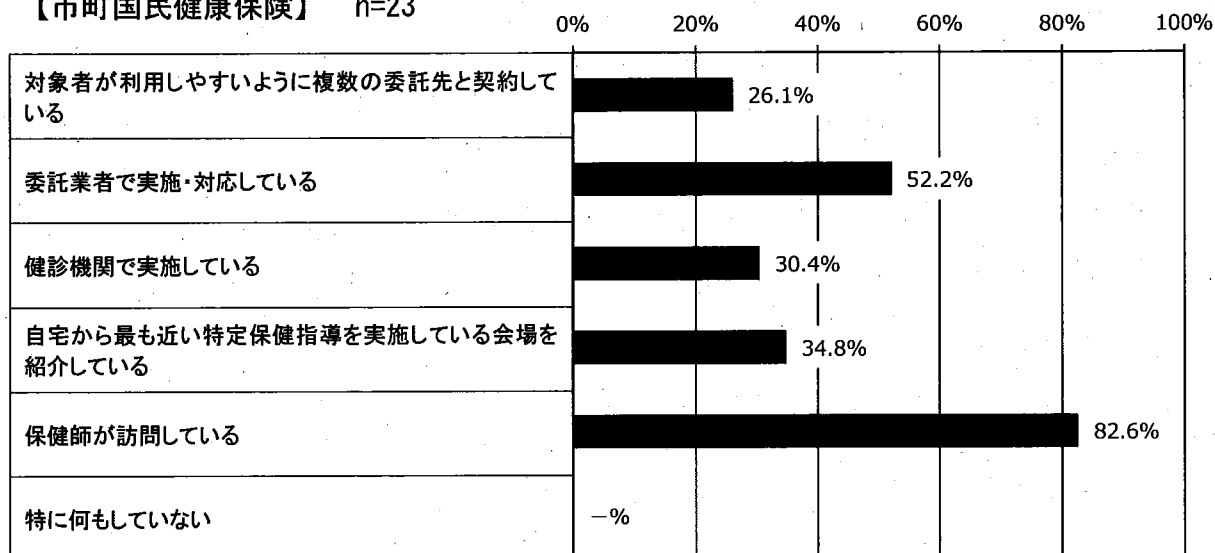
○ その他の内容

- ・ 組合員は、共済組合の保健師による特定保健指導を実施している。

3 特定保健指導の会場や日時等の工夫

問 21 特定保健指導機関や会場について、どのような工夫をされていますか。
(該当するもの全て)

【市町国民健康保険】 n=23

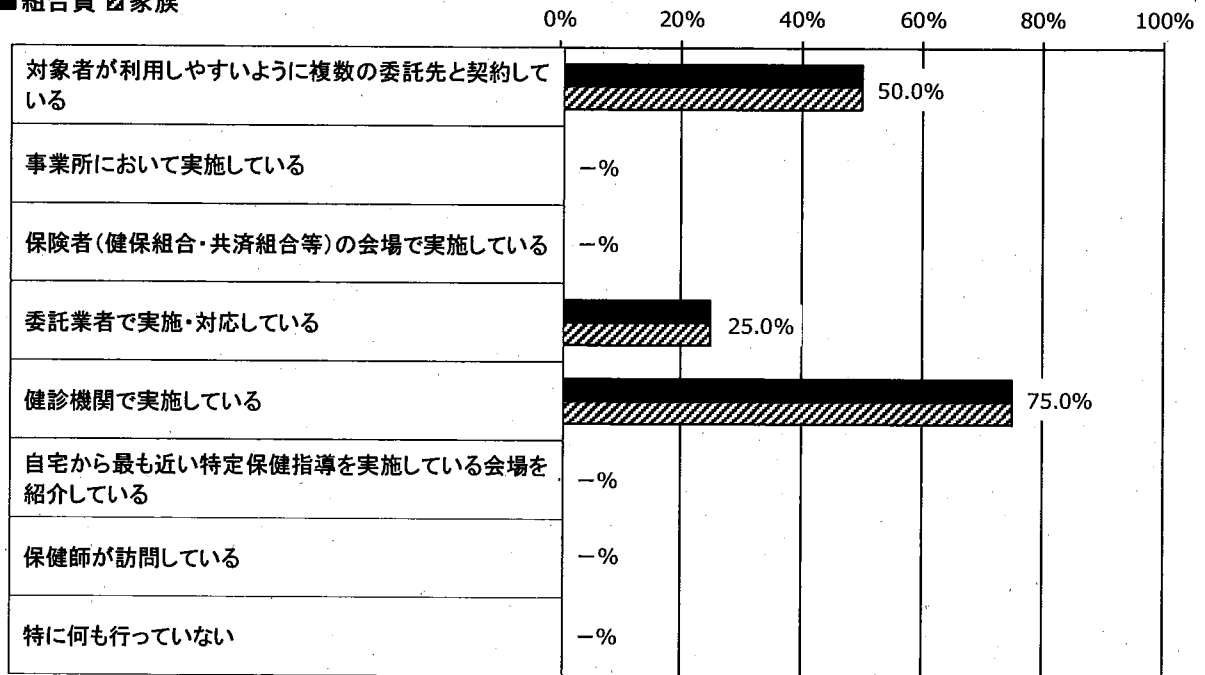


○ その他の内容

- ・ 一部の地区健診において、看護職による個別の保健指導・利用勧奨を実施している。
- ・ 保健事業実施課が実施している健診結果説明会で、特定保健指導対象者には特定保健指導を実施。
- ・ 利用しやすいよう在宅でも対応している。
- ・ 医療機関（JA 吉田健康管理センター）にも委託し、対象者が選択できるようになっている。
- ・ 地域センター、市役所、支所、家庭訪問、集団教室等、利用者の希望に沿って、直営で保健指導を実施している。積極的支援の一部は医療機関へ委託しているが、例年利用者はほぼいないため、概ね直営で実施している。
- ・ 会場は、町内でも認知度の高い「くすのきプラザ」で実施し、利用者の利便性を考慮している。障害（聴覚障害）に応じては、委託業者ではなく個別に手話通訳者の協力を得て、保健師が対応する。
- ・ 町内の施設（保健センターなど）を会場にしている。

【国民健康保険組合】 n=4

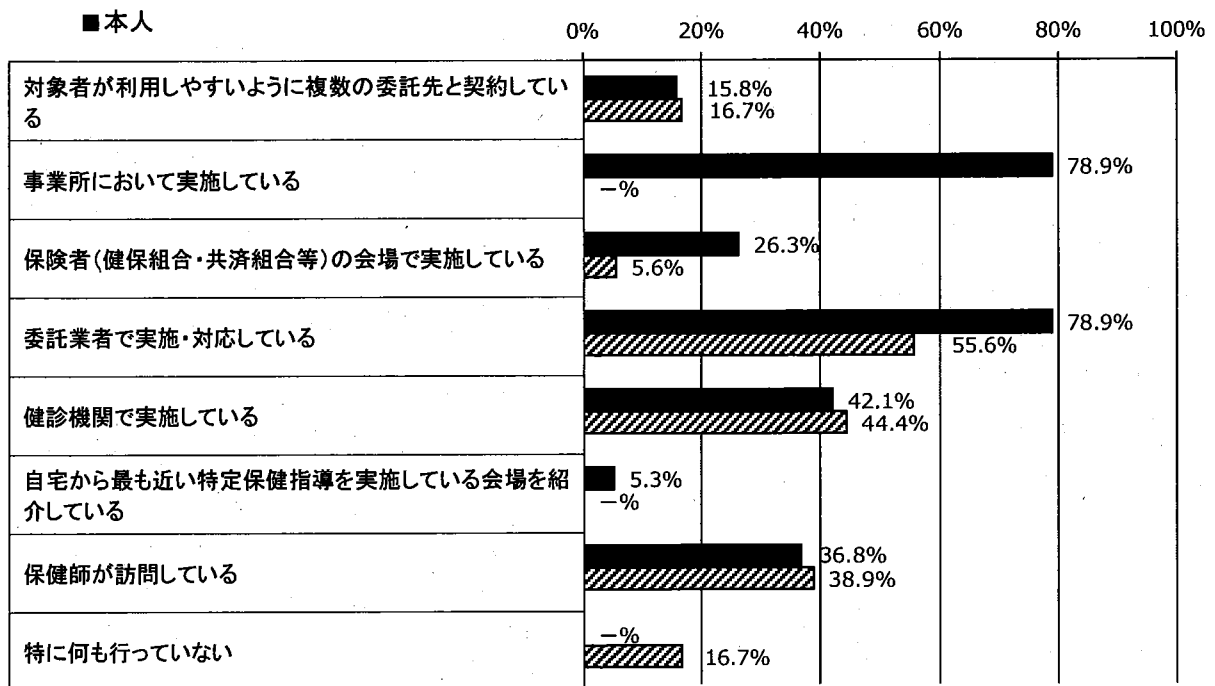
■組合員 □家族



○ その他の内容

- ・ 利用者が希望する地域や、日程について医療機関へ個別にあたり、紹介している。
- ・ できる限り、健診会場と同じ場所で行う。

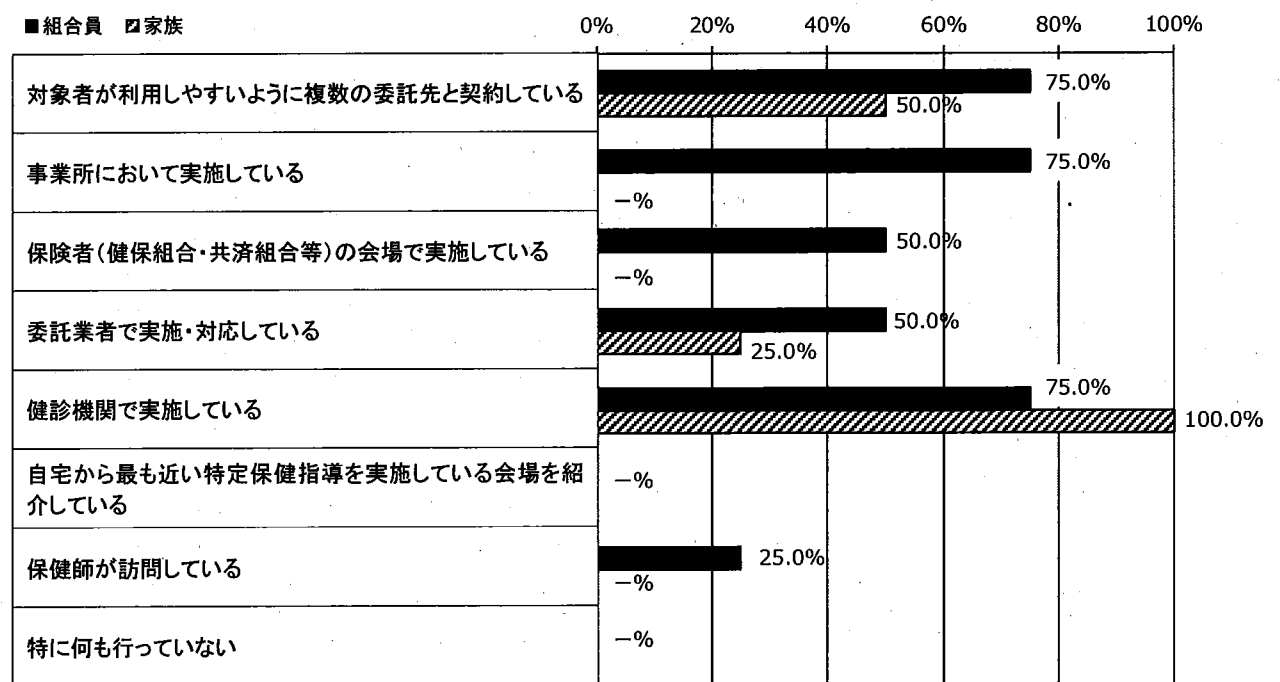
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



○ その他の内容

- ・ 被扶養者の特定保健指導は委託業者で実施しているが、場所を委託業者事務所か家庭訪問かを選択できる。
- ・ 被扶養者(家族)の場合、外部委託業者と直接相談して決めている。(自宅訪問等)

【共済組合】 n=4

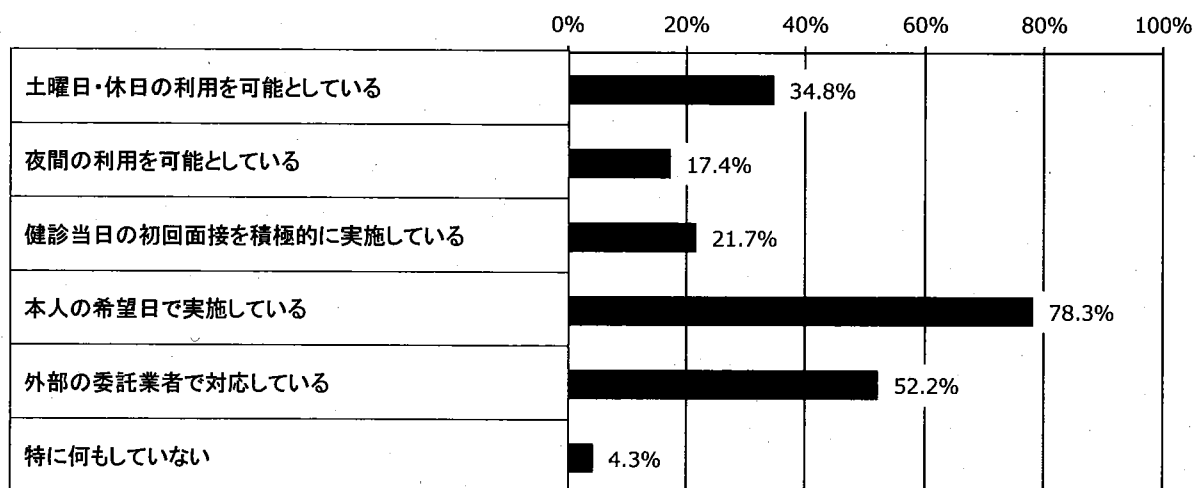


○ その他の内容

- ・ 被扶養者は、集合契約の医療機関を案内し、実施している。

問 22 特定保健指導の日時について、どのような工夫をされていますか。
(該当するもの全て)

【市町国民健康保険】 n=23

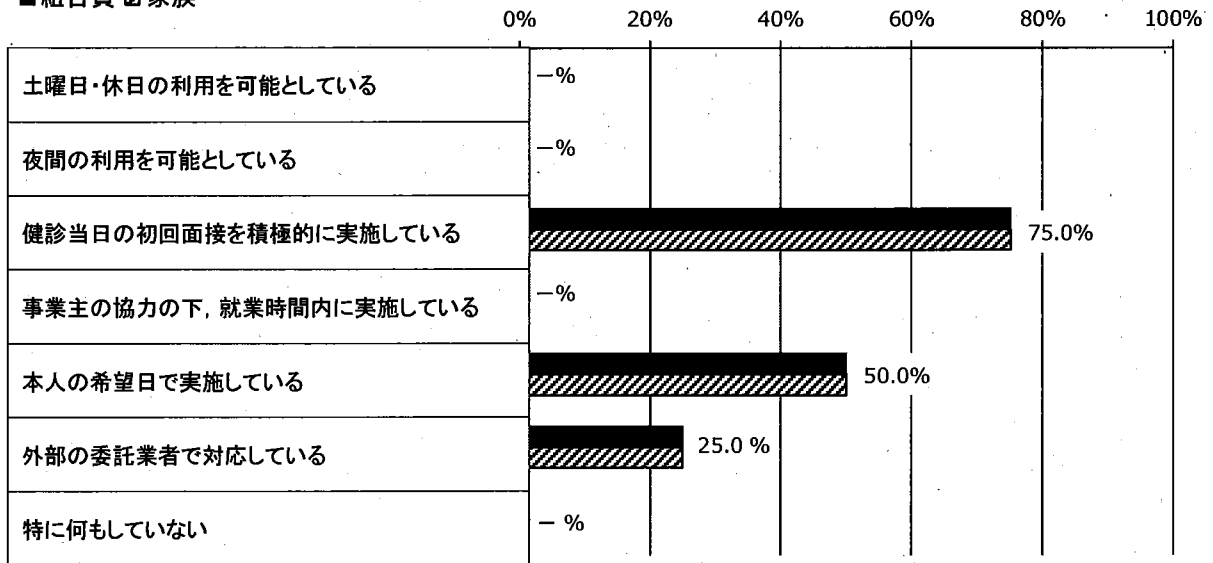


○ その他の内容

- ・ 一部の地区健診において、看護職による個別の保健指導・利用勧奨を実施している。
- ・ 特定保健指導利用者の希望により、定例日以外の日程での指導もしている。
- ・ 基本的には委託業者にまかせて対応してもらっている。委託業者と日程が合わない場合に市保健師が本人の希望日に合わせて実施。
- ・ 医療機関へ委託している積極的支援については、土曜日の利用が可能。
- ・ 健診当日の初回面接及び訪問は直営で保健師が実施。個別型又はグループ型の場合は外部委託をしている。
- ・ なるべく、対象者の希望する時間に対応している。

【国民健康保険組合】 n=4

■組合員 □家族

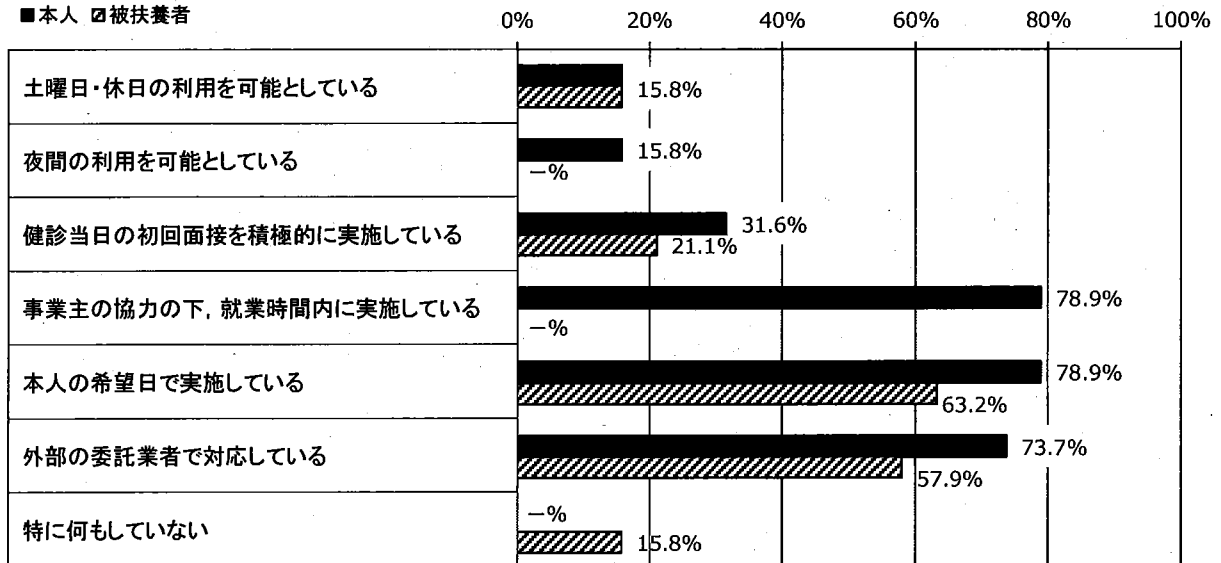


○ その他の内容

- ・ ご夫婦で参加出来るように時間を調整など。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19

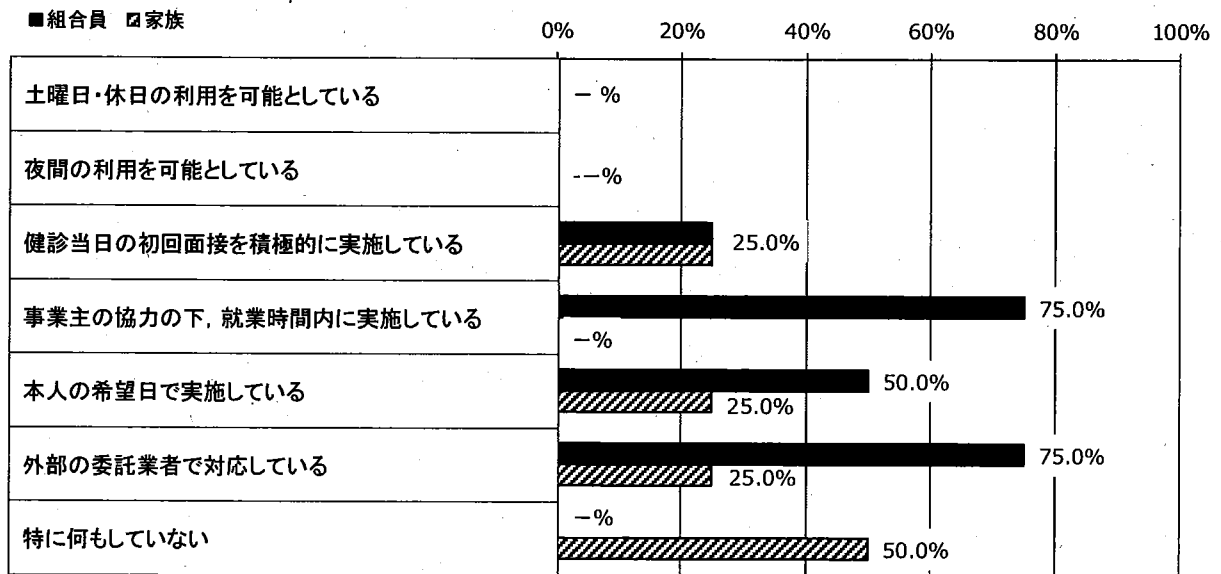
■本人 □被扶養者



○ その他の内容

- ・ 被保険者は、保健師が事業所へ出向き、保健指導を行っている。
- ・ 被保険者は事業主の了解を得て、就業時間内に実施。
- ・ 保険者が事業所を通じて、決定している。

【共済組合】 n=4



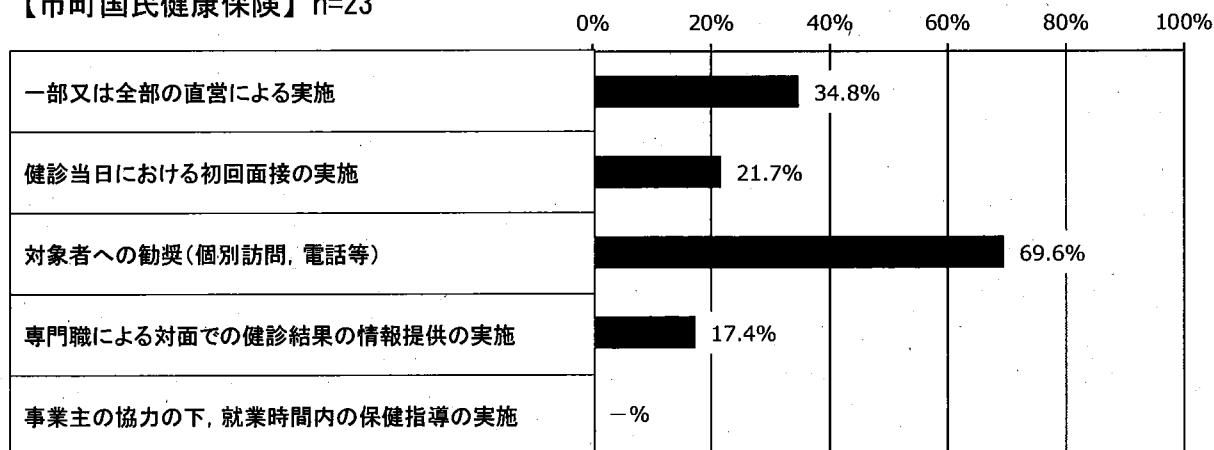
○ その他の内容

- ・ 平成30年度から、共済本部で契約した業者委託による訪問型特定保健指導を実施。
- ・ 組合員は警察署等の所属単位で日程を調整し、訪問して実施。参加できない場などは個別に対応する。

4 特定保健指導の実施率向上に向けた取り組みや課題等

問 23 特定保健指導の実施率の向上に効果があった取り組みについて、選択してください。(該当するもの全て)

【市町国民健康保険】 n=23

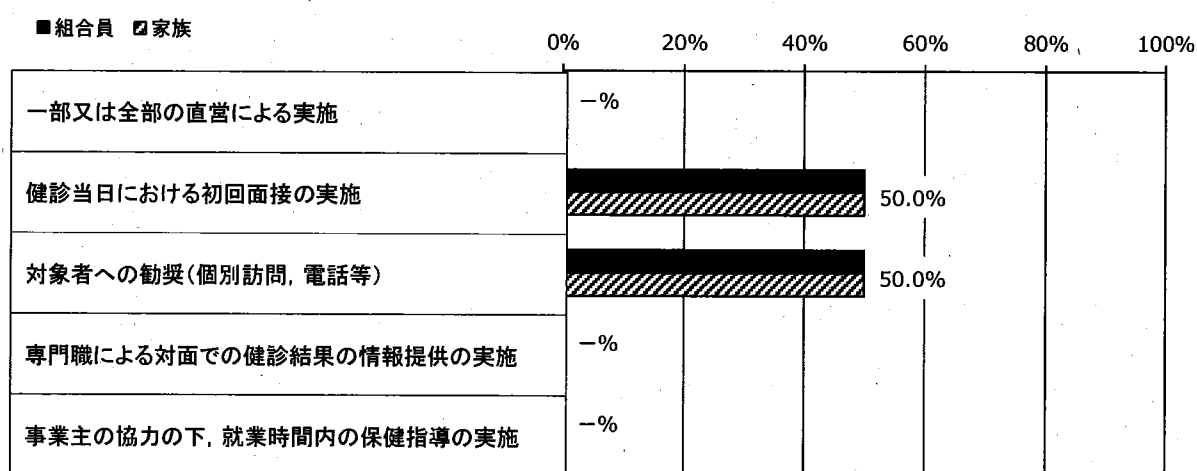


○ その他の内容

- ・ 動機付け支援は直営で実施しており、対象者に合わせたきめ細かい対応が来ていると思う。
- ・ 一部の地区健診において、看護職による個別の保健指導・利用勧奨を実施している。
- ・ 訪問による利用勧奨により、利用者は増加した。
- ・ 特定保健指導業者への委託。時間を有効に使って、件数多く、効率的に指導ができています。
- ・ 特定保健指導利用の動機付けとして、血管年齢測定、汁物の塩分濃度測定、ソルセイブによる塩分感度チェックを実施していることを利用券送付時に案内し、特定保健指導の利用率を上げるよう工夫している。また、あわせて特定保健指導を利用者には健康グッズをプレゼントし、健康づくりに役立ててもらっている。
- ・ 積極的支援のうち、希望者には食事の栄養計算を行い、食事の改善に役立ててもらっている。
- ・ 保健指導利用勧奨について、月に1回の夜間における電話勧奨も含め、本人の意思が確認できるまで電話を複数回かけている。電話が繋がらなかった対象者には保健指導利用勧奨の案内を再送付している。
- ・ 平日だけでなく、休日・夜間保健指導日を設けている。また、成人健診課への来所だけではなく、市内の各支所に出向き保健指導を行っている。さらには、家庭訪問を行うなど、対象者の希望にあわせて実施している。
- ・ 個別訪問による勧奨。
- ・ 地区担当の保健師が個別で指導する体制づくり。
- ・ 人間ドック等受託機関に特定保健指導も委託している。(当日実施)

- ・ 対象者全員に勧奨訪問を実施。（自発的な利用者を除く）
- ・ 毎月、担当部署（健康増進課及び国保年金課）の職員で定例会を行い、効果的な指導方法や実施率向上に向けた取組についての協議を行っている。
- ・ 対象者への勧奨（個別訪問、電話等）を現在実施中、効果検証は未である。
- ・ 個別訪問した回数が多いほど、効果がみられる。
- ・ 就労等による都合で、土曜日や夕方の希望者もおられ1人でも多くの対象者が利用しやすい状況を提供している。
- ・ 自己負担金の無料化。
- ・ 対象者全員に保健師または栄養士が訪問。会えない人には電話、手紙にて説明。

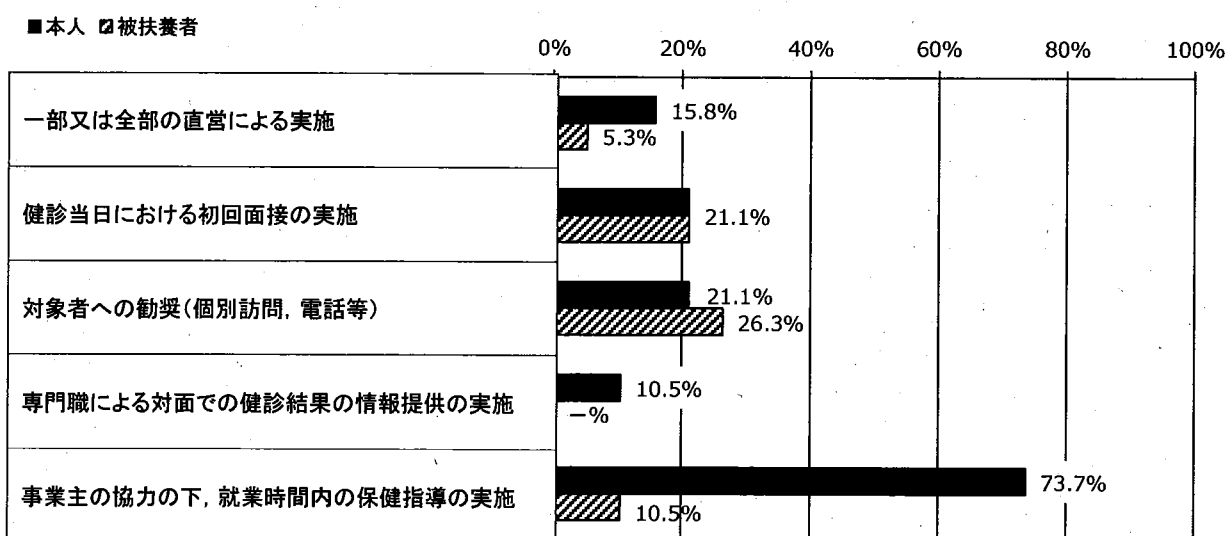
【国民健康保険組合】 n=4



○ その他の内容

- ・ 健康教育講座での受診勧奨。

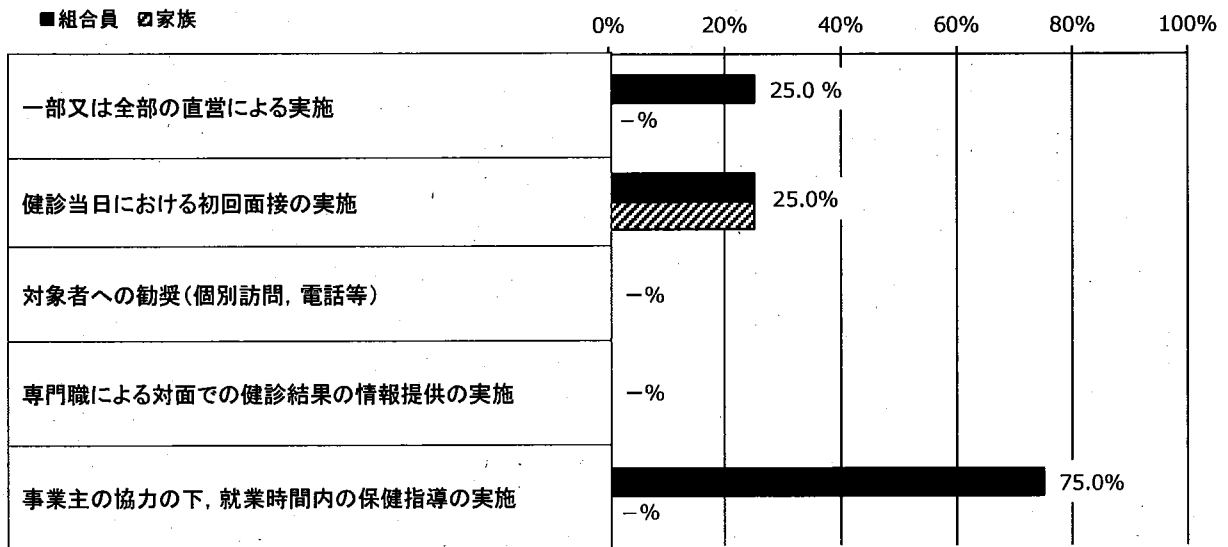
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】 n=19



○ その他の内容

- ・ 事業主の地区での未受診者フォロー実施により受諾率が大幅に向上。

【共済組合】 n=4



○ その他の内容

- 平成 25 年度までは外部委託で実施していたが, 平成 26 年度から, 共済組合の保健師により実施し, 受診率が向上した。

問 24 特定保健指導の実施率の向上に向けて、課題やご意見等をご記入ください。
(自由記述)

【市町国民健康保険】

- ・ 積極的支援（委託実施）の実施率の伸びが緩やかな点。委託先によっては、途中終了の割合が50%を超える機関もあり、こういった機関に対し、どのように働きかけていけば実施率の向上に意識が向き、取り組んでもらえるか課題である。
- ・ 健診当日に初回面接を実施できる健診機関が少ないこと。
- ・ 健診当日における初回面接の実施が可能な実施機関、不可能な機関があり、一律に当日の初回面接実施は難しい。
- ・ マンパワー不足が課題。
- ・ 継続して対象者となる者が多く、継続者は再度利用する率が少ない。就労者が多く、利用に繋がりにくい。
- ・ 特定保健指導の実施率が低いため、実施率の向上が大きな課題である。
- ・ 保健指導の必要性を感じていない人（特に40～50歳代）に対して、どのようなアプローチが効果的か検討中。
- ・ 参加案内通知にとどまっている。無関心な対象者へのアプローチができていない。効果的かつ効率的に対象者に響き、自分事として積極的に参加したくなるような方法の検討が必要と考える。
- ・ 実施率に関しては特にないが、指導が次につながるものにできればと思う。
- ・ 効果的な指導内容について、保健師や栄養士のスキルアップが必要。

【国民健康保険組合】

- ・ 健診当日の初回面談を実施できる委託施設が少ないので、拡充に努める。
- ・ 初回面接以降終了までの期間に状況等を確認することで途中で脱落することが少なくなるのではないかと。
- ・ 特定保健指導についての理解が進んでいない。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 健康経営による会社ぐるみでの意識改革と取組を強化することが必要と考えている。
- ・ 対象者に案内をしても、受諾率が低い。
- ・ リピーターへの対応。
- ・ 改善が見られない対象者が毎年対象者となり、説得に労力を要する。
- ・ 特定保健指導の経年対象者が指導効果がないという理由で保健指導を拒否する者が増加傾向にある。
- ・ 被扶養者の実施率向上策が課題である。

- ・ 配偶者の指導受諾率向上に向け良い方法があれば教えてほしい。
- ・ 実施率を上げていくには、財源の確保が必要となること。
- ・ 特定保健指導の判定等を健診当日に健診機関で健診終了後に初回面談の確実な実施（保健指導希望有無にかかわらず）面談のうえで指導を続けていくように導く。
- ・ 180ポイントの実施は厳しい。実施率向上のため、140～160ポイントに下げたい。

【共済組合】

- ・ 途中終了者の多さ。
- ・ セット券利用により当日の保健指導が可能な健診機関が少ない（集合契約）ので、対応策の検討が課題。
- ・ 被扶養者・任意継続組合員の実施率向上が課題。

問 25 特定保健指導の実施率の向上に向けて、保険者協議会で実施してほしい取り組みをご記入ください。(自由記述)

【市町国民健康保険】

- ・ これまで研修会では特定保健指導の指導内容について講義を受けることが多かったように思う。今後は特定保健指導の委託先の機関に対し、保険者努力支援制度等で実施率の向上が喫緊の課題となっていることについて情報提供を行うなど、委託元と委託先とが課題を共有する機会があると、保険者として事業を進めやすくなると考える。
- ・ 各種研修会の開催による知識・技術の向上。
- ・ 特定保健指導の利用の必要性について医療機関に理解を求める。(かかりつけ医から利用を勧めていただく。)
- ・ 保健指導の義務化を希望する。それに向け取り組んで頂きたい。
- ・ 他市町や、先進的な受診率向上の取り組みの紹介・推進。
- ・ 特定保健指導を受けることによる効果を本人やその家族に対して、より周知してもらいたい。
- ・ システムを扱いやすく活用できるものにしてほしい。

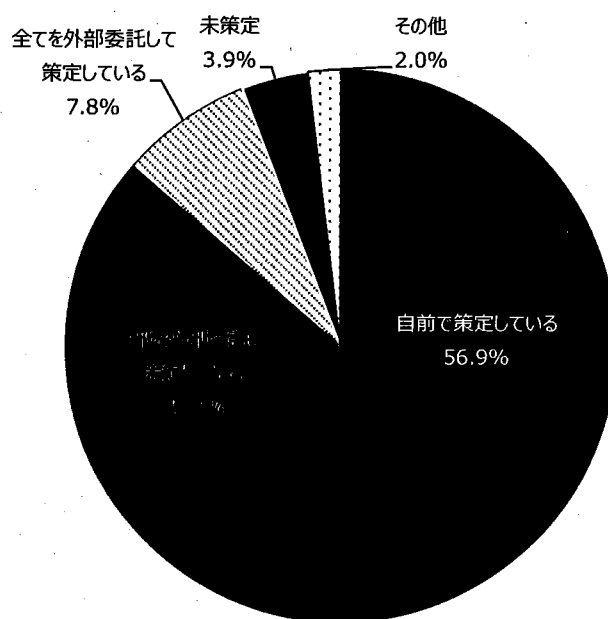
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 特定保健指導の必要性(メタボの弊害等)をマスコミを使って周知してほしい。
- ・ 広告・メディアなどで周知し社会全体として関心を高めていく施策の実施。
- ・ ICTによる指導等、配偶者の受諾率向上に向けての仕掛けを検討してほしい。

第5章 データヘルスの推進について

問 26 データヘルス計画の策定は、どのように行っていますか。

【全体】 n=50

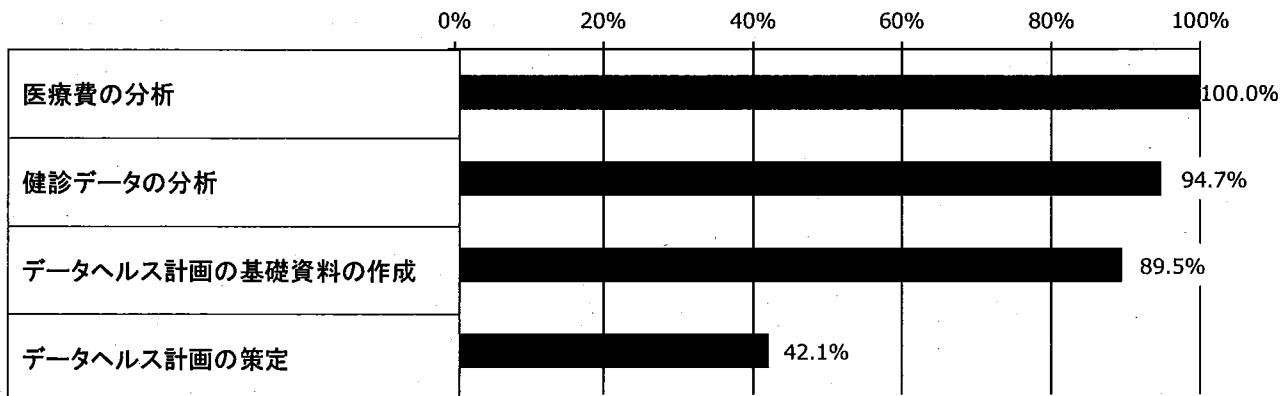


○ その他の内容

- ・ 委託業者のもつ医療費分析ツールを利用している。
- ・ 平成 30 年度策定予定。
- ・ 本部から提供された全支部共通の計画書の雛形を基に支部で策定する。

問 27 委託した業務内容はどのようなことですか。(該当するもの全て)

n=51

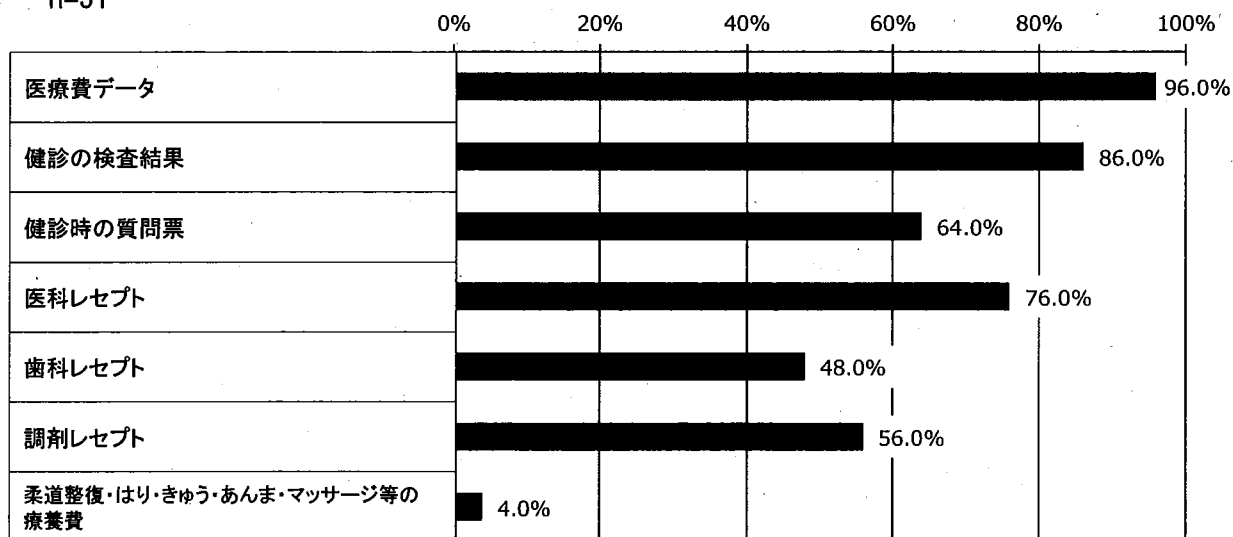


○ その他の内容

- ・ 第1期作成時のことは不明。第2期は上記のデータを使用する予定。
- ・ 健診異常値放置者に対する医療機関への受診勧奨事業におけるデータ分析の委託を含む。

問 28 分析を行う際に使用したデータはどのようなものですか。(該当するもの全て)

n=51

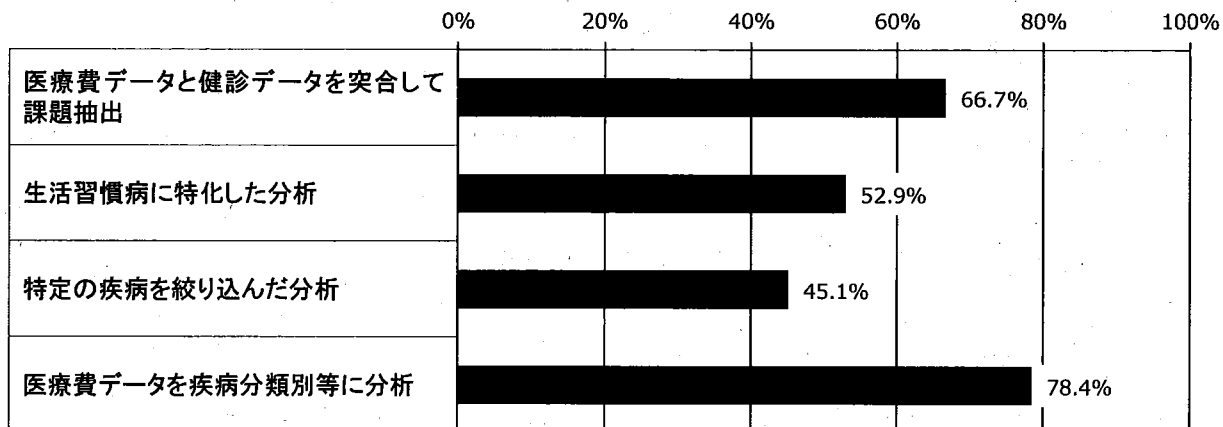


○ その他

- ・ 人間ドック受診率及び人間ドックの所見内容による2次検査受診率。

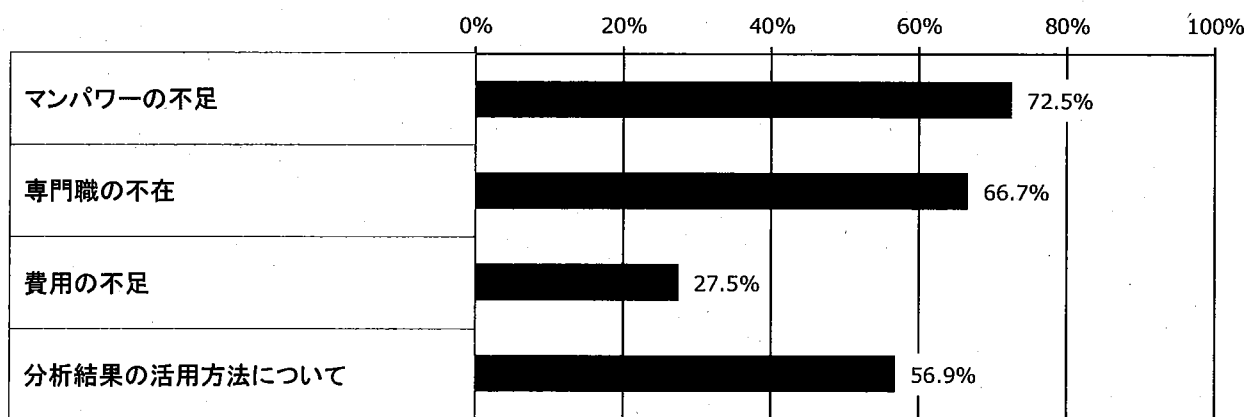
問 29 どのような方法で分析を行っていますか。(該当するもの全て)

n=51



問 30 分析にあたっての課題について (該当するもの全て)

n=51



○ その他の内容

【市町国民健康保険】

- ・ 事業実績の自己分析や分科会等で有識者から得た評価を円滑にフィードバックして後の事業展開に繋げられるか不安がある。
- ・ データヘルス計画の課題に基づいて教室等実施するが、参加者が少ない。
- ・ 非肥満の血糖高値者が多いが指導方法に苦慮する。
- ・ 計画策定委託業者の経験・力量不足。

- ・ 現在、国保部門においてマンパワー不足が課題であることも含めて、データヘルスの推進に向けて、国保保健事業及び衛生部門の保健事業、後期高齢者医療制度など他部署との横断的な保健事業の実施に向けた取り組みが組織的にできていない現状がある。
- ・ データヘルス推進にあたっては、事業評価が難しい。

【国民健康保険組合】

- ・ 組合員は、県内全域に分散しているため、まとまった対策がとりにくい。
- ・ データヘルスの推進にあたって、特定健診受診者の固定化、特定保健指導実施率の低さ、運動習慣のない者が多数、メタボ予備群・腹囲の基準の超えた者が多数、脳梗塞・がん医療費の増加が課題である。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 個々の保険者だけが推進することは限度があり、データヘルス計画を推進していくためには行政や他機関との連携を深める仕組みづくりを強化することが広島県の保険者協議会としての課題ではないか。
- ・ データヘルスの説明会・講習会会場ではとても役立つと感心するが、自分の組合に持ち帰ると何から手をつけて良いのかわからなくなる。
- ・ 納付金等の負担が重く、財政的に保健事業が十分にできない。また、総合健保のため、加入事業所に温度差があり、難しい面が多々ある。

問 31 保険者協議会で実施してほしい調査・分析等をご記入ください。

(自由記述)

【市町国民健康保険・後期高齢者医療広域連合】

- ・ 自己分析をもとに事業を行っているが、KDBを充分には活用できていない。研修会等へも参加しているが、分析に長けた人材を市町に派遣して、実際に指導をして頂きたい。
- ・ 効果的な分析の方法や委託業者の紹介。

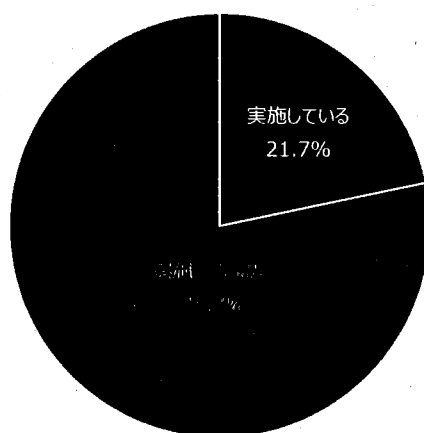
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 加入者数や事業数，国への各種報告等の事務負担，業務難易度による分析に基づく，健保職員の適正人員のガイドラインの提示。

第6章 歯科口腔保健の取り組みについて

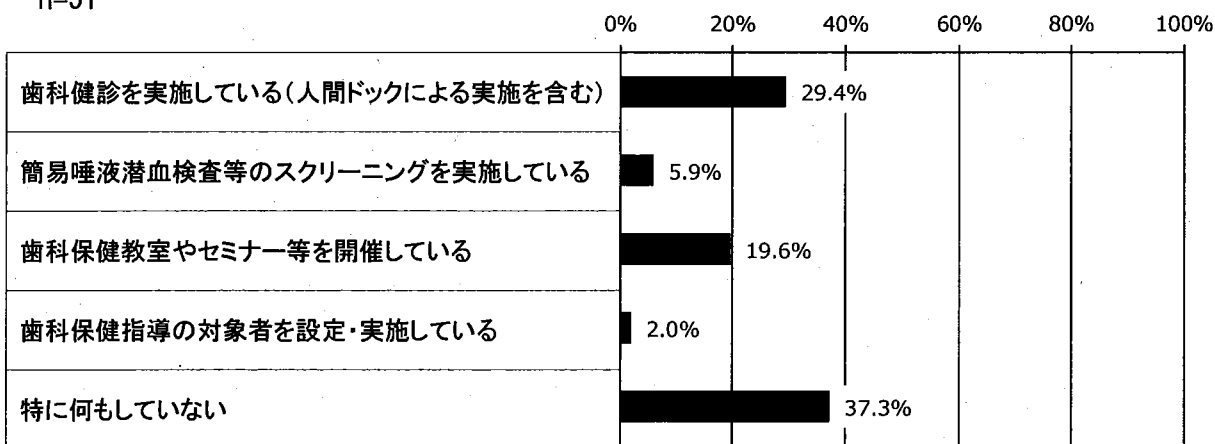
問 32-1 集団健診において、特定健診と歯科健診（歯周疾患検診）の同時実施（同日実施）を行っていますか。（市町国保のみ）

n=23



問 32-2 歯科口腔保健について、実施している取り組みを選択してください。（該当するもの全て）

n=51



○ その他の内容

【市町国民健康保険・後期高齢者医療広域連合】

事業	時期	対象者	取組内容
節目年齢歯科健診 (歯周疾患検診)	—	30・35・40・50・60・70歳の市民	市内の歯科医療機関で歯科健診を実施。誕生日月に個別通知を送付。自己負担額は500円。(70歳の方、生活保護・市民税非課税世帯の方は無料)
	—	市在住の満40・50・60・70歳	節目年齢の歯周病検診を実施している。
	—	65歳	歯周病検診(パノラマX線撮影あり)を実施している。
	—	年度内に40・50・60歳になる者	歯周疾患検診を実施。三原市歯科医師会へ委託し、受診者負担金は無料。
	通年	市民で検診当日に40・50・60・70歳の人	問診、口腔内検査など。
	—	市内に住所を有し、年齢が30・35・40・45・50・55・60・70歳の者	節目年齢時に指定医療機関で歯科健診を受診。
	—	妊婦、40・60歳の住民	受診券方式により歯科健診を行っている。
	—	40・50・60・70歳	一般会計予算により節目年齢歯科健診を実施。無料歯科健診クーポン券を送付。
	R1.6.1～ R2.1.31	40・50・60歳の人	元気すこやか健診の位置づけで、節目歯周疾患検診を実施。
	—	40・50・60・70歳の住民	節目年齢歯科健康診査。
	6月から 翌年3月	40・50歳の方	歯周疾患検診を実施している。(個別)
	8月～11月	20・30・40・50・60・70・80歳の方	町内医療機関(歯科)で口腔衛生及びブラッシングの説明、歯科健診等。
	通年	40・50・60・70歳の節目年齢	町内医療機関委託により、歯周疾患検診の実施。
	H31.4.1～ R2.3.31	年度中に41歳・51歳・61歳・71歳になる方	歯維持(ハイジ)検診を実施。
	歯科健診 (歯周疾患検診)	—	—
—		20歳以上の方	町の集団検診時に、歯と歯茎の健康状態、むし歯や歯周病等を診察する。
—		20歳以上全員	集団健診会場にて歯周疾患健診実施。
障害者歯科健康診査	—	18歳以上	身体障害者・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持している人に対し、歯科健康診査を実施。
啓発活動	—	参加者	生活習慣病予防の勉強会・講演会等の参加者に対し、歯科保健・衛生についての啓発。
	6月・11月	市民	健康まつりのコーナーとして、歯科健診・相談・ブラッシング・フロッシングを実施。
	—	小学生まで	健康フェスタでのフッ素塗布。
	—	—	保育所、小・中学校、老人クラブ他団体に出前講座を実施。
歯科口腔指導	—	—	歯科衛生士による介護予防教室を開催。
	—	—	高齢者介護施設にて、歯科口腔指導を実施。
研修会	—	歯科口腔保健関係者	歯科口腔保健関係者を対象に、研修会を開催している。
在宅歯科相談	—	—	在宅歯科相談を実施。

- ・ 健康マイレージ。(未就学児及び小学生)
- ・ ライフステージに合わせた歯科保健事業の実施。

- ・ 妊婦指導・乳幼児・3歳児・保育所・幼稚園・小中高等学校・一般啓発（サロン等）・集団検診・個別検診・訪問指導。
- ・ 人間ドックにより，1医療機関のみ歯科健診を実施。
- ・ 歯科の健康教育・健康相談については，直接実施していないが，市町へ補助金を交付している。
- ・ 平成30年度から広域連合でも直接歯科健診を実施している。
- ・ 口腔機能（咀嚼・嚥下・舌）の評価を実施している。

【国民健康保険組合】

- ・ 被保険者全員に年（4月～翌年3月）1回，指定協力医での歯科健診を全額補助。母体機関誌に隔月で口腔ケアに関する記事を掲載。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 平成26年度より，全国健康保険協会広島支部加入者を対象に，歯科医師派遣又は検査キットによる方法で，歯周病スクリーニング検査を実施。歯周病簡易検査受検者で陽性反応であった者は，有意に歯科受診している傾向が出ている。
- ・ 28年度までは実施していたが，29年3月末歯科診療所を廃止。
- ・ 無料歯科健診として，一般歯科健診，歯科矯正相談，審美歯科治療相談，インプラント治療相談を無料で実施。（時期：通年，対象：全加入者）
- ・ 乳幼児歯科疾患予防対策として，1歳児と6歳児へ歯科疾患予防品を配付。（時期：1歳は誕生月，6歳は6月に配付）
- ・ 歯科疾患予防教育に対する費用補助として，各編入事業主が実施する口腔衛生教育に対し，1回につき2万円を上限として講師料を補助する。（時期：通年，対象：被保険者）
- ・ 歯科検診実施を計画中。
- ・ 被保険者を対象に，検体郵送による歯周病検査の実施，および，陽性者への受診勧奨の実施。
- ・ 歯科医師と契約し，歯科健診を実施中。（営業店を巡回して実施，年間6店舗巡回，被保険者の約100名を対象）
- ・ 委託し，1回目の歯科検査は無料にしている。（本人，被扶養者）

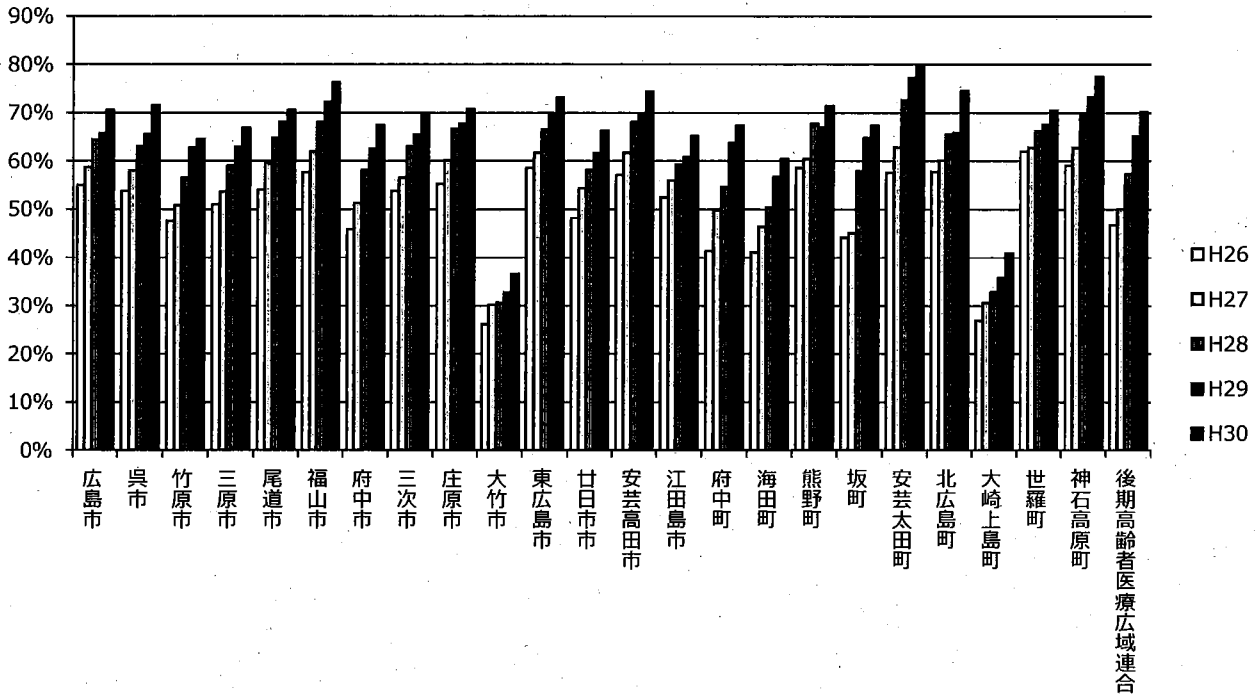
【共済組合】

- ・ 歯科検診・歯石除去費用助成事業。
事業内容：歯科検診・歯石除去費用の医療機関の窓口で支払う自己負担に対し助成。
対象者：4月1日現在において，満年齢が奇数年齢の組合員。
実施時期：対象年齢の年度内1回。（4月～3月診療分）
- ・ 教養等の機会を利用し，歯科口腔保健の講義を実施。
- ・ 希望する組合員に対し，検査キットによる歯周病予防検査を実施した。

第7章 後発医薬品の使用促進とポリファーマシーに関する取り組みについて

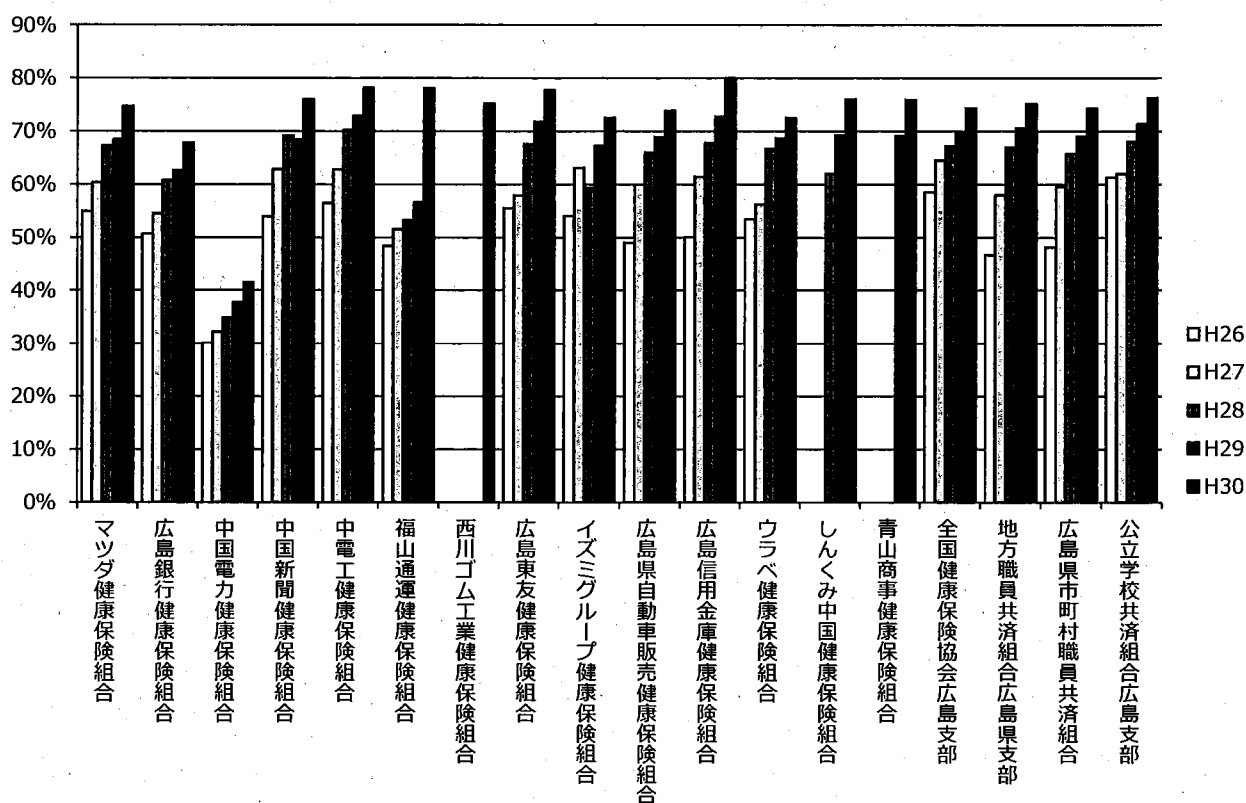
問37 後発医薬品の使用割合について、ご記入ください。(新指標の数量)

市町国民健康保険・後期高齢者医療広域連合



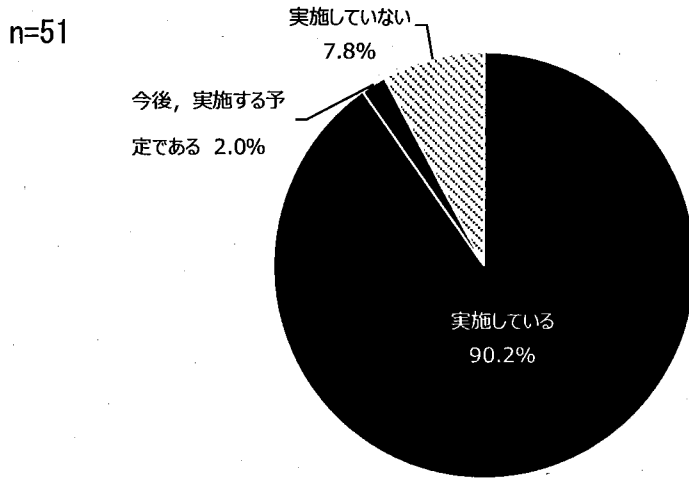
	H26	H27	H28	H29	H30
広島市	55.0%	58.7%	64.4%	65.7%	70.6%
呉市	53.8%	58.1%	63.1%	65.6%	71.6%
竹原市	47.6%	50.8%	56.6%	62.9%	64.6%
三原市	51.0%	53.6%	59.1%	63.0%	66.9%
尾道市	54.1%	59.8%	64.8%	68.2%	70.6%
福山市	57.7%	62.0%	68.1%	72.3%	76.3%
府中市	45.8%	51.3%	58.2%	62.6%	67.5%
三次市	53.9%	56.6%	63.1%	65.5%	69.8%
庄原市	55.3%	60.2%	66.7%	67.8%	70.8%
大竹市	26.2%	30.2%	30.6%	32.8%	36.6%
東広島市	58.5%	61.8%	66.6%	69.9%	73.2%
廿日市市	48.2%	54.4%	58.2%	61.7%	66.3%
安芸高田市	57.1%	61.8%	68.1%	69.8%	74.4%
江田島市	52.5%	56.0%	59.4%	60.8%	65.2%
府中町	41.4%	49.9%	54.6%	63.7%	67.4%
海田町	41.1%	46.4%	50.4%	56.8%	60.5%
熊野町	58.6%	60.5%	67.7%	66.9%	71.4%
坂町	44.2%	45.0%	58.0%	64.8%	67.4%
安芸太田町	57.6%	62.8%	72.7%	77.3%	80.1%
北広島町	57.8%	60.2%	65.6%	65.9%	74.6%
大崎上島町	27.0%	30.6%	32.9%	35.8%	40.9%
世羅町	62.0%	62.9%	66.3%	67.6%	70.5%
神石高原町	59.1%	62.9%	70.0%	73.3%	77.5%
後期高齢者医療広域連合	46.8%	50.2%	57.3%	65.2%	70.2%

被用者保険



	H26	H27	H28	H29	H30
マツダ健康保険組合	54.9%	60.4%	67.3%	68.4%	74.7%
広島銀行健康保険組合	50.6%	54.5%	60.8%	62.7%	67.8%
中国電力健康保険組合	30.1%	32.2%	34.9%	37.8%	41.5%
中国新聞健康保険組合	54.0%	62.9%	69.2%	68.4%	76.0%
中電工健康保険組合	56.5%	62.8%	70.3%	72.9%	78.2%
福山通運健康保険組合	48.4%	51.5%	53.3%	56.6%	78.1%
西川ゴム工業健康保険組合	—	—	—	—	75.2%
広島東友健康保険組合	55.5%	57.9%	67.6%	71.8%	77.7%
イズミグループ健康保険組合	54.1%	63.1%	59.4%	67.3%	72.5%
広島県自動車販売健康保険組合	49.0%	60.0%	66.0%	68.9%	73.8%
広島信用金庫健康保険組合	50.1%	61.4%	67.8%	72.8%	80.0%
ウラベ健康保険組合	53.4%	56.2%	66.7%	68.7%	72.5%
しんくみ中国健康保険組合	—	—	62.0%	69.3%	76.1%
青山商事健康保険組合	—	—	—	69.2%	75.9%
全国健康保険協会広島支部	58.6%	64.6%	67.2%	69.7%	74.4%
地方職員共済組合広島県支部	46.7%	58.0%	67.0%	70.6%	75.2%
広島県市町村職員共済組合	48.2%	59.6%	65.8%	69.0%	74.3%
公立学校共済組合広島支部	61.3%	62.0%	68.1%	71.4%	76.3%

問 38-1 後発医薬品の差額通知について、実施していますか。

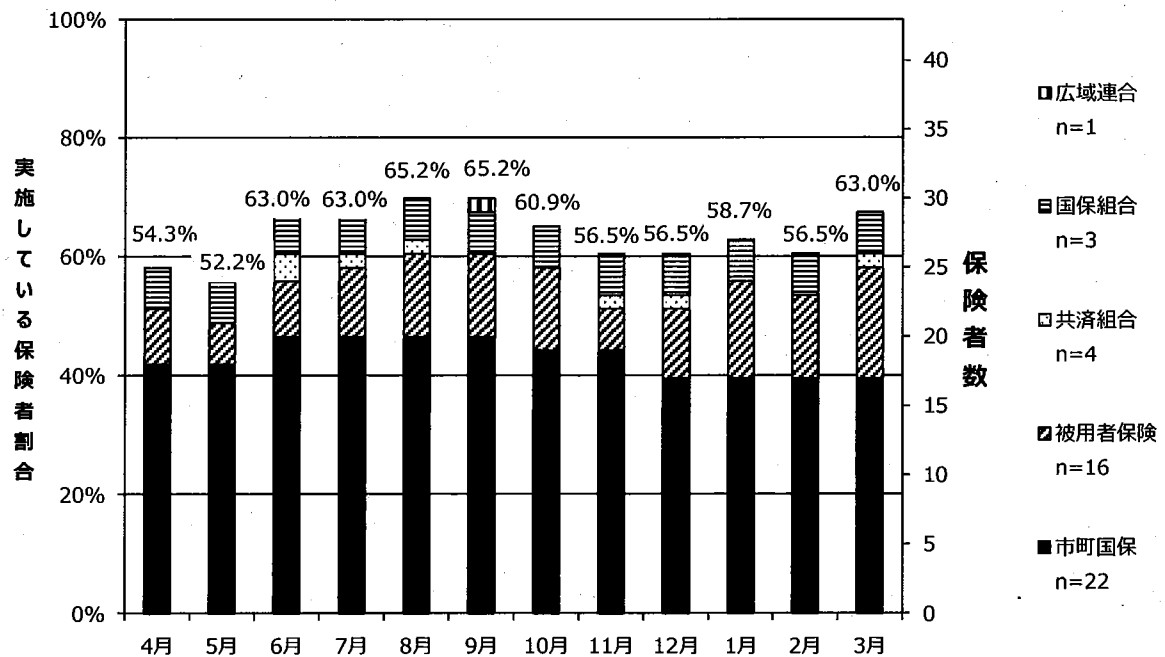


○実施していない理由

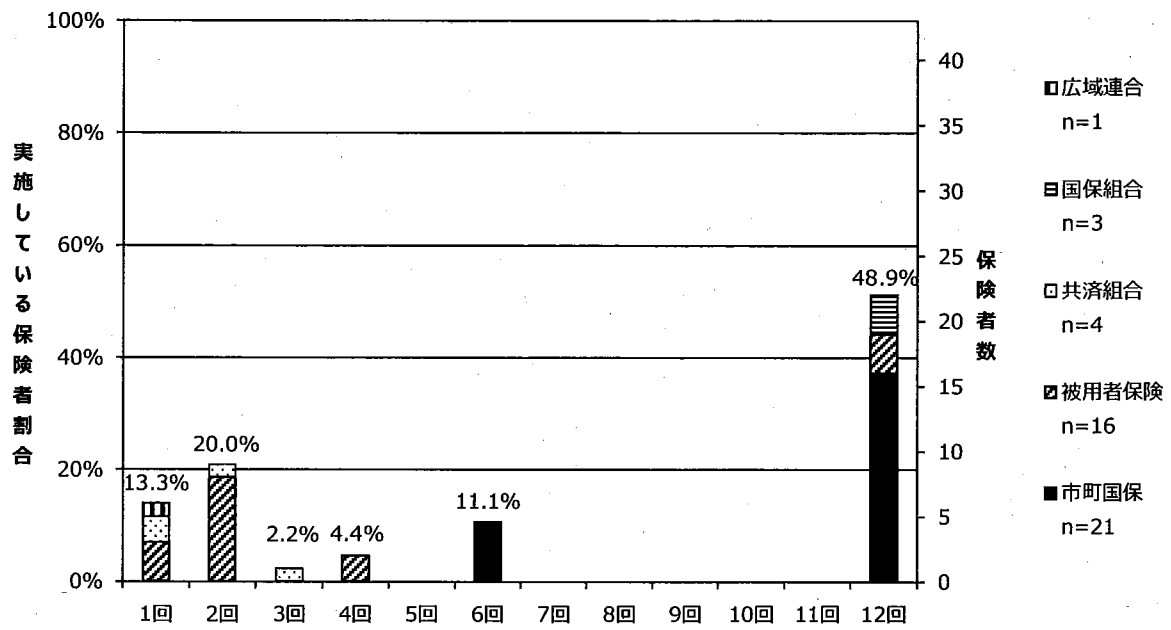
- ・ 加入組合員数も少なく、広報・被保険者証へのシール貼付で対応。

問 38-2 後発医薬品の差額通知の実施月及び対象レセプトを選択してください。
また、対象となる被保険者の条件等について、ご記入ください。

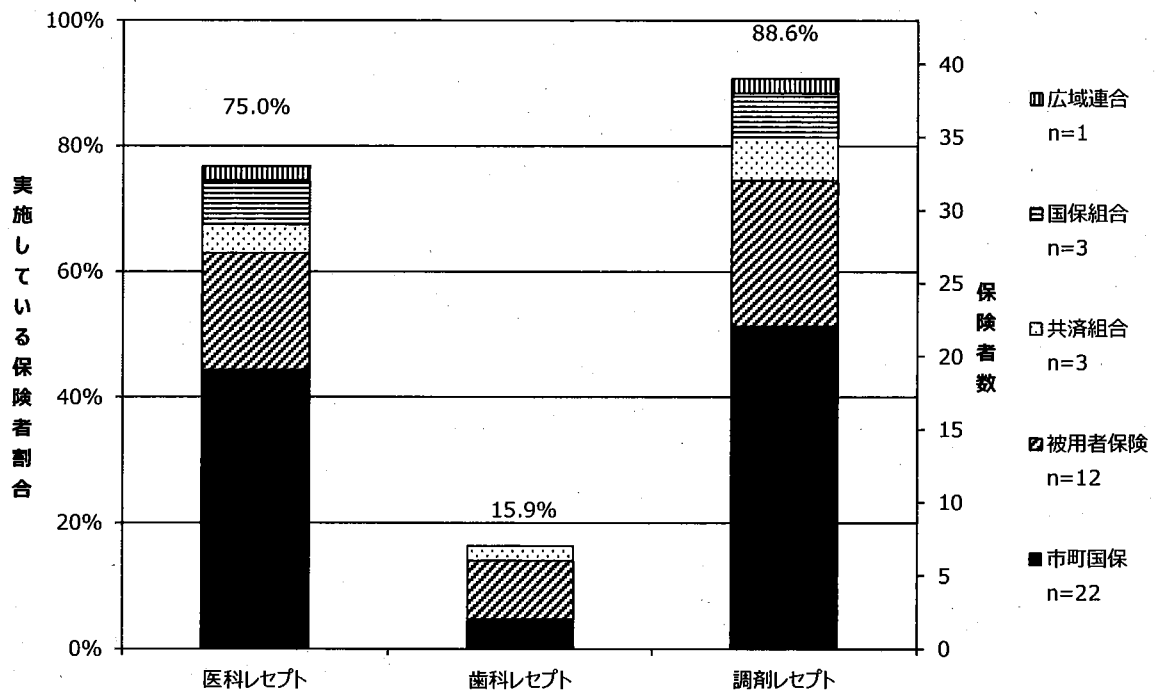
○ 差額通知の実施月



○ 差額通知の年間実施回数



○ 対象レセプト



○ 対象となる被保険者の条件等

【市町国民健康保険・後期高齢者医療広域連合】

対象	条件
全被保険者	<ol style="list-style-type: none"> 100円以上の削減効果が得られると見込まれる者。 後発品率が100%未満の者。 一度送付した者へは4か月は送付しない。ただし、5か月目に未だ後発医薬品に切り替えが進まず、上記1の条件を満たしている者。 削減効果の大きい者から順次送付。 <p>がん、精神疾患、短期処方に使用される医薬品は除外。 100円以下の本人削減額の人対象外。</p> <p>がん、精神疾患、短期処方に使用される医薬品は除外。 受領レセプト件数の4%程度。</p>
40歳以上の被保険者	<ol style="list-style-type: none"> 100円以上の削減効果が得られると見込まれる者。 後発品率が100%未満の者。 一度送付した者へは4か月は送付しない。ただし、5か月目に未だ後発医薬品に切り替えが進まず、上記1の条件を満たしている者。 削減効果の大きい者から順次送付。 <p>100円以上の削減効果が得られると見込まれる者。</p>
18歳以上の被保険者	<ol style="list-style-type: none"> 100円以上の削減効果が得られると見込まれる者。 後発品率が100%未満の者。 一度送付した者へは4か月は送付しない。ただし、5か月目に未だ後発医薬品に切り替えが進まず、上記1の条件を満たしている者。 削減効果の大きい者から順次送付。
先発医薬品から後発薬品に切り替えた場合、自己負担額の削減額が200円以上の者（精神薬、抗がん剤は抽出対象から除く）	前回実施月から連続で対象となる者へは通知しない。
100円以上の削減効果が得られると見込まれる者	一度送付した者へは4か月は送付しない。 削減効果の大きい者から順次送付。
原則、慢性疾患の患者	削減効果の大きい上位4%で100円以上の削減効果が見込まれる者。
調剤レセプト及び院内処方レセプト合算による上位4%	自己負担額が100円以上削減となる場合。
削減効果が見込まれる被保険者（通知を希望しない者は除外）	100円以上の削減が見込まれる者。 後発品率が100%の者。
自己負担削減額が100円以上見込まれる者の内、上位約45,000人	先発医薬品と後発医薬品の効能・効果や、用法・用量が一致し、安定供給されている後発医薬品。

【国民健康保険組合】

対象	条件
40歳以上の被保険者	国保連合会が実施する「業者委託方式」により実施。
55歳以上75歳未満	100円以上の削減効果が見込まれる者で削減効果の大きいものから順に送付することとし、一度送付した者へは4か月間は送付しない。
全被保険者	—

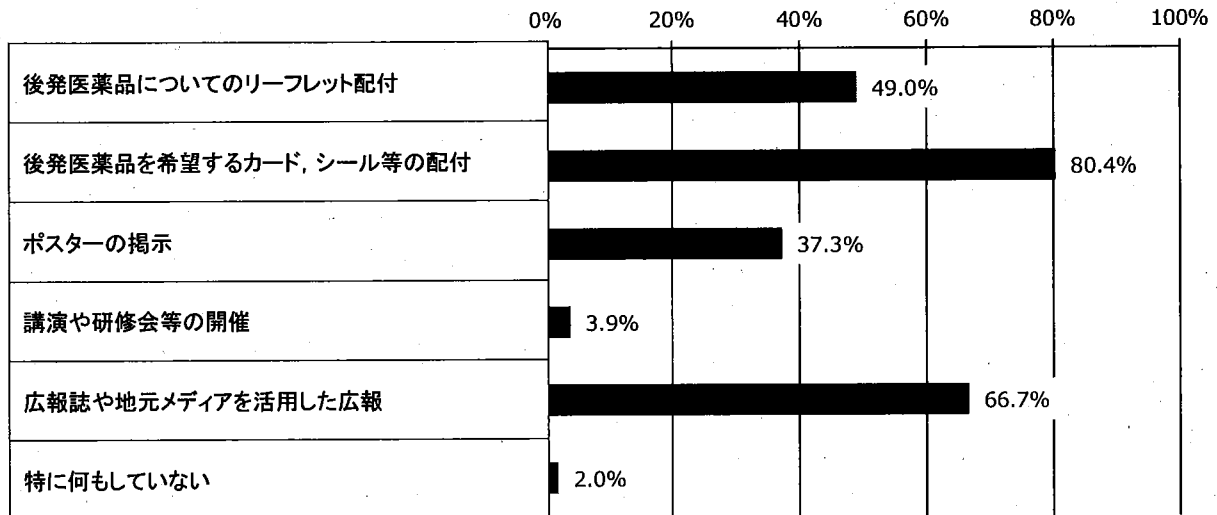
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

対象	条件
加入者全員	個人向け Web サイトにユーザー登録をする必要がある。
30 歳以上の被保険者, 被扶養者	効果が 100 円以上のもの。
40 歳以上	外部委託
在籍者	医薬品の本人負担額が 1,000 円以上削減可能である。
全員	・切り替えた場合の金額差が 1,200 円/月以上。 ・ジェネリック使用率 20%未満。
全被保険者	1ヶ月分の差額(本人負担分)が 1,000 円以上。
後発医薬品に切り替えた際の効果額が多い上位 30 名に, 医療費通知と一緒に配付	—
20 歳～73 歳までの被保険者	・ジェネリック医薬品処方率 0%の場合。 ・窓口負担削減額 500 円以上。
ジェネリックを使用することで, 自己負担が月額平均 300 円以上安価になる人	終末期薬剤とメンタル系薬剤は対象外。 ※5～7 月分集計して 10 月に, 8～10 月分集計して 1 月に, 11 月～1 月分集計して 4 月に, 2～4 月分を集計して 7 月に発行。
—	同一先発医薬品処方 が 2 ヶ月連続以上で, 削減可能額 300 円以上の者。
全被保険者, 被扶養者	6 ヶ月で 1 万円以上の差額。
過去の 3 カ月を対象に, 合計 1,000 円以上の削減額以上を対象。	癌, 精神疾患, 感昌等の一時的な疾病は除外。
—	効果 300 円以上。
20 歳～74 歳 (被扶養者分も同時に通知するため)	①がん及び精神疾患を除いた疾病コード。 ②減額 1,000 円/月以上。
18 歳以上の方	医療レセプト 500 円以上, 調剤レセプト 50 円以上の軽減が見込まれる方。

【共済組合】

対象	条件
—	一定額以上の差額が得られる者。
任意継続組合員を除く全員	医療機関と調剤薬局で薬を処方された者のうち, 後発医薬品に変更した場合に自己負担額の削減が大きい者へ通知。6 月の通知は前年 12 月から当年 2 月まで, 12 月の通知は当年 6 月から 8 月までを対象とする。
全て (ただし, 通知を希望しない申告のあった者を除く)	・ 1 薬剤 100 円以上を対象。 ・ 対象外特記事項: 長・長処・第三・長 2・災 1・災 2 ・ 対象外疾病: 不眠症・クローン病・てんかん・パーキンソン病
年 齢: 基準日現在 20 歳以上の者 処方日数: 対象期間中 (1 年間) に投与日数合計が 7 日以上ある月がある者 軽減可能額 (総額最小額): 年間で 400 円以上の者	次の者は通知対象外とする。 1 入院レセプト及び公費対象者。 2 精神疾患に関連する薬剤及び抗がん剤を使用している者。 3 組合員 (被扶養者) の住所等情報データが不明確で不着となる可能性のある者。 4 DV等の理由により通知除外者として指定した者。 5 以前通知者のうち, 送付を希望しない旨の申立てがあった者。 6 双子

問 39-1 後発医薬品の使用促進に向けて、差額通知以外にどのような取り組みを実施していますか。(該当するもの全て)



○ その他の内容

【市町国民健康保険】

- ・ 加入の全世帯に配布している国保のしおりや、医療費通知に広報記事を記載。
- ・ ホームページに掲載、被保険者証更新時にジェネリック希望カード等を同封。
- ・ 後発医薬品希望カードの配布。
- ・ 「国保のしおり」による普及啓発や限度額適用認定証の送付時に後発医薬品の普及啓発チラシを同封するほか、窓口での各種給付申請時に啓発チラシを配布する。
- ・ 新規資格取得者への被保険者証交付時に、「ジェネリック医薬品お願いカード」及び「リーフレット (A4 両面印刷)」を手渡ししている。
- ・ 医療保険、お薬手帳、ACP、緊急連絡先を一つに取りまとめる啓発を介護保険事業と一体化して行う時に後発医薬品希望カードを盛り込んだ。
- ・ 被保険者証一斉更新時に「お願いカード」を同封。
- ・ 被保険者証更新時 (8月) に、シールを同封。
- ・ 被保険者証更新時にジェネリック医薬品お願いカードを同時送付している。
- ・ 全被保険者に対し、ジェネリック医薬品お願いシールの配布。

【国民健康保険組合】

- ・ 加入時に証発行する際に、シールをケース内に入れ、リーフレットを同封している。

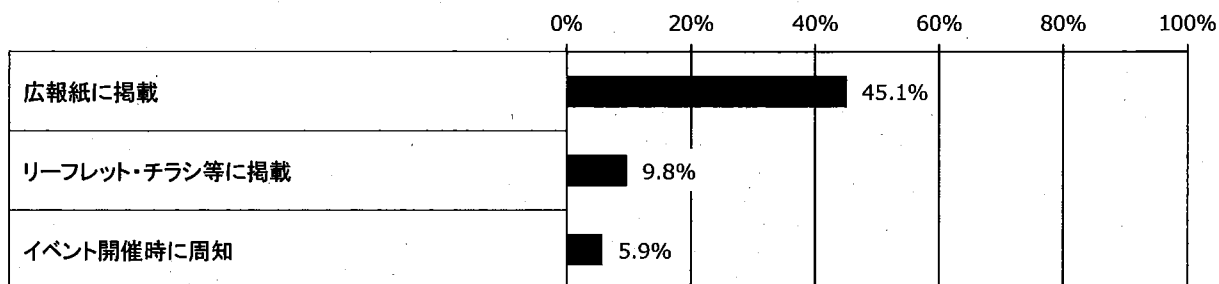
【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 直営診療所へオーソライズドジェネリック薬品を導入。
- ・ けんぽだよりに都度掲載。

【共済組合】

- ・ 後発医薬品希望カード・シールの配付。(1,100部)
- ・ 全組合員向け共済組合の冊子にシールを綴じ込み。

問 39-2 「後発医薬品の使用促進に係る広報について」広島県からの依頼に基づき
9月4日付けで協力依頼しましたが、どのような取り組みを実施しましたか。
(該当するもの全て)



○ その他の内容

【市町国民健康保険】

- ・ 広島県公式 SNS (Twitter, Facebook) でのジェネリック医薬品促進に係る広報の発信について、本市の公式 SNS (Twitter, Facebook) で拡散を行った。
- ・ 広島県がデザインした広報内容を印刷した封筒を作成。
- ・ 本市 HP の後発医薬品部分を更新。(広島県の外部リンクバナーを挿入)

【国民健康保険組合】

- ・ 被保険者証更新時に、被保険者証に貼り付けできるジェネリック医薬品希望シールを配布。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

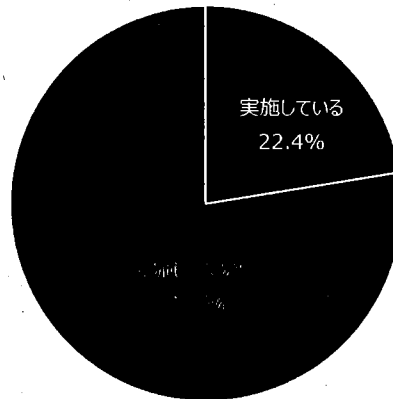
- ・ ポスターを貼り出し、被保険者に周知した。
- ・ 新規・異動により保険証を発行するタイミングでリーフレットを同封し使用促進を図った。
- ・ 社内イントラで各事業所に通知を配布。
- ・ 社内イントラの電子掲示板にジェネリック通知の配付用箋を掲示したが、当該用箋に掲載した。
- ・ 健保組合のホームページに掲載。

【共済組合】

- ・ 組合員に対する医療費通知に合わせて実施。
- ・ ホームページに医療費の状況を掲載しており、その中で実施。

問 40 ポリファーマシー（重複投薬）について、取り組みを実施していますか。

n=51



○ その他の内容

【市町国民健康保険】

- ・ 65歳以上の被保険者の方で複数の医療機関から9種類(H30は10種類)以上のお薬をもらっている方へ服薬情報を記載した通知を送付し、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師への相談を促す。
- ・ 看護師による訪問指導。(お薬手帳等の活用など)
- ・ 詳細な内容については、保健事業調整チームで検討中。
- ・ 1か月間に、同一成分の医薬品が複数の医療機関等で処方・調剤され、かつ、当該医薬品の処方日数が60日以上である被保険者に対し通知を実施し、適切な服薬を促している。
- ・ R2年度以降、重複投薬者に通知、保健師等による訪問・電話指導を予定。
- ・ 服薬情報通知で解消を図っている。
- ・ R2年度から全レセプトデータを分析し、重複・多剤・禁忌について対象者に通知する。

【国民健康保険組合】

- ・ KDBシステムにより重複・多剤処方の対象者をリスト化し、診療報酬明細書を精査後、該当者へ薬の適正使用について通知を行っている。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 平成30年9月～12月の4か月分のレセプトデータより、2医療機関以上を受診し、平成30年12月中に院内処方及び院外処方を含め6種類以上の薬剤を服用しうる対象者「16,031名」に対して、お薬情報のお知らせを送付し、重複服薬による健康被害の抑制や医療費の適正化を図る。
- ・ 直営診療所で治療中の被保険者に対して、服薬指導や残薬調整を実施している。
- ・ 広報誌の活用。

問 41 後発医薬品の使用促進やポリファーマシーに関する取り組みについて、課題や実施してほしい事業等をご記入ください。(自由記述)

【市町国民健康保険・後期高齢者医療広域連合】

- ・ 後発医薬品の使用促進について、他市町村の実施状況の情報共有のとりまとめや、医師会・薬剤師会・県内医療機関への協力依頼をお願いしたい。
- ・ 県や連合会の集合契約等、市町が参加しやすい環境を整えてほしい。
- ・ 医師の意識を変えていくことが、後発医薬品の普及に効果的であると考えため、病院や薬局等に対して、周知や依頼を行ってほしい。今後、多剤服薬者への指導に注力していく場合、医師会等への事前協議が求められるが、県単位化したことにあわせ、第三者行為の届出啓発のように県医師会等に対し広島県や国保連から一括して協議するような体制を整備してほしい。
- ・ 被保険者への通知・啓発・広報によるこれ以上の後発医薬品の使用促進は限界であると思われる。市町から病院や薬局へ協力依頼することは困難であると考えている。
- ・ 医師や薬剤師が確認したうえで提供している。保険者は病気や薬の専門家ではない。どう取り組んでいくべきか不明である。薬の個数が多いと通知したところで効果があるとは思えない。現事業に追われ新規事業の検討まで至らない。効果のある取組事例等の紹介や研修会の開催を希望する。
- ・ ポリファーマシー（重複投薬）については、県全体でジェネリック服薬情報のお知らせ（差額通知、個別通知）と同様の民間事業者実施の手法による、対象者データ抽出・通知書発送での実施を検討してほしい。
- ・ 保険者の努力では限界があるため、国保連や県から医療機関への働きかけをお願いしたい。
- ・ お薬手帳をオンラインにし、1人1冊にしてほしい。医師が直接見てわかるものになればいいと思う。
- ・ ポリファーマシーに関する取り組みについて、現在、対象者の選定や内容など理解できていないことが多いため、研修会の開催を希望する。

【国民健康保険組合】

- ・ 業者委託により重複投薬の該当者に指導（文書による情報提供等）を実施することを計画したが、想定以上に費用を要するため理事者の理解を得られていない。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 特に後発医薬品の使用促進については、3師会のそれぞれの立場を尊重しつつ使用促進の取り組みを進める必要があるため、思うように進めることができないことは課題といえる。各保険者と、行政や保険者協議会で密に連携を取りながら、3師会との関係性を保ちつつ、地道な取り組みを継続して実施することが望ましいと考える。

- ・ 広告・メディアなどで周知し，社会全体として関心を高めていく施策の実施。
- ・ ポリファーマシーに関する加入者指導等のための研修会の実施。
- ・ 後発医薬品の普及については保険者に努力を求めるだけでなく，療養担当規則（第20条の二，投薬「ロ」）で保険医の努力義務について，一歩踏み出したものとすべき。

【共済組合】

- ・ 情報提供。（特にポリファーマシーのことに関する実態や具体的な対策方法等）

第8章 地域と職域の連携に向けた取り組みについて

問 42 被保険者の保険者間移動がある中で、健診・保健指導の実施率向上に向けて、地域と職域が連携し、どのような取り組みが可能と思われますか。(自由記述)

【市町国民健康保険・後期高齢者医療広域連合】

- ・ 退職者に向け、市町国保加入後に受けられる保健サービスの紹介の機会を設けることにより、退職後も切れ目なく健診や保健指導を受けることができ、実施率の向上につながると考える。
- ・ 保険者間を移動しても健診や保健指導が受けられることを、対象者自身が把握できるよう、わかりやすい情報提供が必要と感じている。
- ・ 被保険者に、健診結果の保管、保健指導時の持参等の周知を徹底し、指導に活用する。
- ・ 地域からだけでなく、職域からも健診（がん検診を含む）を周知する。
- ・ 情報連携ができれば保健指導等を互いに引き継いでいくことが可能と考える。
- ・ 保険を変更する際の特定健診の受け方についての丁寧な案内が出来る体制。協会けんぽの被扶養者の人も、市が実施している集団健診（日曜日以外）で特定健診・がん検診が受診できる体制の継続。
- ・ 自治協議会を通しての地域住民へのチラシ配布や、商工会議所・商工会を通じたのチラシ配布等。
- ・ 地域と職域合同における説明（連携に向けた情報共有できる場など）を年に2回開催してはどうか。
- ・ 保険者変更の手続きの際に、健診や保健指導のちらし配布、説明をする。
- ・ 被保険者の健診データを共有し、効果的な保健指導へつなげる取り組みが可能ではないかと思う。

【国民健康保険組合】

- ・ 健診・保健指導の履歴を資格喪失時に被保険者に渡し、次に加入した保険者へ提出する。(資格喪失証明書の中に、健診保健指導等の状況も追記できるような項目を設け、次の保険者へ引き継ぐ。)

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ 退職時・任継終了時に国保加入手続きの案内、パンフレット等と合わせ、地公体で実施される健診の周知も図っていく。
- ・ 健診データ等の情報提供がある場合の円滑な提供。
- ・ 本人の同意があれば、保険者宛に経年的な健診データや保健指導データをお渡しすることは可能。

【共済組合】

- ・ 事業主健診や住民健診の相互利用。(データの共有)

問 43 地域と職域の連携に向けて、互いに活用できる社会資源がございましたら、ご記入ください。(自由記述)

【市町国民健康保険・後期高齢者医療広域連合】

- ・ 健康づくりセミナーを希望する企業等への講師派遣，保健センターで実施しているウォーキング大会等の場の提供，国等から配布されたリーフレットやポスターの提供，デンタルケアグッズの提供等。
- ・ 健康に関する事業やイベント・講演会等。周知のため広報誌等に掲載をしているので，職域で関心のあるかたは利用していただきたい。
- ・ 生活習慣病，メンタルヘルス等の健康教育。ウォーキングイベント。
- ・ 各種健康に関する事業やイベント等の場の提供。
- ・ 年間で決まっている健診に係るタイムスケジュールの情報共有。
- ・ 地域または職域で開催する健康教育の情報を提供。
- ・ 町開催のイベント等で場の提供。
- ・ 講座など事業の場の提供。
- ・ 健康に関する事業。(特定健診，がん検診，保健指導，健康教育等)
- ・ 通いの場で健康教育・相談を行うための場の提供。

【健康保険組合・全国健康保険協会広島支部】

- ・ メディアでの広報活動や健康関連イベントの共催。
- ・ 事業主が持つ店舗(駐車場)にて，特定健診の会場として場所貸し。(要交渉)
- ・ 事業主が持つ店舗の掲示板に啓発ポスターの掲示協力。

